

第55回定例会

南部町議会会議録

平成26年3月3日 開会

平成26年3月11日 閉会

南部町議会

第 5 5 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (3月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長所信表明及び提出議案提案理由の説明	5
○議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
○南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	1 5
○陳情第 1 号の上程、委員会付託	1 6
○散会の宣告	1 7

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	1 9
○本日の会議に付した事件	1 9
○出席議員	1 9
○欠席議員	2 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0
○職務のため出席した者の職氏名	2 0
○開議の宣告	2 1

○一般質問	2 1
工藤幸子君	2 1
中村善一君	2 6
川井健雄君	3 1
立花寛子君	3 8
中舘文雄君	4 6
○散会の宣告	6 1

第 3 号 (3月5日)

○議事日程	6 3
○本日の会議に付した事件	6 3
○出席議員	6 3
○欠席議員	6 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 4
○職務のため出席した者の職氏名	6 4
○開議の宣告	6 5
○一般質問	6 5
沼畑俊一君	6 5
根市勲君	7 5
工藤久夫君	8 2
八木田憲司君	9 0
川守田稔君	1 0 3
○散会の宣告	1 1 0

第 4 号 (3月6日)

○議事日程	1 1 1
○本日の会議に付した事件	1 1 2
○出席議員	1 1 3

○欠席議員	1 1 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 3
○開議の宣告	1 1 4
○報告第 1 号の上程、説明、質疑	1 1 4
○報告第 2 号の上程、説明、質疑	1 1 5
○報告第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第 1 号から議案第 1 8 号の上程、委員会付託	1 2 4
○議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 6
○議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 0
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 3
○議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 1
○議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 6
○議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 8

○議案第42号から議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○散会の宣告	175

第 5 号 (3月11日)

○議事日程	177
○本日の会議に付した事件	177
○出席議員	178
○欠席議員	178
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	178
○職務のため出席した者の職氏名	178
○開議の宣告	179
○議案第1号から議案第18号の委員長報告、討論、採決	179
○常任委員会報告	183
○委員会の閉会中の継続調査及び審査の件	183
○日程の追加	184
○町長提出議案追加提案理由の説明	184
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	185
○閉会の宣告	187
○署名議員	191

平成26年3月3日（月曜日）

第55回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第55回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年3月3日（月）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長所信表明及び提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第29号 南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について
- 第 6 南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第 7 陳情第1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	副 町 長	坂本 勝二 君
総務課長	小萩沢 孝一 君	企画調整課長	坂本 與志美 君
財政課長	小笠原 覚 君	税務課長	谷内 恭介 君
住民生活課長	極 檀 義昭 君	健康福祉課長	高森 正義 君
農林課長	川守田 貢 君	農村交流推進課長	西村 幸作 君
商工観光課長	福田 修 君	建設課長	工藤 良夫 君
会計管理者	若本 勝則 君	名川病院事務長	佐藤 正彦 君
老健なんぶ事務長	麦沢 正実 君	市場長	工藤 敏彦 君
教育長	山田 義雄 君	学務課長	夏堀 常美 君
社会教育課長	西村 久 君	農業委員会事務局長	北山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市 良典	主 幹	留目 日出子
主 査	留目 成人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第55回南部町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

(議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇)

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） 報告いたします。

去る2月24日に議会運営委員会を開催し、第55回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項を報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案が平成26年度各会計予算18件、条例の制定など16件、補正予算11件、報告3件でございます。

なお、平成26年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することにしました。

そのほかの案件といたしましては、陳情1件、常任委員会報告などがございます。

一般質問は10名から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

また、陳情書につきましては、所管の常任委員会に審査を付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月3日から11日までの9日間としました。

なお、3月8日、9日は休日のため、7日と10日は予算審査のために休会にします。

以上のとおり決定しましたので、長期間にわたる本定例会でございますが、理事者並びに議員

各位のご協力をよろしくお願い申し上げます、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において2番、八木田憲司君、3番、中舘文雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月3日から3月11日までにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

会期は3月3日から3月11日までの9日間に決定しました。

お諮りいたします。ただいま決定されました9日間の会期中、3月8日、9日は休日のため、7日と10日は予算審査のため休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの4日間は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

本定例会の上程は町長提出議案が45件、報告3件のほか、陳情1件、常任委員会報告などがございます。日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長所信表明及び町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長所信表明及び提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） ただ今、議長から発言の機会をいただいたところでありますが、ご挨拶を申し上げます前に、2月に2週続いた大雪により、ハウスの倒壊等、被害に遭われました方々へ、心よりお見舞い申し上げます。

道路の除雪につきましては、道路管理者である国、県、町及び関係業者がフル稼働し全力で除雪作業にあたったところではありますが、町内各地において除雪が遅れた箇所があり、町民の皆様には長期間にわたりご不便をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

また、自前のトラクター等を使用して除雪作業を行っていただいた、農家の方々をはじめとするボランティアの皆様、要援護者宅を巡回していただきました民生委員や消防団他、関係者の皆様には、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私は、今回のような大雪も、「台風や大雨と同じ災害である」との認識を持って対応しなければならぬと職員に指示いたしました。

幸い、人的被害や、各地で報道されているような孤立集落が発生することはなかったわけではあります。それで良かったで終わるのではなく、今回の対応についてしっかりと検証し、今できることは着実に実行し、今後どの様に備えていくか、検討しなければならないと考えております。

それでは、3月議会定例会の開会にあたりまして、町長就任3期目の所信と提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第55回南部町議会定例会を開催するにあたり、議員各位には年度末の何かとご多忙のところ出席をいただきまして、ご審議賜りますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、1月に行われました南部町長選挙におきまして、議員各位並びに町民の皆様から多くのご支援を賜りましたことに対し、衷心より感謝申し上げる次第であります。引き続き町長の職を務めさせていただくこととなりましたので、提出案件の説明をさせていただく前に、今後4年間の町政運営についての所信を申し述べさせていただきます。

これまでの8年間、多くの方々から多大なるお力添えをいただきながら、町民と一緒に頑張って南部町の町づくりに努めてまいりましたが、全てが合格点であるとは思っておりません。これまでに実施してきた施策を、しっかりした形で確認しながら、気持ちを新たにして、職員共々、まずは町民のために何ができるのか、常に考え、実行し、町長としての重責を果たして参りたいと思っております。

また、平成23年と平成25年に発生した馬淵川のはん濫による大災害につきましては、改めて被災した方々に心よりお見舞い申し上げます。皆様が安心・安全に暮らせる河川整備の早期実現に向け、私の使命として、先頭に立ち、粘り強く働きかけていくことをお約束するものであります。

さて、選挙後に行った町職員に対しての訓示において、「これからの4年間は、まさに正念場の4年になる」と申し上げました。

まず、財政面におきましては、これまでは厳しい財政状況の中でも、地方交付税や合併特例債など、少しは優遇されてきた部分もあったわけですが、今後は減少していくことが明かでありませぬ。

このような状況を乗り切るためには、職員自らが将来に渡る財政状況を理解し、自ら考え、アイデアを出していくことが必要であります。どこを、どのように切り詰めていかなければならないか、真剣に考えていかなければ乗り切ることはできないと思っております。

ただ、そこにおいて、町民が夢や希望を持つことができない町ではいけません。厳しい中においてもやるべきこと、他を切り詰めてでもやらなければならない、そういう事業はしっかりとやっつけていかなければならないと思っております。

そして、その時に、すぐに対応できる体制、対応可能な財政状況にしておかなければなりません。「限られた予算を、町民のためにどのように活用していくのかを考えていかなければならない。」職員には、そういう意識を強く持つことを申し上げます。

また、これまでの「まちづくり」に対する考え方や行政のあり方を再点検していくとともに、町民と行政が一緒になり、サービス精神と経営感覚に立脚した行政改革を進めていくことに、町

民の皆様の幅広い意見等を踏まえ、平成26年度から平成30年度までを推進期間とする「第二次南部町行政改革大綱」を策定いたしました。

その中では、「職員改革」を改革の柱に据え、職員の資質向上と意識改革に努め、職員の持てる力を最大限に発揮できる職場の実現を目指しています。加えて、持続可能で健全な財政構造を確立するため、職員一丸となり「行財政改革」を進め、質の高い町民サービスを提供しつつ、活力と魅力ある南部町の発展につなげるとしております。

そして、常々申し上げていることではありますが、私の基本姿勢は、やはり「町民とのキャッチボール対話」であります。常に町民の中に入っていき、町民の声に耳を傾け、その声を吸い上げ、町民に説明しながらより良い方法を一緒になって考え、実行していく。

この想いに、いささかの揺らぎもありません。当然これは私だけではなく、職員共々町民の声に耳を傾け、対話していくことにこだわっていきたいと考えております。

今年の6月には、医療、保健、福祉、介護の包括的なサービスが提供できる拠点施設として、医療健康センターが事業を開始し、平成26年度中には光ファイバー網が町内全域に整備されます。インフラの整備を着実にしながら、昨年策定いたしました「南部町総合振興計画後期基本計画」の実現に向けて全力を挙げて取り組む所存であります。

特に、人口減少に歯止めをかけ、未来の南部町を活力あるものとするためには、思い切った施策を断行する覚悟で取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

いずれにいたしましても、事業を進めるにあたりましては、町民の皆様のご意見を伺いながら、議会における闊達な議論を持ちまして、より良い事業の展開を図って参る所存でありますので、今後とも議員各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件について、順にご説明申し上げ、審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第1号、専決処分した事項の報告についてであります。去る1月6日、南部町大字沖田面字沖中地内の国道4号において、町職員が運転する公用車が停車中の車両に追突した事故に関し相手方と和解を成立させたこと、及び損害賠償の額を決定したことについて専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、報告第2号、平成25年度南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。大雪による除雪経費の増額に伴い、平成25年度南部町一般会計の土木費に除雪業務委託料5千万円を追加補正し、除雪作業に緊急を要するため専決処分したものであり、地方自治法の規定により、これを報告させていただくものであります。

次に、議案第1号、平成26年度南部町一般会計予算から、議案第18号、平成26年度南部町大平財産区特別会計予算までの当初予算についてご説明いたします。

平成26年度当初予算につきましては、基金取り崩しに頼らない健全な財政運営を目指し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、町民の暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、さらなる地域活性化及び町民福祉の向上に資することを基本姿勢として編成を進めてまいりました。

まず最初に、議案第1号の一般会計であります。総額103億円となり、前年度と比較しますと8億円の増、率にして8.4%の増となっております。

主な事業といたしましては、情報通信利用環境整備事業4億5,282万5,000円、電算システム更新事業1億6,219万2,000円、学校給食センター改修事業4,990万円、名川分庁舎解体事業3,544万円、消費税率改正に伴う低所得者層への臨時給付金支給事業9,755万5,000円、道路橋梁整備事業3億2,826万9,000円などとなっております。

次に、特別会計についてご説明いたします。特別会計につきましては、予算額と前年度との比較のみ説明させていただきます。

議案第2号、平成26年度南部町学校給食センター特別会計予算につきましては、予算総額1億8805万9,000円、前年度より265万4,000円の減、率にして1.4%の減額となります。

議案第3号、平成26年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算につきましては、予算総額7,602万2,000円、前年度より3,542万6,000円の減、率にして31.8%の減額となります。

議案第4号、平成26年度南部町ポर्टピア交付金事業特別会計予算につきましては、予算総額655万円、前年度と同額であります。

議案第5号、平成26年度南部町国民健康保険特別会計予算につきましては、健康センター整備事業の終了に伴い、予算総額28億9,000万円、前年度より5億7,921万5,000円の減、率にして16.7%の減額となります。

議案第6号、平成26年度南部町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額25億3,923万6,000円、前年度より1億2,241万2,000円の増、率にして5.1%の増額となります。

議案第7号、平成26年度南部町介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額3,1

58万8,000円、前年度より1,695万1,000円の増、率にして115.9%の増額となります。

議案第8号、平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額2億1,681万3,000円、前年度より2,439万1,000円の増、率にして12.7%の増額となります。

議案第9号、平成26年度南部町病院事業会計予算につきましては、収益的収入の予算額、11億850万円、支出の予算額、11億3,850万円、収入では、前年度より8,280万円の増、率にして8.1%の増額となります。

議案第10号、平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額2億1,500万円、前年度より3,400万円の増、率にして18.8%の増額となります。

議案第11号、平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額2億9,204万円、前年度より2,492万9,000円の増、率にして9.3%の増額となります。

議案第12号、平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計予算につきましては、予算総額28億3,452万4,000円、前年度より5,390万2,000円の減、率にして1.9%の減額となります。

議案第13号、平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、予算総額3億9,045万円、前年度より441万1,000円の減、率にして1.1%の減額となります。

議案第14号、平成26年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算につきましては、予算総額4,250万4,000円、前年度より1,000万円の増、率にして30.8%の増額となります。

議案第15号、平成26年度南部町大字平財産区特別会計予算につきましては、予算総額131万円、前年度より70万円の減、率にして34.8%の減額となります。

議案第16号、平成26年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算につきましては、予算総額1,810万4,000円、前年度より110万円の増、率にして6.5%の増額となります。

議案第17号、平成26年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算につきましては、予算総額3,385万4,000円、前年度より100万円の減、率にして2.9%の減額となります。

議案第18号、平成26年度南部町大平財産区特別会計予算につきましては、予算総額179万9,000千円、前年度より8,000千円の増、率にして0.4%の増額となります。

本職からは以上、概要のみの説明とさせていただき、平成26年度の各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号、南部町健康センターの設置及び管理に関する条例の制定についてありますが、平成26年6月1日から開設する南部町健康センターの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第20号、南部町医師修学資金貸付条例の制定についてであります。将来、町立病院の医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸し付けるもので、町立病院における医師の確保を図ることを目的に制定するものであります。

次に、議案第21号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が引き上げられるに伴い、施設使用料等について関係条例を改正するものであります。

次に、議案第22号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。事務事業の運営を簡素かつ効率的なものとするため、財政課の業務を総務課と企画調整課に再編し、企画調整課を企画財政課と名称変更し、併せて、条例で定めるべき事務分掌を整理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。諏訪ノ平地区に建築した集会施設を、諏訪ノ平公民館として加えるものであります。

次に、議案第24号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。青森県人事委員会の勧告に基づき、四輪の自動車を使用する職員の通勤手当の上限額を引き上げる改定をするものであります。

次に、議案第25号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。三戸郡統一単価である団員の年額報酬金額を、青森県の平均レベルまで引き上げるものであります。

次に、議案第26号、南部町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第三次地方分権一括法による地方青少年問題協議会法の改正により、地方青少年問題協議会の会長及び委員の任命基準を条例において定めるものであります。

次に、議案第27号、南部町多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。施設の老朽化に伴い、一般への貸し付けを行わないこととするため、施設使用料等の規定を削るなどの改正をするものであります。

次に、議案第28号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法の一部を改正する法律及び道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町医療センターの設置及び開設による事業の名称変更に伴い、関係する条例の題名及び字句を改正し、併せて消費税率及び地方消費税率が引き上げら

れることに伴い、使用料の改正を行うものであります。

次に、議案第30号、南部町名川センターハウス条例を廃止する条例の制定についてであります。名川センターハウスの土地と建物を譲渡することから、条例を廃止するものであります。

次に、議案第31号、指定管理者の指定について（諏訪ノ平公民館）であります。平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間、諏訪ノ平公民館の指定管理者として、諏訪ノ平町内会を指定するものであります。

次に、議案第32号、指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他一施設）であります。平成26年3月31日で指定期限が終了する商工観光課所管の二施設について、平成26年4月1日以後の指定管理者として、財団法人 南部町健康増進公社を指定するものであります。

次に、議案第33号、定住自立圏形成協定の変更についてであります。八戸市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定について、連携する取り組みの見直しを図り、その他、所要の変更をするものであります。

次に、議案第34号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。平成26年度の設置団体負担額について協議するものであります。

次に、議案第35号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第7号）についてであります。予算の総額から歳入歳出それぞれ8,748万6,000円を減額し、予算の総額を105億446万3,000円とするものであります。

主な補正要因としましては、来年度に予定していた公営住宅建設事業を前倒しで実施することに伴い、公営住宅建設事業費に9,988万5,000円を、小・中学校非構造部材耐震診断により指摘のあった学校の体育館の照明器具の改修事業費に2,753万9,000円をそれぞれ追加するほか、各事業費の決算見込等による減額であります。

次に、議案第36号、平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。施設の大規模改修に伴う工事請負費などを補正するもので、歳入歳出それぞれ440万円を減額し、予算の総額を1億704万8,000円とするものであります。

次に、議案第37号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。決算見込みによる保険給付費の減額など、歳入歳出それぞれ1億3,912万7,000円を減額し、予算の総額を33億6,159万9,000円とするものであります。

次に、議案第38号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。決算見込みによる保険給付費の増額など、歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、予算の総額を24億2,923万3,000円とするものであります。

次に、議案第39号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、要支援認定者の増による介護予防計画作成業務の増など、歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加し、予算の総額を1,502万3,000円とするものであります。

次に、議案第40号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてありますが、決算見込みによる保険料負担金の減など、歳入歳出それぞれ629万6,000円を減額し、予算の総額を1億8,612万6,000円とするものであります。

次に、議案第41号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第2号）についてありますが、資本的収入につきましては、医療統合システムに対する国保調整交付金を5,171万3,000円減額したものであり、資本的支出につきましては、医師住宅建設事業の延期により2,825万円を減額したものであります。

次に、議案第42号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、決算見込みによる下水道事業工事の減など、歳入歳出それぞれ3,762万4,000円を減額し、予算の総額を1億4,337万6,000円とするものであります。

次に、議案第43号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、工事請負費の修繕工法の見直しによる工事費の減など、歳入歳出それぞれ1,036万円を減額し、予算の総額を2億5,675万1,000円とするものであります。

次に、議案第44号、平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、決算見込みによる設計業務委託料の減により、歳入歳出それぞれ72万4,000円を減額し、予算の総額を596万4,000円とするものであります。

次に、議案第45号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）についてありますが、決算見込みによる臨時職員賃金の減など、歳入歳出それぞれ312万円を減額し、予算の総額を3億8,983万6,000円とするものであります。

以上、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、関係課長より詳細にご説明をいたしますので慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長所信表明及び提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第5、議案第29号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） それでは、説明いたします。

全員協議会で使用した提出議案説明資料の方でご説明したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明資料の17ページでございます。議案第29号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますけれども、南部町医療センターの開設による事業の名称変更に伴い、関係する条例の題名及び字句、並びに消費税法及び地方税法の一部改正に伴う使用料の規定を改正するものであります。

内容でございますけれども、第1条、南部町国民健康保険名川病院の設置等に関する条例の一部改正ですが、（1）題名を「南部町病院事業の設置等に関する条例」に改めるものでございます。

（2）第2条中の名称を「国民健康保険南部町医療センター」に、位置を「南部町大字下名久井字白山87番地1」に改めるものであります。（3）第3条中の診療科を改めるものであります。

（4）第9条中及び別表中の料金について、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴い改正するものでございます。

次のページをお願いします。第2条、南部町の定年等に関する条例の一部改正から、第6条、南部町医師住宅管理条例の一部改正までにつきましては、名称の変更に伴いまして、関係する条例の名称部分につきまして改正するものでございます。

施行日は、平成26年4月1日、ただし、第1条中（2）「こちらは名称と位置になります。」及び（3）「診療科になります。」の改正規程は平成26年6月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 14番、立花寛子。今、説明ありました18ページの第5条、南部町国民健康保険名川病院運営審議会条例の一部改正についてですが、これを運営審議会と改めると理解しますが、これからはどのような内容の審議会を行うのか。その、運営審議会についての内容をお願いいたします。

また、17ページに戻るのですが、（4）第9条中、「消費税及び地方消費税の税率の改正による」ということではありますが。この中には、改正前、改正後の一つひとつの項目を見ますと、引き上げられるものと、引き上げられないものがあるようですが、これはどういうことによるものでしょうか。ご説明願います。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） それではお答えいたします。まず最初に、運営審議会の方ですけれども、従前から国民健康保険名川病院の運営審議会という条例がございました。それについて名称が変わるということで、南部町病院事業運営審議会に名称を変えますというので、内容については、以前と同じでございます。

あと、17ページの消費税の方ですけれども、表によって上げられるものはゴシック体の太文字で書いてございますけれども、それじゃないものについては、消費税8%かけても、四捨五入の関係でそのまま据え置いての料金ということになります。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 14番。第9条中、消費税の問題をどうしても論じなければならないのですけれども。いわゆる公共料金に対してでも消費税を引き上げなければならないものなのか、自治体独自で据え置くというような、そういう姿勢はとれないものなのか、自治体での消費税の取り扱いについて、どのようになっているもののでしょうか。ご質問申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 病院事業に関してになりますけれども、病院事業は特定事業ということで、「消費税の転嫁をちゃんとしなさい」ということになってございます。

今までの料金で上がらないものというのは、先ほど申しましたとおり、5%から8%に上がっても、コマいくらという形になりますので、その分については、8%かけた格好の料金ということで、理解していただければと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決されました。

.....

◎南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（坂本正紀君） 日程第6、南部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、会議資料配布のため暫時休憩とします。

（午前10時43分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時44分）

○議長（坂本正紀君） ただ今、配布しました名簿のとおり指名したいと思います。選挙管理委員には東満君、中野正美君、川守田由松君、田村千代美君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。ただ今、議長が指名しました東満君、中野正美君、川守田由松君、田村千代美君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。第1順位佐々木登志雄君、第2順位藤田克弘君、第3順位西舘輝敏君、第4順位松井吉男君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名しました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。ただ今、議長が指名しました第1順位佐々木登志雄君、第2順位藤田克弘君、第3順位西舘輝敏君、第4順位松井吉男君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） 日程第7、陳情第1号を議題とします。

本日までに受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配布しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告します。

なお、総務企画常任委員会は本日、本会議終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

3月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時46分)

平成26年3月4日（火曜日）

第55回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第55回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年3月4日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工藤幸子

1. 南部町の人口減少について
2. 町道の改善について

10番 中村善一

1. 農業の振興について

9番 川井健雄

1. 政府が昨年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を発表した。40年以上続いた減反政策の廃止や10年間で農地の8割を大規模農家に集約することなどを盛り込んでいるが、町の対応を問う。

14番 立花寛子

1. 福祉灯油について
2. 健康診断の健診率を向上させる工夫について

3番 中舘文雄

1. 町政運営と重要政策に対する具体的取り組みについて
2. 町税及びその他、並びに特別会計を含む収入未済額及び欠損額の処理等について
3. 町内小中学校の教育環境について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番 山田賢司君

2番 八木田憲司君

3番 中舘文雄君

4番 工藤正孝君

5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	谷内恭介君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	川守田貢君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	西村久君	農業委員会事務局長	北山哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	留目日出子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第55回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にお願いします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせしますので、ご協力のほどお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。

さきに通告をしておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、南部町人口減少について、今後の対策と人口が減少し続けた場合、町はどのような影響を受けるのかであります。

昨今は、南部町も八戸市を中心とした定住自立圏形成協定を結んで、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村の7つの町村で地域医療体制の整備、地域公共交通の維持確保及び安全・安心なまちづくりを行っています。しかし、今後の我が国の人口見込みは、つまり、日本の将来推計では、南部町合併前の平成17年に約1億2,776万人であった総人口は同年から平成47年までの30年間で約13%、つまり1,708万人減少し、約1億1,068万人となり、3大都

市圏も地方圏も人口減少するという過密なき過疎の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想され、同時に少子化・高齢化が急速に進行し、47年までの30年間で年少人口は約40%減少し、高齢化人口は約45%、1,149万人増加するということであり、また、団塊の世代高齢化に伴い、今後急速に高齢者が増加し、生産年齢人口が減少していくのであります。

※川守田稔君 着席

このような状況を踏まえ、地域圏において安心して暮らせ、各地において人口の流出を食い止めるとともに、移住の選択肢を提供し、地域圏へ人の流れを創出しなければならない。そのためには、我が南部町は思い切った施策、例えば全国に発信するようなものとして、無償で土地を提供し、農業希望であれば作付の指導を行う、また、この町で仕事もできるように会社の誘致活動に力を傾け、安心して生活ができ、子供施設も衰退するのではなく盛んになるようにしなければならないと思います。

町長、町から人間がいなくなったら町はどのようになると思いますか。町長、まちづくりを考えておられるのか、それとも、このままずるずる縮小していくことを考えておられるのか、ではないと思いますが、そのところをぜひお聞かせいただきたいと思います。

次に、町道の改善についてであります。道幅が狭く、入り組んでいる相内町内全域の道路を改善する考えは。

道路は、私たちの日々の生活に最も関係の深い重要な社会基盤施設であります。しかし、時代とともにその内容を社会の現実の推移に合わせなければならない生活があります。新しい道路構造令によれば、道路交通の騒音の発生、低減ができる構造や、交通安全や環境保全の必要性から今日の時代に役立つよう変革しなければならないと思います。

そこで、南部町相内の村中の道路は、国道4号線から西北に向かって入る三、四本の道路を初め、ねじれ交差点が数多くあり、どの道がどの先につながっているのかわかりにくく、さらには、また逆に、4号線に出ることも難しい。高齢者の多い時代には余りにも不適切であります。それが広範多岐にわたっているのであります。現在の特殊道路をわかりやすく使いやすい道路にできることを心から願うものであります。町長のご答弁をお願いするものであります。

以上、質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、事前に通告いただいていた順に答弁を申し上げたいと思います。

まず、人口減少への今後の対策についてのご質問でございますけれども、議員ご案内のとおり全国的に人口減少が進むことはもう避けられない状況にあります。特に、地方の人口は大きな割合で減少していくものと予想されております。

平成24年度に町の総合振興計画後期を策定する際の住民アンケートによりますと、町への愛着度についての結果は、「愛着を感じている」が39.1%、「どちらかといえば愛着を感じている」が44.3%で、合わせると83.4%の方々が町に愛着を感じているところでございます。定住意向についての回答につきましても、「住み続けたい」が51.9%、「どちらかといえば住み続けたい」が31.7%で、合わせますと83.6%の方々が定住を希望されております。

このように、住民の方々が町に住み続けたいと考えているにもかかわらず、毎年人口減少が進行している状況にある要因としましては、1つは、若者や子育て層といったいわゆる若い世代の首都圏や都市部への進学や就職に伴う流出が大きいものと考えております。進学した場合には卒業後に町に戻ってくれば結果として大きな人口減少にはつながりませんが、地元働く場が少ないため町に戻れず、首都圏等で就職することが若い世代の現状であろうと推測しております。

町では、大学等に進学した場合の就学援助として奨学金貸し付け制度を設けております。この制度は、卒業後、引き続き10年以上町に居住した場合には奨学金の返済額の2分の1が免除されますので、町へ戻る効果を上げているものと思っております。

さらに、町では医師を目指す学生に対し、新たな取り組みとして、医師の育成と地域医療の確保に向けた奨学金制度を設けて、医師不足の解消と地域医療体制の強化に努めていきたいと考えております。

若い世代の働く場の提供につきましては、当町だけでなく、現在多くの町民が通勤しているとともに北東北随一の産業集積地である八戸市を初めとした近隣市町村が、ともに産業の振興を考えることが肝要であると思っております。現在、八戸市を中心として当町を含む三戸郡の6町村及びおいらせ町で構成している八戸圏域定住自立圏が展開しており、産業の振興や働く場の確保など圏域内の定住に向けた各種事業を実施しているところでございます。当然のことながら、この八戸圏域定住自立圏の事業による産業の振興だけに限らず、当町による産業振興も図っていかねばならないものと考えております。当町の基幹産業である農業の振興を図り、発展するこ

とにより、関連する製造業や小売業などの商工業産業の振興のほか、新たな企業の可能性についてもつながっていくものと考えてございます。

また、農業を中心とした振興を図るために、町では新規就農者支援事業などの若い世代への働く場を提供し、人口の流出の防止に努めてまいりたいと思っております。

また、未婚化や晩婚化による出生率低下についても要因の1つとなっております。さらには、子育てにかかる費用の上昇も少子化の原因と考えられますので、保育や教育などにおける経済的負担感を軽減するための仕組みを考えていくことが必要であります。現在、町では学童保育の時間延長や中学生までの子供の医療費無料化を初め、生活支援のために住宅新築・リフォーム助成事業やコミュニティバス事業など、定住に向けた各種施策を実施してございます。

今後とも、住民と行政が一体となり、協働による地域づくりを目指し、特性を生かした新たな価値観のもと、元気で安心して生涯を暮らせるまちづくりを進めていくことが重要と考えてございます。

次に、人口が減少を続けた場合、どのような影響があるのかというご質問でございますが、人口が減少し少子高齢化が進むことで、働き手が少なくなり、労働生産性や活力の低下につながるほか、若者が減少することで地域コミュニティーや相互扶助による社会保障システムの維持に支障が生ずるおそれがあります。そして、これらの問題は町の財政にも直結することであり、経済を低下させ、税収等の財源に影響を及ぼしてきます。一方では、減少により減少すると思われるはずの社会保障給付額は、高齢化の影響により、人口が減少するにもかかわらず逆に増加を続けることとなります。このように、人口の減少は行財政基盤大きな影響を及ぼすことにより、福祉や保健・医療等の基礎的行政サービスが低下することも懸念されます。

また、子供の数が少なくなり、次代を担う子供の健全育成への影響や社会への対応、発達にゆがみが生じるなど、教育上の問題なども危惧されると思います。住む人がいないため空き家が増加したり、商店街にも店舗等を閉めることによりシャッターが閉ざされ、日中においても人通りが少なく、町に活気がなくなり、暗く、寂しく感じられたりすることで町並み景観の形成に影響も及ぼすことも考えられます。さらには、自然災害時の対応等についても、人口の減少と高齢化の影響により、地域防災力等の低下にもつながるなど、考えていかなければならなくなるものと思っております。

今回の定例議会、昨日の提案理由等においてもお話しさせていただきました。今後、少子化対策について大々的な取り組みを考えていかなければならないということを申し述べました。また、課長会議等においても私の3期目のスタートの訓示の中で、今までの子育て支援等さまざま

やってくる中で、しかし、なかなか人口減少に歯どめがかからないと。そういう中で、議員からも先ほどありました用地の無償提供等々、無償ができるのかどうかは別にしてそういう部分、また、転入される方々への他の支援、こういうこともしっかりと強化していかなければならない、そういう時期に入ってきたということを訓示でも話しました。当然、限られた予算の中で行っていくわけでありますので、切り詰める部分も切り詰め、そして、新たなサービスを探していかなければならない、そういう思いでおりますので、今後、財政の見通しを立てながら新たな事業というものを考えていきたいと、こう思っています。停滞するのを黙ってこれでもいいという首長は、どなたもいらっしゃらないと思います。我々も1つずつやってくるつもりでございますので、一気にはいかないかもしれませんが、減少に歯どめをかける施策を今後行ってまいりたいと、こう思っています。

次に、町道の改善についてのご質問でございますけれども、町道整備は整備計画に沿って事業を進めており、主要な幹線道路は町で計画し、その他町道につきましては地域町内会より要望を受け、優先順位などを検討し、順次事業を実施してございます。

相内地区でございますけれども、これまでも上沢3号線改良舗装工事、内田・沢構線舗装工事、上沢・五戸線舗装工事、その他維持工事等を実施しておりますが、まだ道幅が狭く、支障を来している未整備の路線もございます。現在、相内町内会より下在所1号線の要望申請を受けており、今後の事業計画としております。その他の路線につきましても、長期計画になりますが、他の地域との調整を図りながら計画的に着手してまいりたいと考えてございます。

なお、下在所1号線につきましても、私ども現場に行って、そして地域の皆さんとも話をしました。ただ、その路線の前に、国のほうに要望しておりました剣吉地区から南部地区に向かって右折レーンができました。ここでもかなり解消された部分がありまして、すぐ先に右折レーンがあって、そこに今の下在所1号線の道路を行くと、また信号なり非常に複雑になると。こういう課題も新たにわかったわけでございます。そういうことも地元の方々と、沼畑議員さんもいらっしゃいますけれどもお話をさせていただいた中で、やはり少し時間はかかりますよということで、上沢・五戸線、この舗装工事も町内会から以前から要望がありました。そちらのほうを優先してやりましょうということで昨年、舗装を完成したわけでございます。

そういう中で、我々も1つずつこれはやっていきながら、66町内会ですか、それぞれの町内会さんからあるわけでございます。そういうバランスも考えながらやっていかなければなりませんし、当然、予算の確保というものをしっかりと取りながら、できるだけ、やる場合には補助事業の対象にしてまいりたいと。ただ、なかなか、中には補助事業の対象にならない要望というもの

もでございます。そういう部分においては、町単独事業であってもやっていかなければならない路線というのもこれはあるわけございまして、大きな事業は道路計画に沿って行いながら、それぞれの町内会に密着する道路等については毎年、議員の皆さん方からも要望いただきますし、行政連絡員会議においても毎年要望をいただいております。それぞれの要望をいただいた町内会、1つ終わるとすぐまた新たな要望が出てくると、これが正直、現状でございます。地域バランス、それぞれの地区を考えながらやっていき、また、重要性というものも鑑みながら今後も整備に向けて取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 町長さんからただいなる、各項目に関して親切にご答弁をいただきました。

ご説明いただいた中でなるほどと思う点、もう少しやっていただいてもいいかなと思う点、例えば、相内に限らずだとは思いますが、人家が1軒2軒しかない離れた場所の住宅のご老人が道路を通して避難できないという、そういう場所もあると聞いております。ですから、経済的に、予算的にどうにもならないのはわかりますけれども、その辺に目を向けて、それらを解決しながら、そういう質問が出ないように、お互いに協力し合って、1人といえども2人といえどもそこから避難できるようにしていただきたいものだと、そのように思っております。

今の現在の状況は、町長さんのお話でわかりましたけれども、ただし、足元の問題点も大切ですがけれども、50年先、100年先までの南部町の姿を頭に置いていただいて、順調にそれらが進展していくという、そういう考えもあわせて考えていただきながら、現在もできるだけ町民の満足度を拡大していただければ大変幸せだなと思って今回質問させていただきました。大変細やかにご答弁いただき、まことにありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

10番、中村善一君の質問を許します。中村善一君。

（10番 中村善一君 登壇）

○10番（中村善一君） おはようございます。

さきに通告しました農業振興についてをお伺いします。

平成26年1月24日の新聞に、八戸出身の内田俊宏さんの記事で「ふるさと納税の特典」という題が掲載されていました。

ふるさと納税と農業の振興についてをお伺いします。

ふるさと納税のことは、中身のことは皆さんもう何年も前からやっていますのでわかっていると思いますので省略させてもらいますが、現在、国の農業に対する方向性は、5年後の減反廃止、そして、まだわかりませんがTPPの行方等、どれをとっても明るい方向性は見えません。一部には、これが農業の転機だと言う人もいます。しかし、周りの農家を見ると、後継者がいなくて高齢者が多く、国の方向性についていけない農家が出てくると思っております。

ですが、南部町が活性化するには基幹産業の農業が立ち直ることだと思います。現在、国・県・町では、何とか農業の近代化をしようとして、改植した農家に所得補償をしたり、パイプとか機械とかそういうのに補助をして、これから始まる農業の改革にいろいろと対策を立てております。

先行き不透明な国の政策の中で、1月24日のふるさと納税の特典という記事を見て調べましたが、インターネット上ではかなりの自治体で、ふるさと納税をした人に何かしらの特産品を贈答しております。南部町はやっているのかなと思って見ましたけれども、「ふるさとチョイス」というネットがありまして見ましたけれども、青森県南部町ということでしたけれども、手づくりジャムとかクッキーとか蜂蜜とかイチジクという贈答がありましたけれども、おかしいと思ひまして役場に問い合わせたら、インターネットの会社の間違いで南部町ではやっていないという返事でした。

また、当町ではふるさと納税は24年度132万6,000円、8件ということです。かなりの自治体で何かしらの特産品を送っています。南部町では予定がないようです。でも、これを利用しない手はないと思います。南部町、各産直、農業観光等は、大体100キロ圏内が主流です。関東方面への販売までいっていないと思っております。

平成25年度のふるさと南部会に行ってきましたけれども、その中で会員から、ふるさとを何とかしようという気持ちはありますが、何をどうすればいいのかわからないと、ふるさとにいる人と都会にいる人との接点がない、外国にいるみたいということでした。現在、ふるさとでは、自分たちが生まれ育った地域の基幹産業、農業に何が起こっているのかわからない人も多くいました。NPOの達者村の人たちがいろんな特産物を売っていましたが、すぐ売れて、後で注文をとるのに在庫、値段等で四苦八苦していました。町では特産物の宣伝をしています、範囲

が狭く、主力の大消費地まで手が回りません。ふるさと納税は地元出身者だけでなく、人から人へと1つの輪が大きな輪になっていきます。青森県南部町にはこんな農産物、加工品がある。それを都会にいる人に知ってもらい、買ってもらういいチャンスだと思います。

この内田さんの記事の中で、「ふるさと納税の現状を見てきたが、それでもふるさと納税の意義は大きいと考える。大都市圏を支える若者は地方から出てきた人が大部分で、生まれ故郷を離れてもふるさとへの思いを持ち続け、地元へ恩返ししたいという気持ち強い。また、魅力的な特典をそろえている自治体ほど企業の勧誘や少子化対策、特産品開発などにも積極的だ。ふるさと納税が本来の趣旨である地域格差の是正や地域活性化につながるような運用を双方に期待したい」とあります。

以上の点について町当局のお考えをよろしくお願いを申し上げます。お願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中村善一議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、ふるさと納税についてのご質問でございますが、参考に南部町に過去3年間の実績を紹介させていただきます。平成22年度は県内在住者1名、県外3名から計118万円、23年度は県内在住者1名、県外4名から計128万円、平成24年度は県内在住者2名、県外6名の方から計132万6,000円の寄附をいただいたところでございます。ふるさと納税をしてくださいました方々には、現在、受領証明書と一緒に観光パンフレット、町広報紙及び礼状を同封いたしまして感謝の意を表しておりますが、当町ではこれまで特産品などの贈呈はしておりませんでした。参考といたしまして、県内の状況であります。40市町村中、特産品等の特典があるのは21市町村で、残りの19市町村は特典がなく対応が分かれている状況でございます。

また、ご質問の中で紹介がありました八戸出身の内田俊宏さんによるふるさと納税の特典についての記事でございますけれども、中村議員からも内田さんのコメントがありました。現在のふるさと納税は特典を選ぶ楽しみが優先となり、本来の趣旨からかけ離れたものとなっている。一方、地元特産品のPR効果というメリットがあり、地域活性化にもつながっている側面もあるとしております。内田さんはどちらかというところこの記事でも、題名に出ているように、本来の趣旨を思い出そうという趣旨の方だと思っております。ただ、それだけではない、やはり実際に地域の特典を生かして伸ばしているということもこれは事実であるので、そこはうまくやっていかな

ければならないというふうなまとめになっておりますが、なぜこの指摘もしているかということ、仮に3万円を寄附した場合、寄附者の所得などによりますが、適用限度額2,000円を超えた2万8,000円が所得税と住民税から控除をされることとなります。この適用限度額を超える高額な特典を送った場合、結果として寄附者には寄附額を超えるメリットが生じ、単に特典目当てで、地域格差や税収格差の是正という本来の趣旨から逸脱しているものと、ここを指摘しているわけでございます。

このような指摘は以前からあり、当町も特産品などは送らないで来たわけでありましてけれども、達者村にて認証産品など農産加工が盛んに行われ、町内外で販売されているその普及促進や販売拡大も重要な課題であることはご承知のとおりでございます。農産物や加工品の製造・販売は、農業振興はもとより町活性化にも寄与することでございますので、今後、他の市町村の状況も調査しながら、寄附額に応じた適正な特典の贈呈という部分は考えてまいりたいと思います。重複しますが、先ほど申し上げたように寄附以上の特典の部分はいかがかなと思っておりますし、ただ、私どもの農業団体、いろいろな部分で特産品を開発したり、また、新鮮でおいしい、そういう農産物をつくってございます。そういう部分を私どもも、贈呈というより、還元というより、町の1つのPR戦略、そういう捉え方をしながら、関係団体のほうに少し相談させていただいて、また、金額に応じたものにしていかなければならないところ思っておりますので、決して私は、今までは当町から贈呈はありませんでしたが、それでいいんだということではなくて、町の農産物発信のためにも前向きにこれは考えてまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中村善一君。

○10番（中村善一君） 私もいろいろ調べてみましたがけれども、この前のテレビにも出ていましたけれども、ふるさと納税を200万やった人が出ていました。物すごい特産物ですか、農産物がずらっと出ていまして、これだけもらいましたということが出ていました。また、米を、1万円に対して大体2,000円が控除ですから、8,000円分を出した村があるそうですけれども、小さな村だったんですけれども、村で収穫する70%の米がその納税にあったそうで、もうこれ以上だとパンクするのでとめたという村もあるそうです。億単位だそうです。

また、ここに持ってきていますけれども、これは企業の株式とかそういうのを専門に取り扱っている本、全国誌なんですけれども、「ザイ」というそうなんですけれども、中身は見ませんでしたけれども、ここに10ページにわたって「ふるさと納税の人気特産ランキング12」というのが

出ています。これだけ今はもうみんなのところに普及しているんですけども、この特産品のランキング1位2位は2億円だそうです。2億円のふるさと納税でやっているそうです。12番までは大抵はもう、億単位のふるさと納税だそうです。このことから見ても、もうそこまで広がってきています。私から言わせると早急に手を打つべきではないのかと思いますけれども、どうでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、中村議員さんのほうから他の町村の例もいただきました。1つだけ、1万円を寄附して8,000円分をお返しするということになれば、本当にこれは本来の趣旨とは全く違うのではないかなと感じを今、私は受けました。

ただ、やはり先ほども答弁いたしました、寄附額に応じてそれなりの部分というのは先ほど考えていきたいと、前向きに検討していきたいということをご答弁いたしました。ふるさとを愛し、ふるさとを思い、また、ふるさとでなくても南部町に来たことがある、愛着がある、そういう思いの方々がふるさと納税を納めていただいていると、こう思っておりますので、その特典だけに走らないようにもしなければならぬなと思っております。

ただ、議員おっしゃるように、やはりそういう効果も実際あらわれているという実態もあるということでございますので、これは素直に、率直に、そういう実態も参考にさせていただきたいと思いますが、過剰な部分というまでは私はいくべきでもない、そう思っております。そんな中で、いろいろ関係団体、どういうものを当町とすればお返しとして、お礼として出せるものか、また、対応できる方々はどういう団体があるのか、そういう部分を検証、検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 中村善一君。

○10番（中村善一君） 終わりに、こういうことはアイデア勝負のところがあると思います。うまくいくとすごいことになりますけれども、そううまくいきません。苦しいこともいっぱいあると思いますが、やりがいがあると思います。

ちょっと手前みそというか、公平性とか個人的ということもあるんですけども、達者村ホームステイに県外から300人前後、毎年来ます。2泊3日ですので、親戚まではいかないけれども

それに近くまでなって帰っていきます。この人たちにもふるさと納税を紹介して、よかったら考えてくださいぐらいで宣伝していても効果は抜群だなということを思っています。ふるさとを愛している人だけということだとちょっとあれなんですけれども、南部町に来た人、南部町に関係ある人、南部町に関係ない人でも1つの輪が広がっていくように考えてもらいたいと思います。そこで、この雑誌の中に書いておりました「大ブームの予感が漂う」というのが大きくついていました。よろしくお願いを申し上げまして私のを終わります。

○議長（坂本正紀君） これで中村善一君の質問を終わります。

ここで11時まで休憩いたします。

(午前10時47分)

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

9番、川井健雄君の質問を許します。川井健雄君。

(9番 川井健雄君 登壇)

○9番（川井健雄君） まず最初に、去る2月15日、16日の大雪によりビニールハウスの倒壊などの被害を受けられました農家の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、町当局の迅速な対応をお願いいたしたいと思います。

※根市勲君 着席

※川守田稔君 着席

※工藤久夫君 着席

また、町長におかれましては、3期目の当選、おめでとうございます。体調管理に十分留意され、町勢発展のためにご尽力されますようご期待を申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

昨年12月に政府が発表しました農林水産業地域の活力創造プランについて質問いたします。

その内容は、40年以上続いた減反政策の廃止や、10年間で農地の8割を大規模農家へ集約すること、農業農村全体の所得を10年間で倍増させることなどを盛り込んでおりますが、町の対応をお伺いいたします。

1つ目として、日本型直接支払制度の内容についてであります。従来の中山間直接支払制度や農地・水保全管理支払制度がことしからどう変わってくるのか、詳しい説明をお願いいたします。

次に、県に設置されます農地中間管理機構についてであります。耕作者のいない農地を県が借り上げて、整備をした上で担い手農家に貸し出すという制度のようですが、詳しい内容の説明をお願いいたします。

次に、国は家畜の飼料用米の生産を推奨していますが、多収性専用品種の種子の確保や主食用米との分別管理、乾燥調整の体制整備や流通体制の整備等が必要と思われませんが、現状はどうなっているのかお伺いいたします。

最後になりますが、たび重なる馬淵川の氾濫により、水田への土砂やごみの流入でコンバインの損傷が激しく、米農家は大変困っております。町が昨年から実施しています果樹の共同防除組合のスピードスプレーヤーの導入助成が大変好評ですが、米の生産組織へのコンバイン等への導入助成は考えていないでしょうか、お伺いいたします。

答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川井健雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

昨年12月に内閣総理大臣を本部長とする農林水産業地域の活力創造本部より、農林水産業地域の活力創造プランが議員ご指摘のとおり発表されております。そのプランを受け、農林水産省では、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業、農村の有する多面的機能の維持発展を図るための地域政策を車の両輪として推進し、関係者が一体となって課題の解決に向けた4つの改革に取り組むことと発表されております。

実は先週、東北農政局長さんを初め農政局の方々と三八の市町村長に対する説明会がございました。その中でそれぞれの首長からも出たのが、余りにも詳しい内容がわからな過ぎるということで、早く詳しい内容を市町村に流していただきたいと、こういう意見がほとんどでありました。そういう中で、これから答弁いたしますが、詳細がまだはっきりわかっていない部分が大体でござ

ございます。今現在、私どもがわかっている範囲内で精いっぱい答弁してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

その中の1つとして、初めのご質問の日本型直接支払制度についてでございますけれども、国では平成19年度より、農地・水環境保全管理支払交付金により、地域活動による農地、農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対し支援してまいりました。当町においては、共同活動18地区、816.64ヘクタール、向上活動においては6地区、85.17ヘクタールを支援してまいりました。従来の農地・水管理支払交付金の共同活動と向上活動を組み替え、名称が変更され、また新たな農地維持支払い交付金を創設されることと伺っております。

次の農地中間管理機構についてでございますけれども、国では都道府県ごとに1つの農地中間管理機構を整備し、その業務の一部を市町村等に委託して、地域内に分散、錯綜する農地を整理し、担い手ごとの集積・集約化、耕作放棄地解消等を推進することとしてございます。先般の会議では、農政局の皆さんが県のほうにも行ってきたと、知事等にも会ってきたと。そういう中で、恐らく県が主体となる中間機構になると思います。県のほうも中間機構については整備する方向で考えているという話は知事から伺いましたということをお話はいただきました。従来は農地保有合理化事業等を推進してまいりました公益社団法人青い森農林業支援センターが担っておりましたが、現段階においては詳細についてまだ私どもも把握できていない状況でございます。

次に、飼料用米についてでございますが、4つの改革の水田フル活用と米政策の見直しの中で、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米などの作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食糧自給率、自給力の向上を図ることとしております。

平成25年産の飼料用米と米粉用米の助成単価は、10アール当たり8万円で、基本的には数量扱いはありませんでしたが、平成26年産からは収量に応じて10アール当たり5万5,000円から10万5,000円の助成単価となっております。参考までに申し上げますと、町の基準反収は今、570キロとしております。570キロで8万円、プラス150キロの720キロの収穫量で10万5,000円となり、また、基準反収のマイナス150キロとした場合の420キロでは5万5,000円と伺ってございます。収量によって5万5,000円から10万5,000円の幅が出てくるという内容でございます。

次に、議員ご指摘の専用種子の確保や貯蔵施設、流通体制はどうかについてでございますが、基本的には取り組み農家が行うこととなっております。農協を利用する方であれば、貯蔵、流通に関しては問題ないかと思いますが、農協を利用しない方は貯蔵、流通は農家自身で行うこととなり、昨年実施した方も自身で生産から販売まで行っている状況であります。

平成26年産の専用種子について八戸農協より伺ったところ、申し込みは終了したと伺っておりますが、平成26年産については従来の品種で作付可能な制度となっております。

飼料用米の取り組みにつきましては、助成単価だけを見れば高いのですが、収穫量のリスクと飼料用米の販売価格などから、加工用米または備蓄米等で対応するよう誘導しております。

また、今後、飼料用米を作付する場合は、この地域で作付可能な多収性専用品種等の確立と、大規模・単一作付による作業効果を図れる農家などに限られてくるのではないかと考えられます。

次に、米の生産者組織へのコンバイン等の導入助成についてであります。果樹の生産組織は町としても把握しておりますが、米の生産者組織等は把握できておりませんので、今後、組織等の調査を踏まえ、生産組織全体を視野に入れた調査を検討してまいりたいと思っております。

スピードスプレーヤーの組織は把握しております。それぞれが共同防除ということで活動いただいております。更新期になってきているということで、去年初めて町単独で助成事業を行いました。大変好評で、昨年3台、また、今回の予算計上のほうにも3台の予算計上をさせていただいております。コンバインの件も、私も農家の方々といろいろ話をしたときに大変困っているんだということもお聞きしておりました。そういう中において、個人、そういう方々に支援というのはやはり少し無理になるわけがございますけれども、しっかりとした組合として活動している組織がどれぐらいあるのか、そして、機械自体がどういう状況になっているのか、そういう部分は調査をさせていただいて、できるだけ要望に応じていきたいなど、こう思っております。

ただ、スピードスプレーヤーも行っておりますので、台数的にはコンバインは組織は少ないと思っております。限られた財政状況の中で対応していかなければなりませんので、スピードスプレーヤーの更新要望がどのぐらいの数になって今後いくのかを踏まえて、大体の更新、スピードスプレーヤーの更新が少ないようなときには1台は例えばコンバインのほうに充てるとか、若干はふやしてコンバインのほうにも支援できるような体制を組めるか、ここは私どももさらに少し煮詰めてまいりたいと、こう思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、再質問等、詳細等の部分があれば、またそれぞれ担当課長のほうからも答弁してまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川井健雄君。

○9番（川井健雄君） 日本型直接支払制度で、農地・水保全事業で組織されました環境保全体、1期が5年間で現在2期目に入っていますが、2期目に結構、町内の保全体の数が減ったと思わ

れますが、その原因は何でしょうか。担当課長、お願いします。

それと、農地中間管理機構なんですけど、なかなか当町のような中山間地では貸し手はあっても借り手というのはそうそうふえないんじゃないかなと思われそうですが、それに、相続登記などをしていないで現在、農業委員会に届け出していない貸し借り、いわゆる闇小作ですか、そういうのを農業委員会あたりでは把握しているのでしょうか、答弁願いたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 川井健雄議員のご質問にお答え申し上げます。

農地・水保全管理支払いの1期対策で減った保全体組織でございますが、4つの組織が減っております。その理由としましては、保全体組織が作成する活動書類、それから経理事務の作業がとても繁雑であるということから、事務担当者をする人が見つからないということ、それと、保全体組織のメンバー、構成員の中に高齢者の方々が多くなって活動できなくなったという理由がございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（北山 哲君） 川井議員のご質問でございましたけれども、俗に言う闇小作ということにつきましては、農業委員会のほうでは把握できてございません。それで、農林課のほうで毎年行っております水稻の作付の申し込みとか軽油の関係のときに来まして、その中でいろいろとそういうのが見えてくるものもございます。届け出の中です。そういうふうな方々については、農林課のほうからどんどん、こちらのほうに、農業委員会のほうに行って正規なやりとりをしてくださいということで、まず権利設定ということで来ている方は最近はかなりふえてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。川井健雄君。

○9番（川井健雄君） 保全体の事務作業が物すごい繁雑だということなんですけど、新年度から

町では地域担当の職員を設けるようなことをお伺いしたんですが、その地域担当の職員の方に来年そういう事務作業をやってもらうようなことはできないのでしょうか。

それと、コンバインの導入助成なんですが、おかげさまで圃場整備が着々と進みまして、千曳地区に続いて新年度から小泉地区も圃場整備事業に入る予定になっていますが、各地区で担い手を指定して進めていますけれども、コンバインに関しては個人で500万から1,000万もするような機械を買うというのは、担い手自体も高齢化してきていますし、その担い手にも後継者がいないというようなことが多くあります。それで、圃場整備した地区に生産組織を立ち上げて、共同利用するように指導していくべきだと思っておりますが、その辺何か考えがありましたらお願いします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この前、先週、東北農政局との懇談会のときに、私も川井議員さんと同じ実は質問をしました。1つは、出し手はあっても受け手が少なくなるのではないかと。そして、出し手のほうの優遇は今の内容だとされるようではありますけれども、受け手の優遇措置を余り考えていないのではないかと。結局、受け手のほうも圃場整備している条件のいいところじゃないともう借りないんですね。ですから、そこも私、指摘をしました。そういう中でこの事業をやっても、今までと変わらないで、条件の悪いところはずっとやはり耕作放棄地で残ってしまうと。逆に、条件のいいところは黙っていても借りる人がいるので、これはお互いでも交渉できますよと。ですから、受け手のほうの方々の少し優遇も、条件の悪いところを借りるのであれば少し優遇してあげると、そうすると、ちょっと条件は悪いけれども受けてみようかなという人も出てくるのではないかと、この指摘をいたしました。そこでは回答は来なかったんですけれども。

それと、事務作業、これが非常に複雑であると。担当課のほうからも聞いておりました。そこも指摘をしました。かなり重複している内容項目が多過ぎるということで、今、この新しい事業が変わるときに見直しをしないと、スタートしてしまうとまたこの事務量でいきますよと。今が簡素化するチャンスなので、そこは恐らく国のほうの担当職員レベルでも判断できる項目ではないかということも指摘をしました。本省のほうに伝えておくということでしたけれども。

我々もやはり、事業をやることによって逆に負担になって、じゃあやらないほうがいいという、そういう国の事業が結構ありますので、簡素化できて本当に喜んでもらえる、そういう事業にさせていただくように今後も要望してまいりたいと思っております。

それから、事務量につきましては、地区担当職員制度でございますけれども、議員の皆さんには説明しておりますが、きょうは馬淵小学校の皆さんもいらしておりますので地区担当職員というのはどういうあれかという、ことしじゅうにそれぞれの町内に職員を配置しまして、ただ、これは小間使いに配置するのではなくて、それぞれの地域の方々がそれぞれ自立性を持って町内のまちづくりを進めていく、そういう中で職員もその地区の担当職員となって一緒になって考えて行くと、こういう制度でございます。できるだけそういう事務作業的なものを地区担当職員がやるのではなくて、それぞれの方々がやっただいて、その指導と言ったら語弊がありますけれども、どういうふうにつくればいいのか、そういう部分は当然これは相談をしていただければ、それぞれの地区担当者がわからなければ担当課のほうに行き確認をしますし、一緒になってその地区を盛り上げていくと、そういう制度でございますので、事務的な部分はその職員が加勢するということにはぜひならないようにしていただければなと、こう思っております。

いろいろ今回の制度、首長からもやっとなんと落ちついたときに変わり過ぎると、こういう指摘がやはりございました。ただ、今回の4つの改革の中は、これはもう進めていくということになっていきますので、私どもにも早くとにかく新しい情報を、詳細な部分を早く出していただかないと取り組む方々も困るわけでございますので、ここはまた要望してまいりたいと思います。

そしてまた、圃場整備を進めていく地区、千曳地区、大体めどが立ちましたし、小泉地区、新年度から着工に入っております。できれば、私どもも農家の方々が何が大変かという、いわゆる農機具の購入費、返済額でございます。それなりの収入を得ても、せつかく得たのが返済に回っていくという部分でございますので、できるだけ共同作業でもってそれぞれの購入費用を負担軽減ができるような形に、そういう組織については私どもも積極的に取り組む組織としてできるだけ助成できるような体制をしてまいりたいと思っております。

それと、少し長くなりました。この前、農政局にも言ったのは、圃場整備、我々、小泉地区、新しく引きます。そういうときに、本当に農地集積を図るのであれば、圃場整備した地域であっても、5年後、何年か後にはやはり続けられない、どこかにやってもらいたいという人が出てくると思います。その圃場整備のとき、これはそれぞれの圃場整備団体の換地委員会さんが決めることになるだろうと思うんですけれども、できれば将来、そういうふうに私は貸す計画があるという方々を圃場整備の中でも集約をできれば、これは3人の方々が貸し出し、ばらばらで3人の方々が貸したいというよりは、3人の方々が既に圃場整備の中の一角に整備できれば非常に、借りる側も1区画で借りられますので、非常に出し手も受け手も条件がよくなってくると思いますので、そういう部分も換地委員会さんなんかが大変だと思います。まとめるには。でも、そうい

うこともできればまた農地集積というのが図られていくのかなと、こういうふうに考えています。

○議長（坂本正紀君） これで川井健雄君の質問を終わります。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。3月定例議会に当たり、一般質問を行います。

初めに、現在の政府、安倍内閣をどのようにごらんになっているのでしょうか。生活が苦しくなっているという住民の声には耳を傾けず、大企業への減税には熱心で、震災の復興支援は住民にばかり負担を押しつけています。その上、消費税の大増税では、どうやって生活しろと言っているのでしょうか。憲法を変えて海外への戦争を準備しているのか、集団的自衛権を訴え、軍事費の増額、秘密保護法の施行、靖国参拝を行う姿は、右傾化していると警戒されています。地方に対しては地方交付税の減額では、何が地方分権でしょうか。厳しい時代を予想される動きになっていますが、住民の要求実現のため、声を上げていこうではありませんか。

一般質問を始めます。福祉灯油について。

生活困窮世帯への灯油代助成を実施する考えはありませんか。灯油代が高くて大変と悲鳴が上がっています。価格はこの10年で倍以上になっています。北国にとって、灯油は公共料金と同じ重みがあるのではないのでしょうか。投機マネーの流入による原油価格の高どまり、アベノミクスによる急激な円安、石油業法の廃止など、エネルギー関連の規制緩和の影響などが灯油の異常な高騰の背景になっているのではないのでしょうか。かつて、石油業法には石油供給計画の策定義務などがあり、政府は石油の生産、備蓄や安定供給に責任を持っていました。しかし、政府は1990年代後半から規制緩和を進め、2002年、小泉内閣は石油業法を廃止、価格は完全に石油業界任せとなりました。原油価格の値上がりを超えて灯油は値上がりしている、石油元売り会社が灯油でもうけようとしていると批判の声が上がっています。政府は、市場経済とか行政不介入という姿勢で、改善しようとしていません。

政府は冷たい姿勢を崩してはいませんが、各自治体の取り組みで福祉灯油助成の実施が広がっています。外ヶ浜町や秋田県全25市町村で実施され、秋田県は福祉灯油を実施する各市町村の助成額の2分の1を助成する福祉灯油助成事業を行っています。

日本共産党の県議団は2月10日、「県が支援すれば福祉灯油を検討している自治体も励まされ、大きな影響を与える」と前向きに対応するよう強く求めております。春先でも寒い日が続く当町であります。町独自でも福祉灯油の実施を行うべきではないでしょうか、答弁願います。

次に、健康診断の健診率を向上させる工夫について質問いたします。

ふだんから自分の健康について気をつけているのでしょうか。体に不都合がなければ注意を向けることはないと思います。では、いざというときに、急を要する危険な状況なのか、少し様子を見てもよい病状なのか判断できるのでしょうか。いざというときの判断を進めるためにも、ふだんからの知識はある程度必要ではないでしょうか。病院のかかり方とも関係するわけですが、手遅れにならないためにも健康に関する知識は必要ではないでしょうか。

そこで、(1)の質問です。健康を維持するための健康教室の実施についてであります。

健診を受けている人でもそうでない人でも受けられる健康講話とでも言える健康教室の実施、どのようになっているのか実態を質問するものであります。

次に、健康診断結果通知書を病気の因果関係がわかる表にする考えはありませんか。

青森県総合健診センターが発行しております健康診断結果通知書は、県内で使われているのでしょうか。通知書の見方の説明はありますが、自分の現在の健康状況や将来の健康の変化はつかみにくいと思われれます。例えば、体重の変化はどのような病気を引き込むか。血圧の異常や糖尿病、悪玉コレステロールの上昇などにつながり、将来的には脳血管障害などになっていきます。このような病気との関連が知識としてあるかないかで、自分の体との向き合い方が違ってくるのではないのでしょうか。このように考え質問するものであります。参考になるような提案という形で受け取っていただきたい。

次に、眼底検査の導入についてであります。

眼底の網膜や血管を調べる検査です。高血圧や動脈硬化の進行度について判定するものです。健診会場には用意されておりましたが、どのように活用されているのでしょうか。ある自治体では、眼底検査の導入で病気の発見が高まったと言っています。病院への受診を促し、早期治療が成功して初めて健診が生きたものになるわけです。このような状況をつくりたいという考えから質問いたします。答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、生活困窮世帯への灯油代助成を実施する考えはないかというご質問でございますが、これまで灯油購入に関する助成が行われましたのは、最近では平成19年度に緊急対策として事業が実施されたのみで、それ以降は実施していない状況でございます。平成19年度に緊急対策として、県事業として福祉灯油購入助成事業が実施されております。財源といたしましては、県が2分の1の補助で事業が実施されておりました。このときの事業実施の背景でございますが、当時、中国を初めとするアジア地域を中心とした世界的な石油需要増に伴い、原油価格が急激に高騰したことにより、緊急対策として県では福祉灯油購入助成事業を実施しております。

平成20年3月7日の定例会で立花議員からの一般質問でもご答弁してございますが、生活保護世帯に対しては、灯油価格高騰に限らず、毎年11月から3月までの冬期間は暖房費としての特別加算が支給されており、さらに町が支給することは二重加算となりますので対象としないということでご答弁しているところでございます。

県内の灯油価格はその当時から徐々に上昇いたしまして、現在も灯油を初めガソリンや軽油などの石油燃料の価格が上昇している状況であり、今後もこの状況は続いていく様相を呈しておりますが、県におきましては19年度と同様の事業の実施の動きは現在のところない状況であります。

2月21日現在、県内の市町村におきまして今別町と外ヶ浜町の2町が町単独で福祉灯油購入費助成事業を実施していることが決定したと新聞で報道されておりますが、当町におきましては、今後も県等の動向を注視してまいりたいと考えてございます。

また、灯油代助成の話とは若干異なりますが、平成26年4月から消費税が8%と引き上げられることから、所得が低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的臨時措置として平成26年度に臨時福祉給付金が支給される予定になっております。

また、当町においてはプレミアム商品券発行の補助金を26年度当初予算に計上してお願いしてございますので、できるだけ早期に商品券発行の手続きができるようにしたいと考えてございます。

高齢者の方々、恐らく20%アップ、若い世代の方々も恐らく20%で検討していると思えますし、一般の方々でも10%の優遇措置があると、こういう町独自の商品券も発行いたします。そういう部分も活用していただきながら、また、臨時福祉給付金、これも支給されることになっておりますので、何とかそういう部分で活用していただければと思っております。

なお、臨時福祉給付金の対象者でございますが、平成26年度市町村民税が課税されない方が対象となりますが、ご自身を扶養している方が課税されている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となるものでございます。

給付額でございますが、先ほど申し上げました給付対象者1人につき1万円ではありますが、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者と、児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者に該当する場合にはさらに5,000円を加算するものでございます。

給付までのスケジュールですが、若干時間がかかるようでございます。6月の広報に掲載し、住民への周知を図りまして、市町村民税賦課確定後、7月中旬までに臨時給付金支給台帳整備をいたします。申請期間につきましては7月下旬から9月上旬としておりますので、9月下旬の振り込みの予定になるのではないかと考えてございます。

次に、健康診断の受診率を向上させる工夫についてのご質問でございますが、私からは健診等についての状況を答弁させていただき、それぞれの教室、また因果関係、眼底検査につきましては担当課長のほうから答弁してまいりたいと思います。

私どもも、特にまず、健診の受診率を上げなければならない。また、一番はやはり健診をしていただくということがその後の医療費の抑制にもつながっていくわけでございますので、ここに力を入れてまいりたいと思っております。現在、健診環境の充実を図るため、名川病院、町外の健診センター3カ所、日曜日開催を含む集団健診を実施しております。子宮がん検診については三八の医療機関で受診できる体制を整え、女性の勤務先に近いところで受診する環境づくりを図ってまいりました。

現在、特定健診の24年度受診率は県平均が29.9%に対し当町は44.7%となっております。特定健診では異常があった方へ特定保護指導という指導を行っておりますが、24年度の実施率は県平均が32.4%ではありますが、当町は58.8%となっております。ここの部分をしっかりとまたパーセントを上げていけるように取り組みをしてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解と、またご協力をお願いを申し上げたいと思います。

残りの部分については担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 健康教室の指導実施についてご説明いたします。

町内の、希望に合わせた生活習慣病予防を主とした栄養・運動に関する内容の地区健康教室、医師や健康・運動指導士、栄養士、看護師、保健師といった医療を含む多職種で行い、体力測定結果に基づき生活習慣病予防の運動メニューをつくり、食事、栄養のとり方をアドバイスすることで、健康的な体をつくりながら体重を減少させる運動指導教室、これはメディコトリム事業と

いう造語でありまして、「メディコ」、医療、「トリム」は整えるということになりますが、これは30歳から64歳の保健指導を対象とした運動の習慣づけと、食生活改善のための継続的支援のためのメタボすっきり教室、特定健診等での血圧、糖代謝、脂質の要医療判定者やコントロール不良者、一般被保険者に対して調理実習や栄養に関する講話、生活習慣予防に関する講話、運動実技などを行う国保保健事業健康教室などを開催しております。24年度は計25回開催し、延べ796人が参加しております。また、教室では女性が多い場合などは骨密度測定器を会場に持ち込み、骨密度のチェックを実施したり、ストップ・ザ・動脈硬化ということで血管年齢測定を行いながら、健康指導、健康相談を実施しているところでございます。

このほか、個別対応として訪問で498名、電話や支援するための郵便等で217人に対応しております。各健康教室では、生活習慣病予防等を含む健康の保持・増進のための健診の大切さ、健診結果を踏まえた医療機関での受診の重要性など啓発に努めながら開催しております。

次に、健診結果通知と病気の因果関係の表についてでございますが、現在、健診結果通知表の裏面に、検査項目ごとの基準値と疑われる病気などの説明を記載して通知しております。通知表については、委託先の健診機関で指定される様式になってございます。また、結果通知の際は、個人の結果の異常に合わせて、パンフレット等を同封して通知をしております。今後もさらに、結果を受け取った方がよりわかりやすい通知になるよう医療機関や健診機関等と検討しながら進めてまいります。

次に、眼底検査を定期項目に加える考えについてですが、平成20年度に基本健診から特定健診として行う制度に変更した際に、眼底検査、心電図、貧血は、医師の指示により実施する検査項目となりました。当町では、医師と相談の上、異常率30%の心電図及び異常率18%の貧血検査は全員を対象とする検査項目とし、異常率が8%の眼底検査は医師の指示で行う検査項目としました。現在も眼底検査は全体の18%の方が医師の指示により実施されており、15.8%が異常となっております。現在、眼底検査を行う予定はございませんが、特定健診で生活習慣病の大きな要因となるメタボリックシンドローム予防が重視されて健診項目が変更された経緯がございます。このように、疾病構造の変化により追加する項目がある場合は、医師との相談により随時検討してまいります。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。立花寛子君。

※工藤幸子 退席

○14番（立花寛子君） 1番の福祉灯油についてであります、町長の答弁は今までの経過、また、これからの措置ということで説明なされたわけでありましたが、灯油代の高さは自治体の、そこだけが問題ではないわけでありましたが、政府がきちりと灯油代等を管理し、適正な値段で行えばこういう助成問題も起こらないわけでありまして、現在、福祉灯油については先ほどの説明があった外ヶ浜は今年度も昨年度も実施しておりますし、国の助成があるとか県の助成があるとかないとかにかかわらず実施しているところは現在、あります。そして、この福祉灯油の広がり、北海道を初め先ほど言った青森県、秋田県は全市町村で実施し、なおかつ秋田県自身も助成をしている、このように手厚く運動が進んでいるところもあります。また、山形県、それから岩手県、宮城県などにも広がりを持っておりまして、運動が高まっております。ぜひこの動きを重視いたしまして当町でも実施していただきたいわけでありまして、それを後押しするような国の動きもあります。

総務省では、3月分の特別交付税で必要な措置を講ずる方向で検討し、3月中・下旬にも交付したいと述べております。また、生活保護世帯に対する措置で、福祉灯油を収入として認定しないとの見解を改めて示しております。現在、生活保護世帯に支給されている冬期加算などは今年度も減額されており、実態と合わないということで運動しているわけでありまして、助成対象にしております。国でもこのように収入と認定しないという答弁を引き出しておりますので、何となくしてでも福祉灯油を実施していただきたいと思っております。

これはまず、全ての世帯が残念ながら対象にならないわけでありまして、特に生活困窮者世帯、ひとり親とか障害を持っている方など幅広い、条件があるわけですので、それに見合った方々に福祉灯油としての助成をする、そういう予算措置、そういう姿勢も必要ではないか。町長のそういう政治姿勢に対する考え方も問われるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。実際、政府自身、特別交付税ということでも措置があるわけですので、ご一考いただけるのではないのでしょうか。

次に、健康問題についてでありますけれども、さまざま健診の種類の変化などで検査項目が変更になってきているということは存じておりますが、特に私は問題にしたいのは眼底検査であります、つい先ほどまで、数年前までは基本健診の中に眼底検査が入ってきたわけでありまして、幾らメタボが対象の健診といえ、眼底検査で得られるデータは大変有意義なものです。そして、ある自治体では、この眼底検査を取り入れたがために病気の割合を減らすこと、ひいては医療費の削減にもつながるわけですので、これはぜひともまた復活させていただきたい。オプションで

はなくて、基本の中に入れていただきたいと思います。

ところで、その眼底検査のやり方、数字は先ほどお話しされたんですけども、医師の指導によるということですが、その会場で採血などの検査結果は得られないわけでありますが、どういうところから医師があなたは眼底検査をなさいと言うのでしょうか。やはり、先ほどお聞きした数字からしても、少ないような気がします。ぜひとも眼底検査も定期の項目に追加するように再度、求めたいと思います。

私がこの健診の問題を取り上げましたのは、やはり数字の羅列の検査結果だけでは体を総合的に見るということはなかなか進まないのではないかと考えております。そして、たまたま、尼崎市が行っております健診結果構造図というのを見る機会がありました。これは、まず、保健指導効果を高めるため重視して策定されたもので、医学的根拠が十分であることよりも、みずからの体について大まかな理解を助ける。やはりこういう考えに立つてこそ健診の数字を読み解く力が高まるのではないかなと思ひまして提案しているわけでありまして。なかなか、自分の体が現在どのような状況になっているのか。数字1つ1つだけではなかなか総合的に判断ができないだろう。関心がある方は行っているとは思いますが、健診の数字の羅列の表だけからはなかなか難しいのではないかなと思ひまして、より病気との関連性がわかる表などを、今すぐ策定するというよりも、健康教室などで披露していただくなり、こういうのを参考にしての講義を行えないものかということも1つのまず提案です。今、使っておりますのは青森県内統一の表だと思ひます。その裏にも、今説明があったようにさまざま注意事項があるわけですけども、それを自分の数字に合わせてどれだけの方が見ておられるのかなという疑問もあって、わかりやすい構図を使って、病気、やはりここまで来れば恐ろしいことになるんだなという気持ちを持って健診に臨まれるとそうでないとは、やっぱり健診の重みが違ってくるのではないかなということで提案しております。

関係課の健康づくりに対するさまざまな事業は評価している1人でありまして。よくやられていると思ひますので、より発展した考えのもと、改善されるお気持ちでお受けとりになっているのかどうか質問をしたいと思ひます。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私から福祉灯油のほうの件にお答え申し上げたいと思ひます。

議員のお気持ち、十分私どもも理解できますし、県内では40市町村ある中で外ヶ浜と今別町2

町ということでございます。それぞれ取り組んでいるところの部分だけ話があれば、我々もその町村がやっていないのを逆に私どもがやっているという部分もあるわけですし、19年度のときは今の価格よりまた高かったわけです。そういう部分について、県のほうも助成を出して一緒に支援していこうということでございました。今、議員の皆様にも、わかりました、そうしましょうと言えればいい答弁になるんでしょうけれども、やはりそれぞれの他の事業というものも考えながらやっていかなければならないのが我々のまた責任でもあるわけですので、臨時福祉給付金、支給されます。今までは9月の補正でプレミアム商品券予算計上、可決をしていただいておりますけれども、早い時期に、4月の消費税が上がるこのタイミングに合わせて、そういう券も発行しながら何とか頑張っていたきたいという思いでございますので、今後の灯油価格等を含めながら、さらに上がっていく、急激に上がる、そういう状況になればまたこれは考えなければならないと思っておりますが、現段階においては今の状況で何とか頑張っていたきたいなと思っておりますこともご理解いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 眼底検査のほうですが、先ほども申し上げましたとおり、眼底検査は医師が判断した場合、18%の方に実施しているということです。眼底検査はそもそも、眼底検査でわかる疾病、緑内障、糖尿病性網膜症等がありますけれども、今現在行われている特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した中でこれは外されております。その中で、町としては、心電図、貧血につきましては、明らかに住民の中に異常者が多いということで全員実施としております。眼底検査につきましては、他の血液検査、血圧等から、高血圧、動脈硬化が予想されますので、そっちのほうで異常が出た方についてはやはりチェックする必要があるということでやっております。眼底検査は、直接、血管を見る唯一の検査でありますので、必要な方、と思われる方に実施しているわけです。今後、これら特定の疾病しかわからないものですから、動脈硬化等、脳血管疾患等、脳梗塞等、重篤な病気の原因にもなりますし、今後も医師と相談の結果、やはり発生率が低いものについては必要に応じてやっていくということになるかと思っております。

それから、結果がわかる表ということでしたけれども、現在、南部町では5健診実施機関に委託しております。5種類あります。その中で、尼崎さんの場合、血管の痛みぐあいに応じて4段階をわかりやすく説明しているということでした。当町でも、検査結果が異常値の場合、想定できる病名をわかるようにしてあります。なお、異常がわかった場合、保健師、管理栄養士の指導

をしております。その中で、わかりやすく説明するように心がけております。今後特定の、町で脳血管疾患、糖尿病については重点的に、重点策として強化しておりますので、その中でわかりやすい表をつくって今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 最後になります。福祉灯油についてであります。さまざまなお話を町長、なされたわけでありましたが、各自治体に広がっているというそういう背景とか、福祉投資に対するエキスといいますか、心意気をご理解いただいて、国でも措置すると言っているのですから全くやらないということはいかなるもののでしょうか。特別交付税で措置するという国の答弁も引き出しているわけでありまして、こういうところを利用して住民の要求を実現していただきたい。残念ながら今まで余り回数、この福祉灯油について訴えてこなかったわけでありまして、国が2007年、2008年で措置したその後も実施している自治体は確かにあるわけです。そういうところをご理解いただきまして、これからは灯油代が安くなるということはないでしょう。ぜひそういう状況を鑑みましてこちらでも実施されるよう、いつでも臨時議会を開いて予算措置できるわけでありまして、これからの町長のお気持ちを引き出して一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

※馬場又彦 退席

(午後0時06分)

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

(午後1時00分)

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

(3番 中舘文雄君 登壇)

○3番(中舘文雄君) 私は本定例会に臨むに当たり、社会の情勢を踏まえながら、我が南部町においても積極的に取り組んでいかなければならない問題を取り上げ、質問してまいります。

昨年の台風18号による災害に続き、このたびの大雪による被害が発生し、被災された方々へは心からお見舞い申し上げます。被災状況をしっかり把握しながら、復旧に向けての取り組みもまた大事なことであります。関係機関への働きかけとともに積極的な取り組みをお願いするものであります。

また、想定外と言われるほどの降雪量のため、町民の生活にも大きな影響がありました。地域により状況は違ったと思いますが、除雪作業に一番大事であります初動の判断がその後の除雪作業に大きく影響することを、私は再三再四、担当者には提言しておりましたが、実施されておらず、今後の課題として残りました。各地域の状況把握の方法や町民への現況の周知の方法等もあわせ、検討されることを強く望むものであります。

それでは、通告しておりました事項につきまして質問してまいります。

最初に、町政運営と重要政策に対する具体的取り組みについてであります。

1点目は、工藤町長は町政運営の責任者として3期目を迎えられました。町長就任のお祝いを申し上げるとともに、大きな期待をする1人でもあります。南部町誕生から8年が過ぎました。町総合振興計画に基づきながらも、町長としてその実現のための思いは強いものがあると思いますが、リーダーにより実現のための手段は違うと思います。初めての町長就任は、政策を訴え、選挙によって有権者の支持をいただきスタートを切ったわけであります。町長の町民とのキャッチボール対話を通しての町政運営が理解されて、実を結び、今日に至っていることは実績として素晴らしいことだと思います。しかし、4年前、また今回の選挙におきまして、まちづくりの政策論争の機会がない無競争当選での就任となりました。そこで、3期目のスタートに当たり、改めて南部町の目指す方向性と取り組むべき課題についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2点目として、馬淵側の治水対策の重点項目に対する管理者、この場合は県でありますけれども、管理者と南部町との認識の問題点についてであります。

繰り返される災害に対処すべき河川整備の早期実現に向けての取り組みを重点項目に上げ、スタートしたことは、町民ご承知のとおりであります。災害防止のための河川改修は重要なことであり、目の前の被災者対策はもちろんであります。町民の安心・安全な生活確保のため、全力で

取り組むこと、また、そのための要望活動は継続していくべきことは異論を持つものではありません。全国には、河川改修に取り組む自治体は数多くあると聞きます。我が南部町のような立地を持つ自治体の取り組みにも私たちは注目し、まちづくりの重要政策にも組み入れていかなければならない問題だと思っております。

今、町長は、馬淵川とともに生きる期成同盟会の会長でもあります。我が町から馬淵川はなくなりません。馬淵川の河川改修を進めるとともに、馬淵川とともに生きる町として地域づくりにいかに結びつけるか、長期的な展望を持った対策、プランを持った上でつくり上げていくことも私は大事だと思っております。

昨年、12月11日に私たちは国交省東北地方整備局に要望に行つてまいりました。参加された方々は目にしたと思いますが、北海道の千歳川の治水事業が掲載された広報紙がありました。その一部に、「永続的な治水を目指し、水害を繰り返す地域の河川整備に挑む」と表記されており、また、安心して暮らせる地域づくりのために総合的な治水事業を目指し、その基本に生態系や周辺住民の生活に配慮して設計をして取り組んでいるとのこと。その治水対策の3本柱は、堤防の整備、河道の掘削、遊水地群の整備とありました。それぞれの工事が完成した後の景観も考慮しながらの設計がなされているとのこと。また、遊水地群の整備は、平常時の活用方法等も検討しながらの工事を心がけ、まさに千歳川とともに生きる地域づくりを目指しているとのこと。

我々も、馬淵川の治水事業が完成した後に町民に夢を与えられるような目標を持ちながらの河川整備を心がけるべきだと思います。例えば、完成した堤防の一角から見る桜並木が、馬淵川の流れと名久井岳の勇姿と相まって南部町のすばらしい観光スポットになるような目標でもよいと思います。

そこで、馬淵川の治水事業の重点項目に対する管理者の対応、取り組みはあると思いますが、南部町の政策も取りまとめ、整備にかかわる問題点を協議する機関は必要と思いますが、馬淵川の治水対策をどのような考えで取り組むのかお尋ねいたします。

3点目として、少子化対策及び高齢者対策として、町営住宅等住宅政策を検討・改善の必要性について質問いたします。

子育てや高齢者に対する支援政策等の取り組みは、現在までも進めており、実施され、実を結んでいることは承知しておりますが、第42回定例会でも質問いたしましたが、高齢者の共同住宅についてはその後、ほかの自治体で既に実施しているところもあります。さきの質問では調査の必要性には触れられましたが、高齢者の単独世帯がふえており、今回のように大雪等に見舞われ

ますと孤立する高齢者世帯の対策が必要な課題となります。そこで、町営住宅の整備計画の中に高齢者向けの共同住宅の検討が必要だと思いましたが、改めて考えをお聞かせいただきたいと思えます。

あわせて、定住人口対策として、若者、特に結婚し、新生活のスタートを目指す町民への支援対策として、町営住宅の提供をし、格安で住んでもらう等の思い切った政策もまた検討に値すると思えますが、高齢者向けの住宅または若者向けの住宅等、住宅政策について今後どのように進めようとしているのかお尋ねいたします。

次に、各会計予算・決算にかかわる収入未済額及び欠損額の処理等についてお尋ねいたします。

予算・決算は定められている会計年度独立の原則に基づいて処理されていることは承知しておりますが、毎年、各会計処理において収入未済額並びに滞納繰越金が発生しております。そうした中、一般会計で23年度3,976万3,519円、24年度、2,042万152円の未納欠損額が発生しております。また、特別会計でも23年度、4,116万7,268円、24年度、4,491万3,360円の未納欠損額の処理が行われております。その都度、監査委員からも収入未済額等に対する指摘はされておりますが、この問題は納税者全員にかかわる問題であります。そこで、次のことをお聞きいたします。

1点目は、各会計における収入未済額を発生させないための具体的な取り組みについてどのようにされているのかお尋ねいたします。

2点目は、未納欠損額処理後の対象住民または法人等への対応の取り組みについて、この問題は単年度処理と複数年にわたるものもあると思えます。それらにどのように対処しているのかお尋ねいたします。

次に、町内小中学校の教育環境についてお尋ねいたします。

今、政府においても、教育にかかわる諸問題は教育委員会制度を含め議論されているところでありますが、町の総合振興計画でも明示されているように、当町でも学校教育の充実、南部町の教育力の向上に向けて取り組んでいることはご承知のとおりであります。子供たちが自分たちの夢を持ち、自身と誇りを持って各学校で学び、成長していくことを心から願っている1人でもあります。

去る1月27日、名川中学校で公開授業研究会が三八地区の先生並びに関係者が参加して開かれておりました。私も案内を見て参加してまいりました。特に私は、社会科の授業に興味を持って、研究協議にも参加し、教科専門資格を持った先生方の現実的な悩みを持ちながらの授業をしている姿を見る機会があり、教えられるものであります。

大きな問題は、教科書による教育が現実社会の変化に対応し切れない状況にあるとのことで

す。例えば、日本特有の就労形態である終身雇用や年功序列の体制の教育をしても、今の社会に当てはまらない。ましてや、高学歴の教育を受け、大企業に就職、安定した生活ができる、これらの教育が意味があるのか、先生方は教科書での授業と現実社会との課題をどのように生徒に指導すべきか、まさに専門教師としての教育力を問われているような1日を体験することができました。そこで、次のことを質問いたします。

1点目は、各学校における教科専門教師の配置の状況と問題解決のための対策について、どのように対応しているのかお尋ねいたします。

2点目は、県内唯一、教科センター方式の学校運営がされている名川中学校の現状と今後の留意すべき町の教育についての課題をどのように捉えているのかお尋ねいたします。

以上、通告しておりました項目についてお尋ねし、町誕生から節目である10年に向けて、さらなる前進、活性化のため、積極的な政策が展開されることを希望し、町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、水害初め大雪の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、担当課のほうには水害含めながらスピード感を持って対応するようということとは常々指示しているわけでございまして、起きた後、やはり検証をしておくことが非常に重要であります。終わって、よかっただけでは、次に同じことをやはり繰り返してしまう。そういう部分で、常に冷めないうちにしっかりと検証して次のときに備えていくということが大事になると思いますので、しっかりとそういう体制で今後も進めたいと思っております。

また、3期目就任に当たってのご質問でございますが、おかげさまをもちまして今回、また前々回、結果的には無投票当選という形になったわけでありましてけれども、私自身、常に公約を掲げてございます。今回も公約をしっかりと掲げて、具体的にも出してございます。そしてまた、就任させていただきました後に、職員にもその公約を、全職員に目を通してもらって、こういう中で今後進んでいくんだということを理解をしていただきながら、今後の公約等もしっかりと実現してまいりたいと、こう思っておりますのでご理解もいただきたいと思います。

そういう中において、昨年度策定しました南部町総合振興計画後期基本計画でございますが、

当町が目指す将来像やまちづくりの方向性、目標とする指標などを示したものでございます。町では6つの基本方向を定め、産業振興で活力と交流に満ちた町、保健・医療・福祉が充実して安全・安心、快適に暮らせる町、環境と共生して幸せを実感できる町、明日を担う人を育て、一人一人の個性を生かす町、協働と参画により町民が主役になる町、計画的・効率的な行財政運営を目指す町、この基本方向の達成のために具体的な目標や実施計画を定めてございます。実施計画では、それぞれの部署が行う各種事業の取り組み内容、成果や進捗状況を毎年評価、検証しながらまちづくりを進めております。

そしてまた、総合振興計画では3つの重点プロジェクトを立ち上げてございます。1点目は保健・医療・福祉プロジェクト、2点目が達者村プロジェクト、3点目として協働参画プロジェクト、これを重点に掲げて今後も取り組んでまいりたいと、こう思っております。

今後は、当町に限らず、全ての自治体において地方交付税の減少などの歳入減が見込まれ、厳しさを増す財政状況ではありますが、町民が夢や希望を持てる町にしなければならないと思っております。そのためには、やはり切り詰めるどころ、そしてまた、そういう中においてもやらなければならないこと、これをしっかりとめり張りをつけながらやっていかなければなりません。大きな今後の事業というのもあるわけでございまして、そういうときも見据えながら取り組んでいかなければならない、そう思っております。

また、今までこの8年間、正直に申し上げれば3地区のバランスをどういうふうを保ちながらやっていかなければならないかと、そういうことを考慮しながら取り組んできたつもりでございます。それでも地区によって、いろいろご意見はあると思っておりますけれども、私自身は常にバランス、それを見ながら事業展開というものをしてきたつもりでございます。今後において、8年たちました。この4年間は、また合併10周年という1つの節目の期間にもなっております。これからは、地区バランス、当然これは考慮しながらになるわけでございましてけれども、町全体として考えて事業展開をしていかなければならない。そういう場合においては、やはり一部はある地区に集中することもあるでしょう。また、別な地区に重点的に取り組む、そういうことも出てくると思います。これはいろいろまた議論になることだとは思いますが、やはり今後は、町全体としてやはり必要なもの、特に箱物に關すれば場所はじゃあどこになるんだと、そういう議論にも間違いなくなるわけでございます。そういう部分もしっかりと考慮しながら、そういう中でやらなければならないというのが、本当に大きい事業もこれから残されていると思っております。そういう部分をしっかりと今後はできるようにしていかなければならない、そう思っております。

また、人口減少に歯どめ、午前中もご質問ありました。ここについては、昨日の所信表明の中

でも申し述べました。また、課長会議においても重点事項として、今まで取り組んできた支援策だけではなく、もう一つ踏み込んだ支援策をこれは考えていかなければならないということを課長会議でも話ししてございます。そういう中で、財政というのも当然、ただ考えなければならぬわけですが、今まではどちらかというところ公平・公正という部分というのを尊重しながらでございますが、先ほども申し上げました。時にはある地区に集中してそういう事業も行っていくと、こういうことも今後は考えていかなければならないと、こう思っております。

若者の定住促進に対する支援、用地確保等々、こういう中においても、ただ新しく購入するのではなくて、まだまだ町有地で活用できる場所がないのか、これももう既に各課にそういう土地が、町有地が、使えるところはないか整理するように指示してございます。そういう部分を活用することによって、土地交渉、買収費がかからなくても活用できれば、そういう部分を転入してくれる方々、無償とまではいかななくてもかなりの安価でまず提供ができると思いますし、完全に購入して安価にするということになると財政的にも厳しくなりますので、有効活用できる土地、スペースを考えながら、そういう部分の活用においてはそこに通じる道路というものこれは整備しないとイケないなと思っております。ある程度の候補地というのは自分の頭の中でも若干は整理しておりますけれども、ただ、やはりあわせて道路という部分考えて整備することによって効果が出てくるなと思う町有地もございまして。今後、しっかりとまた調査をしながら、そういう部分を出してどのような支援をしていくかということ、これは前向きに考えてまいりたいと、こう思っております。

そしてまた、馬淵川河川整備につきましては、議員の皆さんとも昨年も一緒になって要望活動をさせていただきました。今、県・国のほうも馬淵川に対する整備、以前より本当に真剣に考えていただいているなというふうに感じてございます。今の工事、27年度まででございますけれども、ここについてはとにかく早く、まずその工事を完成してほしいと。県のほうに要望しますと、まずこの工事を先に完成させるのを第一に考えていきたいという答えが来るわけでございます。であれば、しっかりとその工事を早く進めていただいて、既に私どもは議員と一緒にお願いをいたしました。5項目お願いをしたわけでございますけれども、堤防のかさ上げについても既にお願いをしてございます。ことし夏前までには、県のほうも検証した結果で次の考えというのを示していただけたらと思っておりますけれども、ある程度、我々の要望に近い形の回答はいただけるのではないかと感触は得ておりますが、正式発表でございませぬので、ここはまた、期成同盟会を通しながら強く要望してまいりたいと思っております。

今日まで馬淵川がやはりおくれた部分というのは、1級河川1本の馬淵川でありながら、

国管理、青森県管理、岩手県管理と、この3つに分かれている、これも1つの課題であったと思います。ここにつきましては、しっかりとまた国管理で直轄管理としていただけるように粘り強く要望してまいりたいと、こう思っております。

まさに、母なる川馬淵川と、そして父なる山名久井岳の中で我々町民は育ってまいりました。景観を大事にしながら、そしてまた、安心して暮らせるそういうハードの部分の整備、そしてまた、環境を整えるソフトの整備と、こういう部分も取り組んでいかなければならないと、こう思っております。

いずれにしても、全て多額の部分でございますので、当町だけで動ける部分ではない部分もありますけれども、それとまた、期成同盟会の会長が逆に私でよかったのかどうかという部分。構成町村の会長になると、自分の町だけのことは言っていられないという立場にもなるわけでございます。そういう部分で、ただ、私どもの南部町は一番常に被害が多い、そういう町でございますので、しっかりこれはまた期成同盟会の会長としても取り組んでまいりたい。

そして、現在の工事区間、これは昨日の県会議員の質問で県の横森整備部長が答えておりました。現在の工事予定区間外も考えてまいりたいと、こういう答弁が載っておりました。ここは私どももお願いをしてきております櫛引橋からこの役場前の福地橋、この区間が今回の工事区間には入っていない区間なわけでございます。ここも我々はやはり次の工事として考えてほしいと、こういう要望もしております。ただ、横森部長が言った区間というのは、その部分を示しているかどうかというのは、きょうの新聞で見ただけでございますので確認はできませんが、そういう私どもの町の下流、ここの法師岡から八戸に向かってかなりの蛇行がありますので、ここもある程度直線にしていかないと、我々の中流部、本来の効果が出ないのではないかと、こういうことも指摘もさせていただいております。いずれにしましても、議員の皆さんとまた一緒になって安心できるまちづくりにしてまいりたいと、こう思っております。

そしてまた、保健・医療・福祉関係でございますが、6月に開設される医療健康センターを中心としましてこれまでの取り組みをさらに充実させ、まさに包括ケアの私は県のモデル、そういう町にしていきたい、センターにしていきたいと、こう思っております。

それと、今後の課題といたしまして、以前、中舘議員さんからご質問いただいたことがございます。いわゆる庁舎の統合等の件でございます。これもまさに避けて通れない重要課題になってきた時期に入りました。そういう中において、どういう形が一番ベストなのか、そしてまた、合併特例債、5年延長になりましたが、この期間内というのが建設をしていく上においてはかなり優遇されるわけでございますので、そういう建設がやはり数年後にこれはしなければならない

ということになれば、やはり有効に活用したほうが町財政からすると当然有利なわけでございます。ここ1年、2年で建てる、場所どうする、そういう段階はまだ早いとは思いますが、しっかりと今からやはり議論を、協議を重ねていく時期に入ってきていると、こう思っておりますので、そういう部分を含めながら、議員の皆さんとまたどのような方向でいけばいいのか一緒になって考えて取り組んでまいりたいと、こう思っております。

今、馬淵川のほうも申し上げました。しっかりと住民のまた意見交換等々も重ねながら、安心できるようにしてまいりたいと思います。

県のほうも、私どもの町の考え、把握できてきたと思います。と申しますのは、地区懇談会、南部地区に3回、県の職員も来ていただきまして具体的な町民の方々の意見も聞いて、それに対して回答もしておりますし、また、宿題として残っているのもありますけれども、同じ認識のもとで今、進めていただけるものと思っております。

それから、町営住宅等の件でございますけれども、現在、24年度末現在で15団地412戸あり、名川地区に147戸、南部地区に149戸、福地地区に116戸がございます。現在建設中のひろば台団地については、高齢者、障害者を考慮した住宅設計で、平成23年から29年の7カ年計画で60戸の建設整備を実施しており、25年度末で7棟28戸の完成になりました。これは町営住宅基本計画がございまして、それに沿って今、進めているところでございます。ひろば台団地前におきましては、苫米地駅前団地の完成を見てひろば台団地に建設を進めております。そして、その後の計画につきましては、南部地区のほうの町営住宅の整備に入っていくと。この計画がございまして、しっかりと計画に沿って進めてまいりたいと思っております。

そういう中において、町営住宅も含めながら、先ほど申し上げた住宅を建設をする方々、そういう方々の部分の支援というものを並行して考えていかなければならない、そう職員のほうにも意思表示のほうは指示してございます。

次に、収入未済額を発生させないための取り組み等でございますけれども、私からは一般会計に伴う部分を答弁させていただいて、各会計、関係する各特別会計等々においてはまた担当課長から答弁したいと思います。

町では自主納税の推進を基本とし、公平・公正な町税収入の確保に向け、徴収強化、早期納付を進めていくとともに、収納率の向上と効率的な滞納整理に努めております。新たな滞納者をふやさないために納税折衝の早期対応を心がけており、督促状、催告書、未納のお知らせなどの文書送付や、電話催告及び納税相談で早期納付等のお願いをしております。給与所得者の住民税については、各事業所に対し特別徴収の実施を働きかけ、普通徴収の軽減に努めております。新た

な滞納を抑制することが滞納累積額の増加に歯どめをかけることにつながることから、納期内納付の推進を目的に、安心・確実な口座振替制度の利用の勧奨にも努めているところでございます。

次に、不納欠損の対応ですが、不納欠損処理に上げられるのは、主に高齢や病気等により納付困難な生活困窮者、差し押さえや競売、相続放棄等により処分できる財産がない無財産者、納税義務者が行方不明となっていて居場所が把握できない居どころ不明者などの理由で処理されております。ただ単に納付意識が欠落しているだけでは不公平感が生じることから、安易に欠損するのではなく、いずれも法に基づき、厳正に見きわめた結果、財産等の調査を行い、やむを得ず処理に至ったものであります。

また、平成24年4月1日に県内の市町村が構成団体となり設立した県市町村税滞納整理機構と連携をし、共同で滞納整理事務を実施しております。町からの再三の通知に対して無反応者、及び大口滞納者の処分に関しての権利差し押さえなどの事務手続は、機構に移管し進めているところであります。これは、あくまでも最終手段であり、今後、税負担の公平性の観点から、厳正かつ慎重に収納対策を行っていく必要があると考えております。

特別会計に関する部分は、担当課長のほうから答弁をいたします。

最後の教育委員会関係でございますけれども、ここにつきましては教育委員会のほうから答弁をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、町内小学校・中学校の教育環境について、その中の1つ、学校における教科専門教員の配置の状況についてお答え申し上げます。

教科専門教員とは、その教科の免許を所持している教師のことを言います。まず、小学校には教科ごとの免許状がないため、小学校の教員免許状を持った方が授業を担当し、英語学習については外国語指導助手も参加して授業を展開しているところでございます。

次に、中学校には、皆様ご存じのとおり9教科があります。この9教科につきましては、教科ごとの教員免許状が必要となってきます。各学校の教員の定数、先生方の人数でございますけれども、それは学級数を基礎とし、配置基準によって算出されております。そういうふうなことで、教科専門教員の配置は、教員の免許状所有状況や各学校の学級数の変動もあることから、全ての教科に免許所有者を配置するということは大変難しい状況となっております。

町内の中学校の平成25年度の教科専門教員の配置状況をお知らせいたしますと、南部中学校には全ての教科に専門教科の教員が配置されております。福地中学校では保健体育と技術家庭、それから、杉沢中学校では美術と技術家庭、名川中学校は美術と家庭、この専門教科の先生が配置されておられません。このため、教科専門教員が配置されない場合は、教育職員免許法により、1年以内の期間に限って免許状を有しない教員がその教科を担当することができるという特例措置があります。南部中学校を除く3中学校で、美術が5人、家庭が3人、技術が1人の9人がこの特例措置を利用しております。また、このほかに3名の講師も配置されておるところでございます。

しかし、専門外の教科を担当させると、それによって補うというようなことは、教科の専門的な指導を十分に受けられないという課題が残っております。生徒に教育の機会均等や水準の確保の観点からも、見直しを早急にすべきと考えているところでございます。ただ、このことは教員の採用を行う県教育委員会が主体となって解消すべき課題でもありますので、今後も県へ強く要請してまいりたいと思っております。

次に、教科センター方式の学校運営をされている名川中学校の現状と今後の留意すべき町の教育についてお答え申し上げます。

名川中学校は、「地域とともに子供が心豊かに育つ学びの環境を創造」という基本理念のもと、中学校では数少ない教科センター方式を採用しております。この教科センター方式というふうな取り組みでございますけれども、具体的に申し上げますと、生徒が教科ごとに教室を移動して授業を受ける方式を取り入れている学習形態でございます。教室で先生を待つのではなくて、みずから学習するために目的の教室に向かうという子供のやる気と、教科ごとに教室の近くにあるメディアスペースを生かして専門性を発揮し得る環境でのわかる授業を目指した授業の実践に取り組んでいるところでございます。教科担当の先生が、授業以外の時間でも、職員室ではなくメディアスペースで気軽に生徒の質問や相談に応じられる、1人1人の学習を援助することが可能になっておりまして、オープンな環境のもと、生徒同士や生徒と先生のコミュニケーションを深める環境になっております。学力向上に結びつけるため、トライノートという生活ノートを取り入れた家庭学習時間の確保や、帰宅から就寝までの生活スタイルに関する相談による生活習慣の改善の取り組み、さらには、総合的な学習時間の中での運動を全校一斉に行って、全国学校体育研究優良校となっているところでございます。これからも、教科センター方式の学校のあるべき姿を求め、子供たちの未来につながる教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

現在のところ、こういうふうな教科センター方式をとっている学校は全国で約60から70校ある

とされております。さらに一層教育の環境を整え、充実した教育活動ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 特別会計のほうは、これは予算とか決算がありますからそちらで詳しくやれということかもしれません。ただ、私がなぜこれを取り上げたかと言いますと、24年度、例えば固定資産税の繰越滞納額、6,800万の計上ありましたよね、昨年9月の決算で我々に提示したのが。そのほかに、町税でも3,000万以上の繰越金が出てくるんですよ。予算では何100万の数字で繰越金の収入予算として上げているんですけども、実際に決算になると、それこそ特別会計の国保なんていうのは1億以上の滞納繰越金ということで決算が進んでいます。ですから、これをこのまま置くということはやはり問題があると思って、私はあえて、決算・予算と関係なかったんですけども、この処理の仕方を質問しました。ですから、その辺のところ、もう少し、もっと具体的にどういうふうにすればいいのかというのを今後大きく検討すべきだと思います。

その前に、町長の基本方針は、これから方向性も示しながらやっていくという力強い答弁があったものですから、私もこれは大事だと思います。今までは、町長も言いましたように、3地区、何となく公平、公平というようなあれでやってきたと思いますけれども、もうだんだんと、南部町はこれだという方向性をやっぱり町長には出してもらいたい。そして、議員と我々と一緒に議論しながら、方向性について決めていくというのが大事だと思ったものですからあえて質問をさせてもらいました。ですから、そういうことで、町長の方針、まちづくりの方針に対しては私もそういう共感するところですよ。

ただ、私は馬淵川について、なぜこれ、県はきょうの新聞ですけども、県はとりあえず住宅地の災害防止のための工事をやるという方向が今、はっきりしているんですよ。馬淵川全体の馬淵川づくりの予算をつけるのではなくて、とりあえず災害があった場所を直すというところ集中しているものですから、我々南部町とすれば、やはり馬淵川全体といいますか、全部堤防を高くして、全部というのはこれは難しい、何100万、何100億かかるでしょうけれども、ただ、馬淵川の整備にもやっぱり、ここの場所はこういう形にして、やっぱり南部町の馬淵川というものを町民にも、そして町外から来た人にも、ああ、この整備の仕方はいいなと思われるような、そういう展望も必要じゃないかなと思ったものですからあえてここで取り上げました。

ですから、さっき北海道の例がありましたけれども、北海道はそういうのを議論した上でつくっているというのが載っていました。ここにパンフレットを持ってきていますけれども、そういう堤防の整備もやはり、将来にわたってですね、今すぐはできないと思いますけれども、将来は馬淵川のこの一角はこういう堤防を整備して、町民にも喜んでもらえる。ここの整備の仕方はいいと、町長が馬淵川改修に命をかけるとは言いませんでしたけれども、それぐらいの気持ちで取り組みたいということですから、あわせて、災害防止とともに、馬淵川をどういう形でまちづくりに生かしていくかという1つの構想もぜひ我々、力を合わせながらつくっていくことが必要かと思ひまして質問いたしました。その辺は町長の意向、わかりました。ただ、災害防止ばかりではなくて、馬淵川に対するそういう気持ちも、もし時間があれば町長から答弁いただきたいと思ひます。

それから、教育委員会の専任教師の件は、私はなぜこれを質問したかと言いますと、中学校は3年間です。ですから、専門の教科資格を持った先生に指導してもらわないで卒業する生徒が、このままだと出てくる気がするんですよ。3年しかありませんから。ですから、その辺をどういう方法で解決するか。

例えば、人事は南部町に、これだけの先生を寄越しても、あとは南部町の教育委員会で人事配置、カリキュラム、じゃあ、この専門の先生は2校を担当するとかですよ。例えばですよ。こっちに、籍はここにあるんですけども、両校の校長先生と相談ながら、じゃあこの時間は、例えば南部と名川中学校では10分から15分で移動できますから、そういうのも、例えば南部町の教育委員会として対策がとれるのであればそこらまで考えで、やっぱり生徒が専門の資格を持った先生から指導を受けなくて3年を卒業する。片方は専門の資格を持った先生から3年指導を受けて卒業すると。その辺のところも、1人の人間の考えですからできるかどうかわかりません。ただ、その辺のところももし可能であれば、そこらまで教育委員会というか、町の教育を担当する方々には研究してもらい必要があるかなと思ひて質問しました。

あと、さっき言った町営住宅ですけども、私はどうしても、町長は前から言っています。職場は八戸でもいいと、ただ、南部町に住んでもらうために何が一番効果があるかと、どうしても考えるんですよ。それこそ、ただのいい住宅を提供してここに住めと、そこからいくのも1つの方法だろうし、任せておくというのも1つかもしれませんが、ほかにやっていない施策というのものも、べらぼうに金がかかるのであればこれはしょうがないでしょうけれども、そうでなければ、やっぱりそうしたこともあわせて検討していく必要があるかなと思ひます。

特別会計、どなたでもいいです。給食センターは何でもない金額だと思います。未収、未納、

学校給食。国保はもう何億の世界です。介護保険、それから高齢者医療、その辺にもそういうそれなりの数字の未納欠損額というのが処理されてくるんです。ですから、さっき町長が言われましたように、ただ単に事務的にやっているんじゃないかとはいえません。やっていると思いますが、やはりこれはいま一度真剣にどうすればいいかということを検討する必要があると思います。どなたか特別会計の担当の課長から答弁あってもいいかと思います。その辺、もう一度質問します。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 国保、特別会計、税務課、町税等、国保税も扱ってございますけれども、町長のほうからも答弁がありましたように、収入未済額をなくするためにということで、早期の未納者との折衝ということで、うるさいくらい通知を出したり、督促状につきましては納期の翌日から20日以内に督促状を発送しなければならないというふうになってございますけれども、催告書、それから未納のお知らせ、電話催告、納税相談、やはり国保税なんかで言いますと、額が大きいものですから、ここは8期になっていますけれども、通常、町民税、固定資産税なんかは4期では額が大きくてという納税者の方がございまして、納税相談の中で納期を延ばして10回ぐらいにしたり、納付書を別にまた作成しまして、そういう相談で納めてもらっている方もございますし、そういうことで、税務課のほうで考えているのは、現年分を繰り越させないと。とにかく現年の分は現年で納めてもらうということで、何とか、出納閉鎖は5月になってございますので、現年はまず5月中までに何とか処理していこうというようなことで頑張っております。

それともう一点、口座振替制度というものも勧めているところでございまして、これにつきましては、まず、安心という、忘れることもないし、自分の口座から引き落としになるわけでございます。忘れていたというふうなことがない部分が一番私たちは勧めるあれでございまして、そういうような部分でお願いをしてやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 子育て、また、若者定住促進につきましては、先ほども申し上げました

けれども思い切った施策が必要になってくるなと思っております。そういう中において取り組んでいくと、さまざまな課題も当然発生してきます。先般、おいらせ町さんでもそういう事業に着手して、議会のほうでも、議決にはなりましたがけれども、やはり一部の地区のところのという部分でかなり議論になって採決になったという記事も載っておりました。今まで、じゃあ、ついこの前建てた人はどうなるんだという、ただ、どこかでの一線はしないとこれはできないわけでして、そういう課題等もありますけれども、いろいろ他の事例等も参考にしながら、別なほうの支援があるのか、いろいろな角度からこれは調査をしながら、何とか思い切った施策は出していかねばならないと、こう考えてございます。

それから、馬淵川でございますけれども、やはり我々も正直そうなんです、県のほうもまず今の工事を何とか早く完成させることを第1にと、県のほうもそういうふうに言います。やはりどうしても、まずは床上・床下、これをなくしてもらう方向でまず急いでもらうという中で、私は将来的に国管理にしてほしいというのは、まさに将来的なことも含めてになります。恐らく相当厳しい要望を我々、まずしているわけです。簡単に国直轄にならないだろうと。ただ、これを訴え続けていって、国直轄管理になることによって抜本的な馬淵川の河川整備、そういうのが、やはり国管理になっていけばこれは見えてくるのかなと思ってございます。現在の部分の安心できる体制をしっかりと進めながら、やはり国管理を含めながら、将来的な馬淵川の抜本的な整備ということも並行してこれはお願いしてまいりたいと思ってございます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 先ほど、免許外の先生方の解消法というようなことで、大変いいアイデアだなと、そう伺いましたけれども、現状ではクラスの数によって先生の配置が決まるものから、どの学校にその先生がいるからというふうに、こういうふうな対応はできないことになっておまして。ただ、それもいい方法だなと。現在、三戸郡に14校の中学校がありますが、9教科の先生がそろっている学校は14校中4校しかありません。こういうふうな免許外の先生方、一番被害をこうむっている学校は小規模校でございます。ある学校では4教科も専門の先生がいないと。それは全部、技能教科であります。その中でも一番上が美術でございます。やっぱり、素人でございますから、指導の限度がありまして、これは本当に解消してやることは子供たちに均等な教育を与えるという面からも非常に大切なこととございますが、日本の大きなこれは課題でもあります。三戸郡ばかりではなく日本の1つの大きい課題というふうなことで、本当にこれ

をやっぱり教育委員会、声を上げて解消していかなければならないなど、そう思っております。
そういうふうな現状でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 先ほどの未納、収納対策についてですけれども、公共下水道、農集
排事業につきましても、未収納対策といたしましては督促状、勧告書を送付して、期限内に納め
ていただくよう努めてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） もう少し時間がありますからお聞きします。

私、ですから、そういう我々、不納欠損額の未収額の内容理由というのが、わかる資料があり
ません。本当は決算書のときにこういう調書も必要かと思えます。金額が大きいものですから、
実際に、添付される書類の中に、そういう内容もわかる資料というのは決算のときにはぜひ用意
していただきたいなというのが1つあります。時間になりますから終わりますけれども、一応そ
ういうことで、課題は課題として積極的に善処するようなことをお互いにやっていくというの
は、先ほど町長の前向きな答弁あったものですから強く思いましたし、これからも我々はやっぱ
り、自分が疑問に思う、こうしたほうがいいと思うとか、どんどん提言していきたいと思いま
すので、これからもよろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

(午後 1 時56分)

平成26年3月5日（水曜日）

第55回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第55回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年3月5日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

6番 沼 畑 俊 一

1. 洪水対策について
2. 農業振興について
3. 大雪被害について

7番 根 市 勲

1. 今回の豪雪を経験して、今後に生かす対応策について

16番 工 藤 久 夫

1. 介護保険料の現状と中長期的な見通しについて
2. 米の生産調整（減反）の廃止など政府が打ち出した農業政策の転換について

2番 八木田 憲 司

1. 光ファイバー網の整備完了後の活用について
2. 特定健康診査等実施計画の結果報告について

15番 川守田 稔

1. 条例の運用規則の整備の進捗状況について
2. 町、地域の歴史的、風俗的史実について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番 山 田 賢 司 君

2番 八木田 憲 司 君

3番 中 舘 文 雄 君

4番 工 藤 正 孝 君

5番 夏 堀 文 孝 君

6番 沼 畑 俊 一 君

7番	根市	勲君	8番	河門前	正彦君
9番	川井	健雄君	10番	中村	善一君
11番	佐々木	勝見君	12番	工藤	幸子君
13番	馬場	又彦君	14番	立花	寛子君
15番	川守田	稔君	16番	工藤	久夫君
17番	坂本	正紀君	18番	東	寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	工藤	祐直君	副町長	坂本	勝二君
総務課長	小萩沢	孝一君	企画調整課長	坂本	與志美君	
財政課長	小笠原	覚君	税務課長	谷内	恭介君	
住民生活課長	極檀	義昭君	健康福祉課長	高森	正義君	
農林課長	川守田	貢君	農村交流推進課長	西村	幸作君	
商工観光課長	福田	修君	建設課長	工藤	良夫君	
会計管理者	若本	勝則君	名川病院事務長	佐藤	正彦君	
老健なんぶ事務長	麦沢	正実君	市場長	工藤	敏彦君	
教育長	山田	義雄君	学務課長	夏堀	常美君	
社会教育課長	西村	久君	農業委員会事務局長	北山	哲君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市	良典	主幹	留目	日出子
主査	留目	成人			

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第55回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

これより通告順に順次発言を許します。

6番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

(6番 沼畑俊一君 登壇)

○6番（沼畑俊一君） おはようございます。

まず、2月15日から16日にかけての大雪で、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

さきに通告をしておりました大きく3点について質問いたします。

まず、1つ目ですが、平成25年の台風18号による洪水対策についてであります。

町長さんを先頭に議員一丸となって国・県に陳情に行き、河道掘削があちこちで進められていますが、さきの議会でも質問された内容、また、昨日の議会での質問と重複する部分があると思いますがよろしくお願いをいたします。

1つ、新聞・テレビで洪水被害について、昨年、補正予算が2億、ことしに入り3億、さらに6億が馬淵川の洪水対策に配分になったと報道されましたが、具体的な計画は示されたのでしょうか。

2つ、昨年、南部地区の大向、駅前、門前での洪水についての住民の声を聞く会が開催されましたが、意見を聞いた中でどのような点を県・国に要望したのでしょうか。

3つ、浸水地区における災害に関する危険区域に関する条例の執行状況はどのようになっているのか、また、今後はどう執行していくのでしょうか。

4、福地地区の公園のフェンス、立ち木等が洪水時の流れの妨げになっているのではという指摘を耳にしますが、どう認識されているのでしょうか。

5、6月に医療健康センターが完成しますが、名川大橋の通りの町道17号虎渡、広場線の浸水対策はどのようにするのかお伺いをいたします。

2つ目として農業振興について。

国・県では農産物の輸出に力を入れていますが、南部町ではどのような取り組みがされているのか、また、今後どのようにするのかお考えをお伺いいたします。

1つ、まず、海外との交流はどのようになっているのでしょうか。

2つ、農産物の輸出状況は。

3つ、交流を深めるため、姉妹都市などは考えていないのか。

3つ目として、今回の大雪は、全国各地に甚大な被害をもたらしました。日ごとに被害が大きくなっています。南部町でも各地で除雪のおくれによる学校の臨時休校、職場への遅刻など、生活に大きな影響がありました。また、ハウスの倒壊、果樹の枝折れ、建物の倒壊など、また、農作業のおくれによる影響など今後も心配されています。

1、被害の状況は。

2、今後の対応は。

3、各地で雪捨て場がないかという声があります。昨年の議会で工藤議員からも同様の質問が出されましたが、難しいという答弁であったと思います。今回のような大雪のときには、雪捨て場が必要ではないでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑俊一議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、洪水対策についてのご質問でございますが、国からの補正予算等につきましては、新聞情報、また、県からの情報により確認してございます。現在、馬淵川の床上浸水対策特別緊急事業を実施しておりますが、事業の中における予算の配分は県が行っていることから、どの箇所に

どういふふうに予算がついたか具体的な提示はされていないところでございます。

次に、洪水について住民の意見を聞いた中でどのような点を国・県に要望したのかという件でございませけれども、まず、河川整備に関する要望につきましては、昨年の台風18号の影響による災害直後に当町を視察に訪れた木村太郎内閣総理大臣補佐官が団長を務める政府調査団に対し、事業の早期完了や堤防のかさ上げ、中流域の国直轄管理についての要望書を手渡ししてあります。

また、馬淵川とともに生きる期成同盟会としましては、10月18日には三村県知事へ、11月7日には県選出国會議員及び国土交通省の水管理国土保全局長へ要望してございます。さらに、12月11日には、議員各位とともに東北地方整備局へそれぞれ要望書を手渡ししているところでございます。町といたしましても、青森県町村会及び三戸郡町村会を通じて、国や県に対し河川整備促進等について毎年、要望してきたところでございます。

※川守田稔君 着席

議員からのご質問のありました防災に関する地域懇談会ですが、昨年の台風18号の影響によって多数の世帯が浸水被害を受けた3地区におきまして、11月からことし1月にかけて、地域の代表者を対象に実施したものであります。3地区の懇談会には、町関係職員だけではなく、青森県県道整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部及び農林水産部の職員にも同席いただき、地域住民の声に耳を傾けていただきました。

懇談会においては、堤防を高くしてほしい、災害復旧時に国や県の路面清掃車を手配してもらえないかといった町民からの要望について県の職員が回答したほか、川に注ぐ排水路の水門を確認することや、大型土のうの置き場所について町民と一緒に考えていくことなどを約束していただいたものであります。

特に懇談会で多かった要望・質問としましては、早く河川改修を終わらせてほしい。河床掘削だけでなく堤防もつくってもらえないか。また、27年度の河川改修工事終了後はもう洪水が来ないのかというものであります。今月下旬には国・県・関係市町村で構成する馬淵川の総合的な治水対策協議会が開かれる予定となっておりますので、その場において地域懇談会で出された意見、要望について報告することとしているほか、馬淵川とともに生きる期成同盟会におきましても引き続き、抜本的な河川整備計画の見直しと国による馬淵川の下流域一体管理について根気強く要望してまいりたいと考えてございます。

次に、浸水地区の町の条例についてお答え申し上げます。

町では、建築基準法第39条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び区域における建築物の制限に関し、必要な事項を定めております。災害危険区域は、馬淵川に接続する区域で、指定された場所ごとに災害危険基準高が設定され、基準高については現地にコンクリート柱を設置し、表示してあります。また、建築物が制限され、住居の用に供する建築物は基本的に建築できないことになっております。

次に、ふれあい公園についてお答え申し上げます。

洪水時においては、公園のフェンス、立ち木等にごみ等が引っかかり、場合によって倒壊するなどの被害はありますが、河川改修を進めていくことにより軽減されるものと考えております。

※東寿一君 退席

次に、町道虎渡・広場線についてでございますが、この路線は国道4号から県道櫛引・上名久井・三戸線を結ぶ路線で、町にとっても重要な幹線道路であります。このことにつきましては、第52回定例会においてお答えしたとおり、町では地域住民が安全で安心できるまちづくり、また、災害時に拠点となる施設に通じる災害に強い道路として位置づけ、社会資本総合整備計画に掲げ、交付金事業を活用し、関係機関との調整を図りながら早期に着手したいと考えてございます。

非常に構造的にも難しい構造になりまして、あの道路を高く上げるだけでは解決しないと。

※東寿一君 着席

その上流の1工区等の田畑も冠水するわけでございますが、あそこの低いところからまず如来堂川に排水されているという状況でもございますので、高くするのとあわせて橋桁みたいに下を流すような構造にしなければならないと。

※東寿一君 退席

そして、道路脇には田んぼがありますので、かなりその所有者の方々の勾配、これも考えていかなければならないということで、簡単ではない工事になると思いますが、医療センターも6月にオープンしますので、何とか安心できる道路にしていかなければならないということで、今、

どの事業を活用してどういうふうにしていくかということを考えながら進めてまいりたいと思っております。

次に、海外との交流状況はどのようになっているかというご質問でございますが、本年度においては昨年4月に、本職を初め当町職員2名、そしてまた、地元選出の夏堀県会議員さん、そしてまた、県の担当者も同行していただきました。5名で韓国イエサン郡を訪問してまいりました。現地において対応していただきましたイエサンりんご農協、クオン組合長を初めとする農家の皆様は、過去におきまして平成6年度に30名、平成8年度に30名、さらには平成9年度に30名、合わせて90名の農家の方々が韓国農民優良農家として当町に滞在され、現地視察研修や地元農家との交流をされております。また、平成3年度におきましては、旧名川町農業委員20名、平成7年度には旧名川ホームステイ連絡協議会会員21名が韓国において視察研修と地元農家との交流をされている実績が残されております。このような活動実績などから、さらなる交流活動を推進させるために今回の訪問に至ったものでございます。

イエサン郡内の農園や加工施設などを視察しながら、関係者の方々から、我々の地域はたくさんのリンゴや米などが栽培されており、農業が盛んな地域であるとの説明受け、当町と類似する地域であると考えたところでございます。いろいろな視察地において関係者の皆様と意見交換をしていく中で、距離的には遠いものの農業が主産業と共通する部分もあり、今後も双方の地域発展のため、相互の交流を推進していこうということで合意に達したものでございます。

このような経緯から、昨年10月にはイエサンりんご農協視察団37名が当町を訪れ、町営市場などの町内視察や、坂本議長、中村副議長、前田農業委員会会長、赤石農業委員会会長職務代理、そしてまた、地元選出の夏堀県会議員の皆様との意見交換とともに交流を深めていただきました。

今後におきましては、従来までの実績や経験を踏まえ、当町のように農業を主産業とする海外の地域との民間交流に軸足を置いた国際交流にも力を注ぎ、国際グリーン・ツーリズムという手法を導入しながら、当町のさらなる農業振興の発展の寄与してまいりたいと考えております。

次に、海外への農産物の輸出状況についてのご質問にお答え申し上げます。

南部町では、海外への農産物を輸出する団体として、南部町りんご台湾輸出組合の輸出実績があります。取り扱い農産物としてリンゴ、品種はふじ、王林となっております。過去の輸出データですが、近々3年間でいきますと、平成25年産については台湾へ2回、計17.6トン、24年産については台湾、香港への3回、計26.5トン、23年産については台湾へ2回、計12.1トンと組合から伺っております。

海外輸出に関しましては、農家の方々は地元市場はもとより、国内市場、また海外市場の価格動向を見ながら有利な販売先を調整しながら選択しているなど、年ごとに出荷量の変動している状況でございます。

次に、海外と姉妹都市を結ぶ考えについてのご質問でございますが、町は、国際交流を推進していく基本的な考え方は、地域の特性を生かしながら国際交流事業を推進していくことであり、国際社会における地域産業及び経済の振興を通じた地域の活性化であると考えております。このため、町民の国際理解と認識を高めるとともに、人的交流などから地域に生産的な結果を生み出す交流を望んでおります。

議員ご案内の姉妹都市については、法令上の定義はありませんが、財団法人自治体国際化協会においては次の3つの要件が姉妹都市及び友好都市として取り扱われております。1つとしましては、両首長による提携書があること、2点目として交流分野が特定のものに限られていないこと、3点目として、交流するに当たって何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていることでございます。

現在の当町の交流状況につきましては、先ほどの答弁のとおり、農業者や民間団体等の交流やグリーン・ツーリズムという手法による観光交流などを通じて、より一層きずなが深まることを強く願っているところでございます。そして、この延長線上に姉妹都市、または友好都市の計画を考えております。

しかしながら、特定の都市や時期などにつきましては、議員の皆様や学識経験者の方などのご意見などの伺いながら検討してまいりたいと思っております。そのためにも、町では国際交流に向けて広い視野と豊かな国際感覚を身につけた人材の育成と、海外の人と積極的に交流するまちづくりを進めていきたいと考えてございます。

次に、大雪被害の状況についてのご質問でございます。

大雪により、農業用ハウスの倒壊被害は南部町一円に及び、3月4日現在、全壊または半壊など被害棟数は80棟、坪数にしますと約4,833坪、被害額はおよそ4,900万、約5,000万となっております。今後、調査が進むにつれ、さらに棟数、被害額ともにふえることが見込まれます。

※東寿一君 着席

今後の対応といたしましては、農林水産省では被災農業者が今後も意欲を持って農業を継続していけるよう次の対策を実施することとしております。1つ目として、災害関連資金の無利子化、

2点目として農業用ハウス等の再建・修繕への助成、3点目として共同利用施設への助成、4点目として果樹の改植への助成、5点目として被災農業法人等の雇用の維持のための支援が上げられております。町としまして、今後、国・県の動向を見据えながら、被害に遭われた方々に対しまして対応してまいりたいと考えてございます。

きのうの議会の始まる前に、県民局から連絡がございました。当初、国のほうでは3分の1の補助ということで、先週、農水省との意見交換会のときも3分の1という説明をしておりましたが、2分の1に補助率を上げるという情報がきのう、入りました。町としまして、最終的な被害状況を確認し、そして、町のほうの支援も考えておりますが、県のほうがまだ全く示されておられません。ですから、きのう、議会が終わりまして南部町として県のほうに要望に行くスケジュールをちょっと調整してみました。これは私どもの南部町だけではない被害でありますので、三戸郡の会長、現在、三戸の町長さんでございまして、きのう夕方電話をしまして、これは郡町村会として動いたほうがいいのではないかと、そして、郡町村会から県町村会のほうにも働きかけをしていただきたいということをきのう、郡の会長のほうにお願いをいたしました。議会それぞれ開催中でありまして、終わった後にそれぞれの町村、被害状況を確認をしながら、国の補助に県の補助もかさ上げをしていただいて、そしてまた、我々町としても支援をしながら、被害を受けた方々の負担が軽減されるように、そういうふうに行うことができるように働きかけてまいりたいと、こう思っております。

次に、雪捨て場についてのご質問でございますが、雪捨て場につきましては、南部地区のすみやの河川公園を指定しておりましたが、今回の大雪により、福地地区は本庁舎裏の旧福地小学校グラウンド、名川地区は旧雇用促進住宅の駐車場を新たに指定しました。今後は、大雪は排出しなければならない事態に備え、捨て場所を数多く確保し、地域住民に周知したいと考えてございます。

昨日もお話を申し上げましたが、それぞれ担当課のほうにも、それぞれの地区に可能な捨て場所、これも今後のことを考えて調査しておくようにということと、広い面積でもって確保するとなるとやはり町有地のあいている部分とかになって、またそれぞれが遠いと、こういう当然、意見も出てくると思います。今、いろいろな総会が始まっておりまして私もいろいろ顔を出しているんですが、先般もお願いしたのは、それぞれの町内にも空き地があったり、農地でも春までに何とか解ければ置き場所に可能などころもあると思うので、全て町だけではなくて、町内会さんとしてもそういう部分を話し合っていて、そしてちょっとそこに置かせてもらおうと。こういうこともしてもらわないと、今回のような大雪であれば町が何カ所か確保するだけで

は解決できないと思いますと、何とか町内会長さんのほうもいろいろな会合でそういうお話もしていただきたいということもお願いをしました。

新年度になりまして、また行政員の会議等もありますので、今後の対策としまして、そういうことも町内会さんの総会等々でも話し合っていていただいて、少しでも確保することができれば助かる方々もいらっしやると思いますので、そういう形で取り組んでまいりたいと、こう思っています。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 答弁ありがとうございました。

再質問でありますけれども、洪水について駅前、大向、門前地区で集会をやったわけなんですけれども、やはり各地区のいろいろな集会の中で、まず意見の集約というのはなされる、一部は集約できると思いますけれども、そういう集会をやはり各地域でもぜひとも開いていてもらいたいと思いますけれども、特に農業関係のほうはほとんど、何ていいますか、建物が先だということで、やはりいろいろ意見がある方がたくさんあると思いますので、その辺、開くお考えがあるのかないのかお答えをお願いします。

それから、災害危険区域の条例の件ですけれども、たまたま私の地域の輪中堤がある地区が指定を受けております。やはり駅前地区あるいは門前地区、大向地区、その辺はまず指定になっているのか、その辺。それから、これからその地区についてはどのような指導といたしますか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

そして、輪中堤ができてまず心配はない、だから、輪中堤の中は条例からは外れるというふうな、そういう解釈をしておりますけれども、その辺はどのようにになっているのかお知らせ願いたいと思います。

それから、雪の件ですけれども、国のほうから災害に対する支援策が発表になりましたけれども、先ほど町長さんが県のほうからはという話をされましたけれども、できるだけ早く対応をお願いしたいと思います。特に、何ていいますか、間もなく春の水稻の種の準備とかいろいろな春先の農作業が迫っておりますので、その辺、ぜひとも早い対応をお願いします。

また、農業資材などの不足も心配されておりますので、その辺も対応をお願いいたします。

また、被災農家に見舞金の支給は考えていないのか、その辺、再質問ということでよろしくお願いたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私から最初に答弁して、それぞれ担当課長からも答弁させたいと思います。

まず、県への要望ですが、今それぞれ議会でやっております、当町も来週まであります。きのう、三戸の町長さんには、三戸さんは今週で終わるようございまして、とにかく議会が終わったらすぐスケジュールを確保していただいて調整をしてもらうようお願いをしたいということをお話ししてございます。ですから、恐らく近々に郡町村会の事務局の三戸さんのほうから日程調整等々、そういう部分が来るとお思いますので、そういう中で、議会が終わったらできるだけ早く、他町村の関係もあるとお思いますけれども、お願いにまいりたいと、こう思っております。

それから、見舞金の件でございますけれども、今はハウスの倒壊等々、それについての補助は考えてございます。冬場でございますので、ハウスの中の作物の被害のあった方もあろうかと思っておりますけれども、今現在は農作物の見舞いというところについては考えていない、そういう状況です。ハウスのほうにまずしっかり、復旧できるような部分で取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 地域懇談会、3地区で実施したわけでございますけれども、基本的にはまず宅地、住宅の浸水エリアということが基本的には中心でございました。今現在、総務課が所管する消防団の皆さん、地区担当している駅前、大向、門前地区の消防団と先週から消防団を回りまして、消防団の方々からは避難誘導とかそういうことについて個別に分団から今、お話を聞いている最中でございます。今後また、今月中にやる予定ですが。農業関係者の方々ということでございますけれども、今般の懇談会には農林課長も出席していただきましたけれども、直接的な話はその場では出ませんでした。今後とも、農林課とほうとまた協議いたしまして農業団体の総会とか地区の総会等々でそういうお話もしていただければなというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 沼畑議員の質問にお答えいたします。

三戸駅、大向、門前地区が指定になっているかということですが、この指定する危険区域は、居住に適当でないと認め、居住用の建築物を基本的に建築できないと制限するものですので、この大向、駅前、門前地区は既に住宅密集地になっておりますので指定する考えはなく、堤防等で保全していくと考えております。

次に、相内地区の輪中堤になりますけれども、相内地区の輪中堤はもう整備されておりますので、この危険区域の指定外になっております。輪中堤につきましては、一定の集落を安全基準高の堤防で囲んだものでありまして、事業は完了しておりますので安全であると考えております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 農地、それから農道、農道施設の災害復旧についてでございますけれども、災害の復旧は農業の関係がおくれるということでございます。災害になれば、先にやはり農道の幹線道路の崩れた場所の除去とか、それから、水路の関係はすぐに対応しております。また、災害については、また農家の方々から申し込みをいただきまして、災害の対象でない方々は40万円以下は町で対応するというところで進めてございます。

今回、大向、それから門前、駅前地区での住民の意見交換の中で、農林課関係は、大きなごみ、巨大ごみのことが1件、ご質問がありました。それについては、農林課に連絡していただければ農林課のほうで調査して対処しますということでお答えいたしました。

今後、農業関係のご意見もあるということで、総務課とも相談しながら、検討しながら、これから進めていきたいと考えてございます。

それから、今の大雪の災害のことで、国からもその災害の事業ということで通知が入ってございます。その中で、資材のほうも生産資材の確保の上の支援ということで、野菜・水稻の育苗用の資材の購入費とか、種苗を流通するための運搬経費等を助成するというところもございまして、今週中に行政員の方を通して、国から示された必要な資料を準備するよというところで、町民の皆さんに周知をするということで今、進めてございます。

また、今後についてですけれども、国・県からの通知に従いまして、支援活動を活用していくための要件等を確認しながら迅速に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 答弁をいただきまして大変ありがとうございました。

まず、一刻も、対策が決まりましたらできるだけ早く皆さんに周知して実行していただきたいなというふうに思っております。

最後に、やはり当町の一番の課題である馬淵川のことで、ちょっと私見といたしますか、質問ではありませんけれども、今後の馬淵川の整備を考えると、やはり地域の住民あるいは市町村が連携して国・県に要望していくことが一番大事ではないかなというふうに思います。そのためにも、現在ある期成同盟会と岩手県、また二戸市などとも情報交換などを重ね、一緒に活動できる体制をつくるのも国直轄にさせていただくための1つの方法ではないかなというふうに思っております。

最後に、議員として災害対策に一生懸命取り組むこととお誓いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで沼畑俊一君の質問を終わります。

7番、根市 勲君の質問を許します。根市 勲君。

（7番 根市 勲君 登壇）

○7番（根市 勲君） おはようございます。

沼畑議員さんと大雪のことでダブってしまいましたけれども、ひとつよろしくお願ひします。

私は、今年2月に入ってから2回の大雪を経験して、今後の雪対策はどうあるべきかについて質問させていただきます。

2月8日、9日、また、15日から16日にかけて、三八地方に降った大雪は40年から50年に一度の豪雪だったと思います。現代は、昔と違って自動車がスムーズに走れるようであればならない、生活が成り立たない社会になっており、大雪の及ぼす被害は町民生活や経済活動に想定を超えるような深刻なものだったと思います。特に、2回目の大雪の後、私にも町民の多くの方々から除雪の苦情が寄せられました。道路を管理している役場に対しても、想像を超える件数の苦情や要望が殺到したことと思います。

役場の担当課や理事者に対して、今回寄せられた苦情や要望はどのようなものだったのか、ま

た、それに対しての対応はどのように行われたのか、まず説明をしていただきたいと思います。

今回のような大雪の場合に大事なことは、今までの対処のあり方で改善すべき点、地域の協力で対応すべき点、課題も見えてきたと思いますから、今後はどう生かすかだと思います。私のところに寄せられた苦情で特に多かったのは、どの道路も除雪が行き届いていないのに、役場の重機は車庫にいて動いていない。委託された業者に話ししても、とりあえず通行を確保するように依頼されているが、それ以上の丁寧な指示は受けていない。役場の誰に話を持っていけばいいのか、役場の中の指示・命令が混乱してうまく機能していなかったことが推察されます。ふだんから、積雪がどのくらいのレベルの場合は除雪機械をどう動かすとか、50センチ以上、70センチ以上の場合の対処方法、排雪の必要がある場合の雪捨て場の指定、地域ごとの農機具や個人の重機の活用方法、地域住民の役割分担等をいま一度基本から検討して、マニュアルを整備する必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

よく言われる言葉に「お役所仕事」という言葉があります。辞典で調べてみましたら、「形式主義に流れ、不親切で非能率的仕事を非難して言う言葉」とありました。私が今回、大雪で感じた役場の対応は、まさにお役所仕事の域から抜け出していない、町民生活を心配していない対応だったと思います。

幸いにも大きな火災や人命に危害を及ぼすことはなかったと思いますが、町民や町内の事業者の今回の雪による損失や余分費用の支出は、想像以上の数字になると思いますが、結果と今後の対応についてどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市 勲議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の豪雪を経験した今後の対応についてのご質問でございますが、初めに、2月15日から16日にかけての大雪で被害に遭われた方々へのお見舞いと、町内会、そしてまた消防団など、地域の方々には除雪に大変ご協力をいただきましたことに御礼を申し上げたいと思います。

今回の大雪でございますが、私も地域の方々、会合等でお話を聞きましたら、75歳を過ぎている方々でございました。これだけの雪は私の経験では初めてだと、何人かの方々がそういうふうにお話をしていました。まさに災害と思って職員には対応してくれということをお願いしたように、除雪機がなかなか進まないという、そういう状況下でございました。

また、昨日ニュースを見ていましたら、今回の太平洋側の沿岸の大雪は30年に一度あるかないかという異常気象であると、こういう報道もされておりました。そういう中において、我々もしっかりと対応はしていかなければならないわけでございまして、まずは、行政のしっかりとやらなければならない役割と、こういう場合は水害も同じでございます。自助、共助、公助という形で乗り切らないと、公助だけで本当に私は乗り切ることはできないと思っております。そういう中で、いろいろな町へのご批判はしっかりと受けとめて、それをしっかりと改善していかなければならないと、こう思っております。

通常の3倍の時間がかかると、重たくてとても進まない、そういう状況でございました。ですから、どうしても遠い地区はおくれた部分がありますし、そしてまた、苦情の中にはやはり雪捨て場がなくて大変だと、こういうことでございました。

それと、除雪車が歩くんですが、それぞれの町民の方々が自分の敷地内のところをまずスコップなりで片づけて、その後に除雪車が歩く。そうすると、それぞれの住宅の入り口に雪が盛り上がると、こういう苦情も来ます。ただ、そういう部分はやはりそれぞれも頑張っただけでかかないと、逆に、もう除雪が歩けないということになりますので、いろいろなご批判、住民のお気持ちも十分わかりますけれども、やはりここでは自助、共助、公助という中で乗り切っていかなければならないのではないかなと考えてございます。

今回の大雪は、土日に当たりまして、平日に比べ通勤・通学の影響は少なかったものの、住民の生活及び公共バスの交通機関などの大幅なおくれを生じ、大変ご不便もおかけしたところでございます。除雪は約315キロの町道、歩道、公共施設の駐車場など、町の除雪車、また、委託している業者の除雪車を合わせて45台がフル稼働いたしました。そういう中で、数日間の除雪作業となりましたことも住民の方々にもご不便をおかけした部分であったと思いますが、捨てる場所がないものですから、私も建設課長に1回、除雪して、もう一度歩いたらどうかと、予算のことは気にしないで対応してくれということを行いました。ただ、私は1つ素人的な部分がありまして、雪捨て場がない状況でまた歩くと、さらに道幅が狭くなりますよと。ロータリー車がないものですから飛ばせない、両脇にはもう盛り上がっていると、そういう状況でまた行くと、道路幅がさらに狭くなると、こういう課題もあるんですよと、こういう話も聞きまして、ああそういう逆に課題もあるのかなというふうなことも少し認識を新たにしたところもございました。

町へは、住民からは国道・県道・町道、関係ありません。国道であれ、やはり町に苦情が来ます。県道も来ます。私どももいろいろ、町民の方々にそれぞれの管理区間があって、国道の場合は国でというふうに話をするんですが、ああそうなんですかと、私は道路は皆、町にあれしてい

ればよかったと、そういうやはり認識の方々も多いんだなということも感じました。連絡を受ければ、当然我々は自分の町道、しっかり整備しながら、国に連絡をし、県に連絡をし、3管理区間にかかわってまず行ってございます。そういう中でいろいろ、さらに我々も学んでいかなければならないことがありますけれども、そういう状況下の中で町職員も動いている、また、業者さんも動いているということもぜひご理解も賜りたいと思っております。

今回の大雪に対面して、ほとんど自治体、ロータリー車を持っている町村さんはそうないと思いますけれども、ロータリー車、全ての道をロータリー車が歩けるわけでもございません。また、道路幅があるわけでもございますが、今後、予算がかかりますが、町で1台ぐらいの購入というのも考えていかなければならないなと思っております。ただ、国が持っている、国土交通省が持っている大型が歩くとなると、かなりの道幅がないところじゃないとこれは無理なので、中型クラスの部分を検討はしていきたいと思っております。ただ、しょっちゅうこのような大雪という地域でもありませんので、いつも稼働するということではないんでしょうが、金額等、また、どういふような活用でいけるか、そういう部分も考慮しながら、ロータリー車の購入も検討してまいりたいと、こう思っております。

今回の大雪を体験しまして、職員体制でございますが、必要最小限の職員を当町に待機させ、必要に応じて職員を最寄りの庁舎へ参集させることも必要であったかもしれません。参集体制につきましては、職員、初動マニュアルにおきまして、勤務時間外における職員の参集は原則として勤務場所としておりますが、今回の豪雪を受け、自家用車での参集が職員であっても不可能になってくる場合が考えられます。徒歩等の手段を用いて、最寄りの庁舎へまず登庁し、活動に当たるといった修正を加えているところでございます。

一方、消防団におきましては、消防団長から屯所前の除雪や水利の確保、要援護者世帯の巡回等の指示が出され、団員が対応に当たったわけではありますが、岩手県久慈市においては、道路の除雪が進まなかったため、消防団員が火災現場にたどり着けなかったというニュースもございました。当町におきましても、万一火災が発生していたら同じ結果になっていたかもしれません。災害が発生した場合において、緊急車両が的確なルートでより早く現場に到着できるよう、また、ドクターヘリの離着陸場所を早い段階で確保することができるよう、町民の安心・安全を守るためには、町内の道路がどのような状況にあるかという除雪の状況について、関係各課で情報を共有することが必要であると考えてございます。

それぞれの対応等、また状況がどういう状況であったかという部分につきましては、関係する課長等から順に答弁をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。根市 勲君。ちょっとお待ちください。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 今の企画調整課のところについて答弁いたします。

町民の移動手段等重要な役割を果たしている多目的バス及びなんぶ里バスについてであります。

2月15日から降り続いた大雪により、翌16日は全ての道路網が麻痺状態に陥り、多目的バス、なんぶ里バスも全便運休、17日も一部路線の運行時間の最大約2時間の大幅なおくれが出ましたが、一部区間で道路幅員が狭いため、運休とせざるを得ない状況になりました。

今回のような異常気象による豪雪の場合、委託しているバス事業者と連絡をとり合い、安全な運行が可能であるか、始業前に乗務員への運行経路の確認をするよう指示したところです。その上、バスが運行できない場合は迂回路の検討を行い、除雪が必要な箇所を速やかに把握し、道路管理者へ連絡する体制をとっていましたが、今回は除雪作業のおくれから道路状況の確認をすることも困難な状況になりました。

しかしながら、通学者、通院者の移動手段として早急な運行が望まれており、路線の縮小運行や運行する車両サイズの見直しを行い、幅員の狭い道路への対応として可能な限り小型車で輸送し、幅員の広い道路で中型、大型車で乗客を乗せかえる措置を講じたところです。雪道は大変滑りやすく、運行ダイヤに大幅なおくれが生じたことは確実な状況です。利用者にとって、バスが運行しているのか、どのくらいおくられているのかが最も必要な情報となりますので、今後は早目の路面状況把握、広報無線による町民への周知や定期的な運行状況の確認を第一にした対策を検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 次に、家庭ごみの収集についてお答えを申し上げます。

ごみ収集にかかわる家庭からの電話が、五、六件ございました。きょうはごみの収集を行うのかという問い合わせでございました。回答といたしましては、ごみの収集日程書のとおり変更がないこと、道路の除雪次第でおくれる可能性があることなど話し、理解と協力をお願いしたところでございます。豪雪により道路の除雪が進まない場合には、ごみ収集車がごみ収集所へ行けな

いわけてございますので、このことにつきましては多くの町民の皆様方にはご理解をいただいているものと思っております。

なお、ごみ集積所の除雪及びふだんの清掃につきましては、町内会やごみを出す方をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 根市 勲君、再質問どうぞ。

○7番（根市 勲君） まず、丁重なる答弁、ありがとうございました。

きのうの一般質問の答弁の中で、これからは地域担当職員を設けて、担当地域の課題に取り組んで、結果としてそれぞれの地域の活性化につなげたいというお話がありました。大変これはよいことだと思います。例えば大雪や大雨の場合は、地震と違ってある程度の予測することができると思いますから、町内の各地域ごとに対応策を決めておいて、情報を収集する。その情報に基づいて的確な対応方法を決めて指示を出す。その場合に、地区によって、大雪の場合はトラクターや個人・企業の重機の活用方法やボランティアの応援もお願いするとか、地域ごとに雪捨て場を決めておいたり、生活弱者の支援方法や倒木等による停電等の場合の対処方法、想定されているいろいろな事態を踏まえて準備をするべきかと思いますが、考えられる対応について具体的に説明をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答え申し上げます。

地域担当職員については、きのうも町長が答弁いたしました。今、根市議員がおっしゃったように、地区で例えばトラクターを誰が持っているんだとか、そういうのは地域さんと職員を交えての話し合いにおいて、自分たちができるのは何か、どこどこまでできるのかということを事前に話し合っておけば、除雪体制についてのことでと早期に体制もできるのかなと思います。

あとは、町内会の総会とか役員会にも出席していくように、詳細についてはこれから決めていきますけれども、そのようにしていきたいと思っておりますので、各地区の担当職員と地域との話し合い等でそのような計画等ができれば、よりよい防災といえますか、地域の体制ができるのではないかと考えております。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 大雪に対しての対策ですけれども、今後、建設課のほうでは除雪体制の見直しということで、業者との連絡網を再確認し、スムーズに的確な指示を出せるようにしたいと考えております。また、先ほどの答弁にもありましたように、除雪車、ロータリー車などの確保、また、人員の確保も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） 何年か前にも一般質問でこの大雪の除雪対策をやっておるはずなんですよ。それが、きのう町長が言ったように、繰り返さない対策というお話があったように、何年も前から同じことばかり言っているんだもの、答弁、なっているのかなっていないのか、その辺、把握して引き継ぎがうまくなかったのか。これは大雪じゃないので、豪雪でもない、災害にも匹敵するような大雪だったと私は思います。雪が降ってから町民の方々からの電話を受けたとき、私、鳥谷、青鹿長根のほうですけれども、それと横沢地区、助川をパトロールした。町のパトロール車とは、一回も会っていません。行ける状態ではございません。しかし、私の場合は、鳥谷地区のほうはハウスに燃料を運ばなければ大変だということで視察に行きました。あとは、皆さんもご存じのように、畜産関係も毎日餌をやったり、川では稚魚に餌をやったり、そういう毎日の仕事があるからパニック状態になって電話が殺到してかかってくると思うんです。それが何か、後手を踏んでいるのか、わかっていないのかというのが町民の声だと思います。その辺、町長が言っているように繰り返さない対策というのかな、それを今後もよい方向に向けていただきたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで根市 勲君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩とします。

(午前11時06分)

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は、今回の定例会で大きく2点の質問をさせていただきますが、今回の定例会では私を含めて10名の議員が一般質問の通告をしております、南部町の議会も活気が出てきたなど私なりにうれしく思いながらきのうは答弁を聞いておりました。私も旧福地村の議員になって以来、通算26年半になりますが、今回の議会が最も質問者も多くて中身の濃い内容だったなと思っております。答弁する町長初めここにおられる理事者の皆さんにとっては、忙しいのに大変だなと思う方と、私のように町の未来、将来を考えて勉強するよい機会だなと思う方と、相反する感想を受けているのではないかなと思っております。

ただ、私が少し残念に思うのは、議会で話されたことは議事録に残るものですから、数十年たった後でも、私たちの子供や孫の代でも読んで評価されるときが必ず来ると思います。ですから、これから私がお願いしたいことは、後世に記録として残して恥ずかしくない議論にするためにも、答弁書を作成する課長さん方は、どのような答弁を期待して質問をしたのか、施策にどのように反映されることを期待して質問したのか、通告者ともう少しキャッチボールをしてほしいなと思います。今までの数多くの議会でのやりとりを経験して感じることは、双方の考えている意図がかみ合わない場合があったり、せつかくの質問の機会、答弁の機会ですから、今後はよろしくその辺をご配慮をお願いしたいと思います。

少し話題を変えて、最近の国際情勢のニュースを見て感じることを述べてから本題に入りたいと思います。ウクライナのクリミア半島をめぐるロシアとEU、アメリカという大きな国家間の最近のやりとりを見ていますと、我々日本人にとっては、陸続きでないため理解できない国家間の緊張というものが感じられます。個人対個人であれば、たとえ外国人であっても大半の人は仲良く会話やコミュニケーションを図れると思いますが、現実の国家対国家とか企業対企業の交渉になれば、さまざまな思惑や利害が絡んで予想できない展開になる場合も考えられます。歴史を振り返ってみますと、今から160年ぐらい前にナイチンゲールが活躍したことで有名なクリミア戦争というのがありました。1853年から56年にあつたんですけれども、同じクリミア半島をめぐる何とか外交交渉で解決してほしいなと思いますが、幾ら科学が進んでも国家の組織同士の争いとなれば理想どおりの解決とはなかなかいかないものですし、そのためにも軍隊や軍備は必要最小限、常に確保しておかなければならないのかなと感じております。

また、昨年末には、日本の国の借金が1,000兆円を超えたという報道がありました。国民1人当たり800万円を超えるツケが我々の次の世代に回っていくと思いますが、戦後、間もなく70年目を迎えますけれども、後世の世代の私たちの子孫から、私たちの時代の政治と財政はどのように評価されるでしょうか。そんなようなことを考えながら本題の質問に入らせていただきます。

2月19日と23日の東奥日報の報道によりますと、40歳から64歳までの現役世代、こういう方を2号被保険者と言うそうですけれども、この方々が負担する介護保険料は、2014年度は1人当たり初めて5,000円を超えて1人当たり月5,273円になる見通しという記事が載っておりました。高齢者の増加と現役世代の減少が保険料の上昇につながっているとのことですが、30年後はこのままで推移しますとさらに倍の月額1万円を超えるだろうということで、その場合のいろいろな課題も詳しく記事には載っておりました。

県の健康福祉部の庁内プロジェクトチームの試算とコメントによりますと、進行する高齢化をどう食いとめるかの議論も大事だが、高齢化と向き合いどう活用するかを考え方策を立てる必要があるとして、お年寄り自身が社会の支え手になり、いつまでも活躍できる生涯現役社会を構築する方法を考えていくべきではと。介護給付費が増大し、将来、保険料が倍にならないようにするためにも、介護予防を進めることが大切だと結んでありました。

データを見ますと、南部町の高齢化率は青森県全体の平均値よりも五、六年早く進んでいると思われまますから、他の市町村に先駆けて介護予防を進め、健康寿命を延ばす取り組みが必要と思われまます。町の対応と課題についてどのようにお考えかお答えを願いたいと思います。

次に、2点目として、農業政策についてであります。きのうの川井健雄議員と重複する部分は除いて結構ですから、お答え願いたいと思います。

それと、通告した後の今月の2日付の日経新聞の1面に気になる記事がありましたので、少し今後の町の農業政策にも大きく影響すると思われまますから、要点を読みます。

政府は、農地の売買や貸し借りの許可をする市町村の農業委員会について、農業委員を地元農家から選ぶ制度を2016年度にもやめる方向で検討すると。首長に任免権を与える案などが浮上している。農業委員会に地元農家以外の声も取り入れて、農地の流動化を進め、大規模化を促す。新規参入の壁となっていた農業委員会の改革で、企業や農業生産法人は広域で農業を展開しやすくなるというものです。

私は、今後の日本の農業政策の一大転機が訪れてきていると思われ、長い目で見れば大変歓迎すべきことだと思われまます。情報がどの程度町のほうに入ってきているのかわかりませんから、わかっている範囲であわせて答弁をいただければと思われまます。

私はここ半年ぐらいの間に政府が矢継ぎ早に打ち出してきた農業政策の大きな方向転換の考えは、長い目で見れば評価できることにつながるのではないかと思いますし、むしろこういう取り組みは遅きに失しているのかもわかりませんが、今まで何にも変えられなかったという農業政策が一番まずかったように思いますが、皆さんはどのようにお考えでしょうか。

また、南部町内にはかれこれ20年ぐらい前から、飼料用米の生産や加工販売などに取り組んできた実績も経験もある農業生産法人もあるようです。また、牛とか豚とか鳥などの畜産農家も多数あると思いますが、具体的にこの方々の意向を聞きながら、飼料用米の出口戦略はどうあるべきだとお考えでしょうか。

一般論で大変恐縮な言い方をしますが、誰でも、よその人が無謀だと思われたことを実践して成功しますと、結果が出るまではばかにして笑っていても、一旦成果を出してよいとなればみんながまねをして一斉に取り組むというような、そういう傾向が商売にはございます。私は町内で飼料用米に取り組んでいて、少なくとも一歩でも二歩でも先に進んでいてノウハウも持っている方がいる場合は、これを生かさない手はないのではないかと、生かしていくことも大事ではないかと思いますが、その点について具体的にはどのような方向を考えておられるのか、とりあえず飼料用米の普及拡大についての取り組みを答弁願えればと思います。

では、答弁のほう、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 工藤議員、先ほど農業委員会のことに対してのご質問もありましたけれども、ここはちょっと通告になかったので削除してもよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
では、答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。
その前に、今回10名の議員の皆様のご一般質問、当町は大体、毎回7名から11名ぐらいの議員の皆様からご質問いただいているわけですが、非常に県内においても活発な議会であると思っております。議員の皆様がやはりふだん感じていること、また、まちづくりに対する思いを議会で質問し、我々理事者としてもそれにしっかりと誠心誠意、また、私の考え方や町の考え方、そういう部分をしっかりと議論をしながら、町発展につながっていけば大変いいことだなと思っております。そういう中で、議員の皆様のご要望、そのとおりに実現できるもの、また、できないものも当然これはあるわけですが、これはお互いに議事録には載りますので、

それぞれが責任を持ってやはり取り組んでいくと。議員さんの考え方も議事録に載りますし、また、首長という立場で私の議事録も当然残るわけでございます。そういう中において、将来どのようにそれが評価されるか、これは後の方々が評価することになるだろうと思いますけれども、やはり箱物であれば形が残って、それがどのように活用されているかというのが目に見えるわけでございますので、それなりの評価といろいろ意見もあると思います。できないものもある、そういう部分もお話をさせていただきながら、やはり将来、今の子供たちに財政的な負担を強いないようにしていく、これも後々の評価にもなるでしょうし、また、批判に、もっとやっておいてもよかったんじゃないかと、いろいろあると思いますが、1つ私としては、後の子供たちに借金の大きな負担にならないようにやはりしていくというのも大事なことだと思いつつ、まずまちづくりのほうもさせていただいているということもご理解を賜りたいと思います。

今回のご質問の中で、介護保険料についてでございますけれども、介護保険制度は平成12年度から開始されまして、3年間を1つの期間とした介護保険料の額を含む介護保険事業計画を立て、制度の運用を行っているところでございます。現在は平成24年度から26年度までの第5期の介護保険事業計画が進行しているところでございます。

介護保険制度におきましては、介護給付費に対する負担割合として、国・県・町のいわゆる公費負担が50%で、残りの50%が65歳以上のいわゆる第1号被保険者と40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の保険料で賄うこととなっております。第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合でございますが、制度開始時の第1期の時点では、第1号被保険者の割合が17%、第2号被保険者の割合が33%でございました。その後、介護保険事業計画の期別ごとにそれぞれの負担割合が見直され、現在の5期におきましては、1号被保険者が21%で2号被保険者が29%という負担割合となっております。

議員ご質問の40歳から64歳までの現役世代、いわゆる2号被保険者の負担についてでございますが、2号被保険者の保険料につきましては、先ほど申し上げました負担割合によりまして、加入している医療保険の算定方式に基づきましてその額が決定されているところでございます。このように、2号被保険者の保険料につきましては全国的な規模の中で算定されていることから、当町だけの例で申し上げることはふさわしくないかもしれませんが、参考に当町の数値を申し述べたいと思います。国勢調査の数値で申しますと、当町の40歳から64歳まで、2号被保険者でございますが、の人口は平成12年が7,875人で、直近の国勢調査である平成22年の人口は7,138人となっており、対12年比では9.4%の減少となっております。一方で、1号被保険者の65歳以上の人口は平成12年が5,532人で平成22年が6,139人となっており、対12年比では11.0%の増加となっております。

おります。

また、当町の介護給付費ですが、平成12年度と平成22年度を比較すると22年度が71.0%の増加となっております。65歳以上の人口が増加して要介護認定者も増加したことから介護給付費が増加していますが、介護給付費の一定割合を負担している2号被保険者の人口がふえないために、2号被保険者の1人当たりの保険料の負担額が増加してきたと考えております。次期の計画期間である平成27年度から29年度までの第6期の事業計画につきましては、現在、国からは詳細なことは示されておきませんが、2号被保険者の1人当たりの保険料は引き続き増加していく傾向にあると推計されます。

次に、65歳以上の介護保険料についてであります。1号被保険者の保険料は各市町村で定めることとなっており、現在、5期の当町の保険料は基準額で月額5,400円となっております。5期の計画期間は24年度から26年度までの3年間でございますが、介護給付費につきましては実績の出ている24年度分は計画数値より3.1%増となっており、また、25年度分は5.1%増の見込み、計画最終年度の26年度についても9.2%の増が見込まれております。このように、今後においても介護給付費が年々増加していくことが見込まれることから、27年度からの6期の保険料につきましてもその額に影響が出てくるものと考えております。

6期の介護保険事業計画は、26年度中に策定いたしますが、今後とも引き続き介護給付費の増大を抑えるための各種介護予防事業に積極的に取り組むとともに、6期の計画におきましても取り入れてまいりたいと考えてございます。

平成12年にスタートし、そのときは介護施設、老人施設、まだ少ない状況でございました。今、施設につきましては大分充実をしてきておりまして、以前も申し上げたことがあります。三戸郡下とっても、当町が4割ほど施設を占めているということで、利用者からすると非常に助かる施設なわけでございます。それと同時に、施設が充実していった活用されていく。それに伴って介護保険料が逆に上がっていくというのが1つの流れになっていくわけでございます。

その中で、工藤議員からも、やはり健康寿命を延ばす、この取り組みが大事ではないかというご提言でございました。まさしく、やはり健康で長生きしていただくということは、医療費にとっても介護保険料にとってもこれを抑えることができるわけでございますので、当町にもバーデ施設、健康増進施設がございます。また、体育施設もございます。いろいろな大会、教室、そういう部分をしっかり行いながら、やはり健康で長寿に暮らしてもらうということが介護保険料の抑止にもつながっていくものと考えておりますので、また、それぞれの担当課においてそういう取り組みをしっかりと強化するようにしてまいりたいと思っております。

2点目の農業政策の転換でございますけれども、きのう川井議員さんのご質問に4改革含めながら答弁いたしてございますので、内容的には重複する内容になりますので割愛をさせていただきますと思います。

そういう中で、制度が変わって新しくなるというときには、やはり関係する農業者の方々も大変困惑するわけでございます。そういう中で、農政局との懇談会の際にも話ししました。きのうもお話をしました。やはり余り短期間に制度が変わっても、やはり取り組んでいる方々が迷いがある、どういうふうにいったらいいのかと、そういう部分があるということも現実でございます。ただ、中には議員ご指摘のように、いつまでも同じやり方というのはいかがなものかと、やはり常に改善はしていかなければならないと、そう思っております。その改善の中で、やはり当時、我々が子供のころの農業組織、農業形態、これは今の農業と大分変わってきているわけでございますので、やはりその時代に合った農業、そういう改善にしていかなければならないと、こう思っております。

国のほうもさまざまな、TPP含めながら大きな変化の年になってくるわけでございまして、そういう国際社会にも勝ち抜いていかなければならない。一方では、大規模農家だけでなく、小規模農家を切り捨てるのかと、こういう意見も同じ農業者からは出るわけでございまして、非常に難しいわけでございます。そういう中で、大規模を目指す方々、それに対する支援、また、小規模として成り立っていく、そういう方々に対する支援はどうすべきなのか、こういうことも常に考えていかなければならないと思っております。

あと、今回の飼料用米等につきましては、昨日もお話をいたしました。いろいろなやっぱり意見も出ておりました。検査する場合の条件、その検査のところまでの輸送はどうするんだと、こういう質問も農政局との懇談会に出ておりましたが、現在、県のほうもそういう細部にわたって、まだ具体的に答えられる状況ではなかったというのが先般の農政局との懇談会でございます。いろいろ私ども情報収集をしながら、県のほうにも出てきた要望についてはいろいろ課題等も含めて要望させていただき、早く住民の皆さんにこういう形でいくんだということをしつかりと周知をしながら取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、今後ともまた、議員の皆さん方からもいろいろな角度からご指導とご協力もお願いを申し上げたいと思います。

詳細等、細部等につきましてはまたそれぞれ担当課長からも答弁してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） この介護保険のことでちょっと提案したいんですけども、いずれここは青森県の平均よりは高齢化が進んでいる町ですから、当然若い人が多い町よりは介護保険というのはどうしても負担がふえてくる。全国にいろんな取り組みをしている自治体があるわけですけども、やはり健康寿命をいかに延ばすか、医療費をいかに下げるか、介護の負担をいかに下げるかという、それぞれ町民の個々の意識を向上させないことには無理だと思うので、まず、1つは、認知症というのはなぜかかるのか。認知症はどうやったら予防できるのか。

この間、ちょっとテレビを見ていましたら、鳥取大学の、島根大学だったかな、の教授ですか、アロマオイルにいろいろなミカンとかレモンのにおいをまぜて脳を刺激すると認知症が進むのがとまるとか、ややよくなったとか、そういう報道も見たことがあるんですけども、とにかく元気で生涯現役で働けるというのを目指すために考えられる施策というのは、いろいろあると思うんですけども、これからも積極的に取り組んでほしいなと思います。

それと、医療費がかかるというのは、例えば胃ろうになったとか体が動けなくなって半分植物人間みたいに生きています。こういう方というのは、1カ月入院させておくと、入院でも施設でもえらい負担が大きくなるわけですけども、そういうのにかからないための予防方法とか、かかった場合はもう私はいいですという医療費を負担軽減させる方法とか、さまざまな対策も、他の自治体に先駆けていろいろ考えられる手だては講じたほうがいいんじゃないかなというのを提案したいと思います。

それから、農業の今の改革を見ていると、今の農業政策の根本にあるいろいろな制度というのは、終戦直後の食料難の時代にどうやって増産するか、どうやって農地を守るか、その原点から始まったような部分があって、今の時代にそぐわない部分というのが結構あると思うんですね。だから私は、競争が激化して価格が下がるというのは、生産者にとっては非常に辛い部分はあるわけですけども、逆に言いますと、ピンチはチャンスですから、いかにチャンスと捉えて前向きにやる農業に取り組む方をバックアップするか。兼業農家で自家消費とか親戚に農産物をくれてやればよいという農家もおると思うんですけども、専業で、農業で飯を食うという方のために、そういう方のためにどういう施策が必要か。何か大きく転機になっていると思うんですけども、どうしてもこういう議会の場合ですと、町長でも農林課長でも、現行の制度に基づいてじゃあ町として何ができるかという、そういう答弁しかできない部分もあるんですけども、恐竜がなぜ氷河期に絶滅したかという、環境に対応できなかったからだと思うんです。今、この南部町の農家が環境に適応して生き残るために、前向きな施策は何かというのを常に考え

ながら、情報提供をして、やっぱりいろいろみんなで頭を、知恵を絞れば、いい解決方法が出てくるんじゃないかと思しますので、今までの慣例だから同じことをやっているというのは、もういいのはやめてしまってもいいから、取捨選択をして、この先必要なことに力を集中すると、そういうのがもし現時点で考えられるものがあればお答えできればと思います。私はその辺、みんなで勉強して、いい知恵を出して、いい方向に向かいましょうというのを提言して、今回の質問を終わります。

答弁、あったらお願いします。なかったらそれで結構です。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 工藤議員のご質問にお答えします。

まず、初めの提案についてですけれども、認知症の方にアロマオイルが効果があるというのは、私も老人保健施設で午前中、ハッカの成分が入った、通常、ミントと言われていますけれども、かがせると、覚醒作用がありますので眠らないと。作業等をして、午後になって帰る段に近くなってきたら、ラベンダー等がかがせて、これは鎮静作用がありますので穏やかにするというところで、確かに施設では取り組んでいるところがあります。町内の施設には紹介したときもあります。

また、同様に、これはアロマオイルではないんですけれども、軽度の農作業を午前中やるということ、ただ、施設側のほうでこれは汚れがあるということで嫌がりますけれども、野菜、花等を、これは1年間で区切りつきますので、精神的には非常に認知症の方には有効であるということで、これは通所事業所、もしくは入所サービスを行っている事業所等のサービスの質にかかわってきますので、町ではたまたま、合併前のゲートボール場の近くに施設がまとまってある部分がありますが、農地用に土地を確保している部分があります。あれは、介護事業所が利用したいのであれば開放するというので用意していますけれども、なかなか利用してもらえないという事情もあります。

認知症の方、今、特効薬というのはありません。発症してから進行をおくらせる、もしくは、例えば介護予防等の体を動かす、脳の刺激を行って何とか家庭で穏やかに暮らしていけるような状況ということで、町でも取り組んでおります。今後も、提案されたことも踏まえまして、町内の事業所等にかかわる部分、それから、在宅であった場合、認知症を抱えている家庭にかかわる世帯についても取り組んでいきたいと思っております。

2番目の胃ろうの方の入院ですね。最近、胃ろう手術をする方は減ってきております。町立病院のほうから聞いたんですけれども、今までは何とか生かしたいということで胃ろう手術を行っていましたが、今では家族のほうから、植物状態になりますかということで、考えてもらって、それで判断して手術を行っているということです。

それから、入院ですけれども、今は長期の入院は認められていませんので、2週間なり3週間程度で退院するんですね。そうなってくると、在宅で胃ろうにかかわる部分、介護の時間が、3食分ですから恐らく6時間とか7時間、拘束されることとなります。非常に介護力を必要とするような状況になります。これにつきましては、手術の件数が減ってきていますので、町立病院だけになりますけれども、胃ろう手術をした場合は胃ろうを外せるような見込みがある人についてはやっぱりやる必要があるということで、外せる見込みがない人にとっては好ましいことではないということで、町立病院のほうでも対応しているかと思えます。

結果的には、胃ろうをつくるというのは寝たきりにしやすい方策でもあるので、そこについては家族の方の同意を得てやっていくことになるかと思えます。

以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君、よろしいでしょうか。

これで工藤久夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

（午前11時58分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時00分）

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

2番、八木田憲司夫君の質問を許します。八木田憲司君。

（2番 八木田憲司君 登壇）

○2番（八木田憲司君） 本日、私は通告しておりました大きく2点について質問させていただきます。

まず、1点目の質問といたしまして、光ファイバー網の整備完了後の活用についてお尋ねいた

します。

平成24年3月定例会の一般質問で、光ファイバー等のインフラ整備について質問させていただきました。当初の予定では平成28年ぐらいの整備完了予定になっていたかと思いますが、町からの事業者への交渉・要望等の働きかけにより、24年、25年に事業者による整備が実施され、ことしの26年度には町の予算を投入して整備を進めていくことになり、26年度中には全町域で光ファイバーの使用が可能になると思われます。今まで高度なインターネット環境を得ることができなかった地域の皆さんが、音声や映像を含むさまざまなサービスを高品質で利用できる環境の実現が前倒しの完成予定になったことにつきましては、町当局のこれまでの取り組みに感謝申し上げます。

つきましては、整備完了後、町としてどのような活用を予定しているのかお尋ねいたします。

あわせて、八戸定住自立圏のICT利活用研究会等で話し合われました他市町村の活用事例につきましてもお伺いいたします。

2点目の質問といたしまして、南部町特定健康診査等実施計画についてお尋ねいたします。

合併後の平成20年度から平成24年度までの5年間で実施されました第1期計画の結果を、通告しておりました(1)から(8)までの推移について統計等の数値をお知らせいただきたいと思っています。

(9)の厚生労働省が進めようとしている保険加入者の健康づくりや重症化予防のためのデータヘルス化計画は、南部町で現在実施している特定保健指導と類似しているが、内容の違いがあるのかお伺いいたします。

(10)の平均寿命が男女とも長寿命日本一の長野県が、昭和の脳卒中多発県のときから現在の日本一の長寿県になるまでには、保健指導員の果たした役割が大変大きいものがあったと思います。南部町にも保健推進員が168名委嘱されておりますが、町として保健推進員にどのような役割を期待しているか、それと、保健推進員に対して健康活動のための指導及び学習会等の実施状況をお伺いいたします。

町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田憲司議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、光ファイバー網の整備完了後の活用予定についてのご質問でございますが、現在、当町における光ファイバーケーブルの整備状況は、N T T東日本において平成24年11月に三戸局、南部地区の大字大向地区、小向地区を整備してございます。平成25年9月には福地局、福地地区が整備され、光ブロードバンドサービスの提供により高速通信が可能となっております。来年度におきましては、名川地区、上名久井局、剣吉局と、南部地区の未整備地区、諏訪平局を町で整備することにしており、町全域において住民の方々の高速インターネット通信などの情報通信利用環境が改善されます。

整備後の活用としまして、町ではたび重なる馬淵川の氾濫による水害に備え、警戒・避難・誘導体制の強化のために、三戸駅前地区、すみや橋周辺と、大向、門前地区、古牧橋周辺及び如来堂川の青柳周辺の3カ所に河川監視用のライブカメラを設置し、住民の方々がインターネット通信を通じて河川の状況が確認できるよう整備していく予定でございます。

近隣市町村の整備状況についてでありますけれども、平成21年度に田子町、平成22年度に八戸市、五戸町、新郷村及びおいらせ町では光ファイバーケーブルを整備し、地デジの難視対策として活用してございます。また、平成24年度には三戸町が地デジの難視対策と議会中継システムを導入し、階上町では震災後、津波に備え、沿岸を監視するライブカメラを設置し、地域防災の強化を図っております。

次に、八戸圏域定住自立圏のI C T利活用研究会等で話し合われたことについてのご質問でございますが、定住自立圏のI C T利活用研究会は、圏域内における光ファイバー網の情報通信技術の整備を活用し、圏域内でのネットワーク機能の強化・充実を図ることを目的に平成22年6月に設置され、構成市町村内での住民情報などのデータを共同管理する自治体クラウドについて導入が可能かなどについて検討されているところでございます。

光ファイバー網でございますが、当初、八木田議員お話しのように、28年度ぐらいになる予定でございましたけれども、N T Tさんとの交渉で早く整備することができました。ただ、その分、どのような活用をするかという部分においては今後、担当、いろいろ課と話を詰めていかなければならないと思っております。当初、もう少しかかるという予定でしたので、その期間にどのような活用方法を図るかという予定でございましたけれども、少し有効活用するためにどのようなやり方がいいかというのを調査してまいりたいと、こう思っております。

そして、圏域定住自立圏の自治体クラウドの件でございますが、先ほどちょうどお昼時間、ニュースを見ておりましたら、県議会の質問に佐々木副知事が答弁しておりました。自治体クラウド、これを市町村のほうに県のほうで今後呼びかけをしていきたいという答弁をしてございませ

た。これは、3.11の震災を含め、大きな災害があったときに自治体で管理しているデータ等々が使えなくなる可能性があり得るということで、そういうのを自治体クラウドで一体管理していくようにしなければならないという、先ほどのニュースでございましたので、ちょっと今、それもつけ加えさせていただきたいと思います。今後、恐らく、県のほうから何らかの連絡、通知等があるのではないかなと思ってございます。

次に、合併後の平成20年度から平成24年度までの5年間の実施された第1期計画の結果報告についてお答えを申し上げます。

八木田議員からご質問いただきました特定健康審査等の計画の結果報告の(1)から(10)までの10項目につきましては、私の後に担当課長から説明申し上げたいと思います。

特定健康診査等実施計画につきましては、現在第2期南部町国民健康保険特定健康診査等実施計画、平成25年度から29年度でございますが、平成25年4月に策定され、第1期の結果における課題等を踏まえながら実施しているところでございます。

第1期の期間では、特定健康診査の受診率、特定保健指導実施率の目標値を設定しながら、肥満予防、高血圧、糖尿病予防、受けやすい健診の仕組みづくりなどを重点的に推進してまいりました。受けやすい受診の環境づくりとしましては、名川病院、町外の健診センター3カ所の確保、日曜日開催を含む集団健診など、健診の場所・機会を拡大しながら体制を整えてまいりました。

当町の特定健康診査実施率、特定保健指導率はともに県内3番目、4番目と、県平均を大きく上回っているわけでありますが、国が目標とする値にはまだ届いていない状況でございます。このことから、生活の質の維持向上を図りながら、医療費の伸びの抑制を実現するために、また、糖尿病等の生活習慣病等の要因と言われるメタボリックシンドロームとその予備群の減少を目指して、受診勧奨の推進、特定健康診査制度の周知の徹底、脳血管疾患・糖尿病等の生活習慣病予防の保健指導の推進など、より一層重点的に取り組んでまいります。

また、南部町医療健康センターが開設されますと、健診部門と保健指導部門が同じ建物で展開することになります。両分野の連携をより強化しながら、受診環境あるいは健診の事後指導など、創意工夫を重ねながら健康増進に努めてまいります。

町の保健推進員にどのような役割を期待しているのかについてであります。保健推進員には大変お忙しい中であって、町民の健康保持・増進を図る普及・啓発活動や保健事業への参加の勧奨、健診の実施時には町民と町とのパイプ役として、また、保健衛生行政へのご協力ということで、まさに町民の方々、それぞれの地域の方々の健康増進という大きな目標に向けての多大なご協力をいただき、大変感謝申し上げますところでございます。中でも、地域のつながりの中で住民

同士がお互いに健診の勧め合いができるような地域づくりの機動力としての役割を担っていただいております。受診率が県内上位に位置しているのも、保健推進員のご協力のたまものと感謝しているところでございます。

当町の場合、保健推進員168名で構成されております。また、食生活改善推進員が115名で構成されております。それぞれの組織が健康づくりや糖尿病、メタボリックシンドロームを含む生活習慣病等の予防活動を進めていくためにも、必要不可欠な大きな力であることは言うまでもありません。町の現状や課題等を分析しながら、保健師、栄養士と一体となって研修・学習機会等も設けながら、健康増進に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上、私から答弁いたしました。10項目につきましては担当課長のほうから答弁してまいりたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） それでは、八木田議員からご質問をいただきました特定健康診査等計画の結果報告等の10項目についてご説明いたします。

まず、1点目の死亡原因別死亡数の推移でございますが、主要死因等で見えた死亡者数は、悪性新生物、いわゆるがんが死因の第1位で年々増加している状況でございます。脳血管疾患が第2位、次いで心疾患、肺炎、不慮の事故となっております。

次に、2点目の早世、65歳未満の死亡を指しますが、この年次推移でございますが、平成19年に52人と過去最高となりましたが、年々減少し、平成23年は34人と約34%減少しております。

次に、3点目の早世の年代別状況でございますが、平成23年度では50歳未満が7人ですが、50歳以上64歳以下が27人と8割を占めています。男女別に見ますと男性が4分の3を占める傾向が継続しています。

次に、4点目の早世の原因別状況でございますが、厚生労働省人口動態及び青森県保健年報では、市町村別の年齢別死亡原因統計の提示はされておられません。また、統計法により、死亡者の統計上の死亡原因が特定された名簿が開示されなくなったため、現在、統計はありません。

次に、5点目の標準化死亡比でございますが、標準化死亡比は、各地域の年齢構成の違いの影響を除いて死亡率を全国と比較したもので、基準値を100として数値が100より大きいとその地域の死亡状況は全国より悪いということを示すものです。先ほど、原因別死亡数では悪性新生物が死因の第1位とご説明しましたが、悪性新生物の標準化死亡比で見ますと男性は約95と全国より

も下回った状態で、女性は約100で推移しています。全国と比較して数値が高い死因は、男性は自殺が全国の2倍、脳血管疾患が1.5倍とやや増加傾向にあります。糖尿病は全国平均の2.2倍と高い数値から、今回は110となり、全国平均に近づき、改善しています。女性の死因で数値が高いのは脳血管疾患と自殺ですが、自殺が減少傾向にあります。また、腎不全が増加しており、男性では全国の1.5倍となり、糖尿病の合併症である腎症と関係することから、糖尿病対策を継続し、重症化防止の強化、脳血管疾患の予防が重要となり、第2期計画に重要施策として盛り込んでおります。

次に、6点目の特定健診受診者数、受診率の推移ですが、計画では特定健診の受診率目標を65%としておりましたが、最終年度の平成24年度は44.7%と目標に達成しておりません。年齢別で見ますと、65歳以上は約50%の受診がありますが、40から59歳の働き盛りの年代での受診率は30%前後と横ばいとなっています。今後、一層の受診率の向上推進に努めてまいります。

次に、7点目の特定健診指導率の推移ですが、特定保健指導とは、健診結果でメタボリックシンドロームの予防が必要な方を対象とし、保健指導を実施するものです。計画初年度の平成20年度の特定保健指導の対象者は16.7%でしたが、平成24年度は12.9%と減少しております。

特定保健指導実施率は、その対象者へ指導を実施した率となり、平成24年度末の目標値を60%と設定していましたが、平成24年度は58.8%の実施率となりました。県内では第4位の実施率となっています。

次に、8点目の町民1人当たりの医療費の推移ですが、南部町の1人当たりの医療費は平成24年度29万8,478円となり、平成20年度と比較し5万7,157円の増となっています。1人当たりの医療費は年々増加しております。青森県国民健康保険団体連合会提示の資料によりますと、1人当たりの医療費ですが、20年度は県内で28位でしたが、24年度は23位の順位となっています。

次に、9点目のデータヘルス計画について、特定保健指導と内容は一緒かということですが、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとしてデータヘルス計画の策定が盛り込まれております。

データヘルスとは、国民健康保険被保険者全体が対象となり、医療保険者に国保連等からのデータ分析に基づく保健事業のことで、レセプト、健康診断情報等を活用し、意識づけ、受診勧奨などの保健事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画であります。特定保健指導は、健診を受診され、健診結果でメタボリックシンドロームの予防が必要な方を対象としておりますので、内容は異なることとなります。特定保健指導等を通じた生活習慣病予防等の

推進、データヘルスの推進としてそれぞれ提示されています。また、健康保険組合がモデル事業として、平成26年度に実施準備が進められております。

最後の10点目の町の保健推進員にどのような役割を期待しているのか、そして、健康活動のための指導・学習会の状況についてですが、保健推進員には大変お忙しい中で、町民の健康保持・増進を図る普及・啓発や保健事業への参加の勧奨、町民と町とのパイプ役として、また、保健衛生行政へのご協力ということで、まさに町民の方々、それぞれの地域の方々の健康増進という大きな目標に向けた多大なご協力をいただいております。中でも、地域とのつながりの中で、住民同士がお互いに健診の勧め合いができるような地域づくりの機動力としての役割を期待しております。

学習会は研修及び会議として年間2ないし3回程度開催しております。また、一般町民を対象とする講演会や、町内単位の講話等の開催のご案内通知等があった場合はご紹介しながら、研修の機会としております。町外での研修は、八戸保健所ブロックでの研修会、国保連主催の県大会の研修会等へ参加をしております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） どうも答弁ありがとうございました。

まず初めに、光ファイバーについてですが、先ほどの町長答弁の中で河川監視のライブカメラを設置する予定になっているということですので、これは現在、馬淵川の氾濫時における住民の安心・安全のためにも大変有効な設備になるのかなと思っておりますので、大変これはこれから大いに活用いただければと思っております。

そして、先ほど町長の答弁の中にありました、これから検討をしていくと。私も、そういう発言がなければ、これから町内においてそういう研究機関なり会議等を設置していったほうがいいんじゃないかなという提案はしていくつもりでございましたので、町長がそういうお考えであれば多分これからどんどん活用方法について進められていくと思いますので、よろしく検討のほうをお願いしたいと思います。

それで、検討の中に、私個人としてちょっと興味があるものですから、議会中継のインターネット中継を今現在のファイバー網を使った中で実施できるのであれば、これも検討の課題の中に取り入れていただければ、わざわざこの場に来て傍聴するよりは、テレビでぱっと見れるような状態というのが住民に開かれたような議会につながっていくと思いますので、ぜひその辺も検討

いただければと思っております。

あと、光ファイバーの利用の中で、システムの統一化とか回線仕様を統一するとか、そういうものに対して、大いに利用していくことによる予算とか、そういう経費を削減できるものであれば、そういうものは大いに取り入れてこれから検討の課題にさせていただければなと思っております。光ファイバーに関しては、答弁はよろしいです。

次の健康診査のほうをちょっとまた質問をさせていただきます。

今回、1から8の細かい統計の数値を出していただいたのは、平成20年度から24年度、合併して2年目からスタートしているわけですが、特定健康診査等の実施計画を5年間、24年度まで実施したわけですが、この5年間の取り組みの中でどのような効果があったのかを、まず検証を私なりにちょっとしてみたいなと思ひまして細かい数字の提供をいただきました。その中身をちょっと精査したところでちょっと気になったことが何点かありましたので、お聞きしたいと思ひます。

健診率につきましては、平成20年度から40%台と高目に推移してきておりますが、24年の健診率は44.7%とまず高かったわけです。これは県内第3位の受診率になっておりますが、ただ、原因別死亡数のトップを占めている悪性新生物、がんのことだと思ひますが、それにより亡くなった方が平成23年には79名いらっしゃいました。平成18年と比較するとおよそ1.27倍の増加となっております。健診率は、まず高目の推移でずっと来ているわけです。そうした中でこういう病気で亡くなる方の増加がとまらないと、そのものに対して健診の効果が生かされてきているのかなと、まずそれも考えたところです。

次に、第2の原因であります脳血管疾患による方は、18年と比較すると23年度は1.96倍、ほぼ倍になっております。これもすごい増加率で、平成24年度実績の44.7という県内第3位の健診率ですが、それと58.8%の特定保健指導率も第4位ということで、県内ではトップ並みの結果としてあらわれておりますが、こういう1位2位の死亡原因別に見ますと、亡くなる方の数値が異常にふえているような気がいたします。そのことに関しまして、いま一つ、特定保健指導とか健診が効果としてあらわれてきていないんじゃないかなという感じが私個人的にしておりますので、その辺、町の見解をお伺いいたします。

あと、(8)の町民1人当たりの医療費の推移ですけれども、20年度と平成24年度を比較すると、1人当たりが5万7,151円、率にすると1.23倍の増になっております。5年間の中で、およそ全体では1億5,000万弱という金額が増加しておるわけですけれども、これから医療費削減のためにも、午前中、工藤議員もお話ししておりましたが、健康で長生きして病院にかからなくて

も高齢者が元気で過ごせるような、そのための保健指導とかさまざまな取り組みがなされなければならないと思いますので、そういう部分に関しても第2期計画の中で大いに検討していただければと思っております。

あと、(9)についての、そのためのまず健康づくり、先ほどのデータヘルス計画の説明がありました。レセプト、診療明細等をデータ化して、それを指導に当てていくという計画だそうなので、若干、町で行っている保健指導とは違う部分があるのかもしれませんが。そのデータヘルス計画、来年度、26年度から徐々に動き始めるとは思いますが、これの目的は、重症化する前に、まず指導により病気を重症に、重くしないという計画だろうと思っております。実際、先ほどの工藤議員のおっしゃった質問と同じで、元気で長生きしてもらうことが保険診療、そういうお金もかからない状態になりますので、これは大いにこれから検討して、厚生労働省の指導のもとで実施になるかと思っておりますが、これからやっていただければと思っております。

それと、(10)で取り上げました長野県の保健補導員の取り組みについてですけれども、うちの保健推進員もありますが、全国一を誇っている長野県の取り組みの一端をちょっとご紹介したいと思っております。

昭和46年ぐらいに長野県も脳卒中多発県の県だったわけですがけれども、何とかしなければならぬという住民たちの、自分たちの思いから、自分たちの健康を守るためには自分たちがまず学習することが大切だと気がつき、学習する機会をつくろうと自主的学習の場として保健活動を開始したのがこの保健補導員の始まりだそうです。保健補導員を経験した方がどんどんふえて地区に散らばることにより、地域の住民の健康意識というのがすごく高まり、それが今現在の長野県の長寿県につながってきたのかなと考えております。

南部町の保健推進員も、先ほどの説明の中では大変、人数も168名とたくさんな人数が委嘱されておりますが、やはり指導員の個々の意識を高めて、健康意識というものを高めることによって、その意識がどんどん周りの住民に伝わっていくという、こういうことが健康づくりにつながっていくし、健診等も大いに参加してもらえそうな状態になっていくんじゃないかなと思っておりますので、これから保健指導員、さっきの食生活改善員ですか、そういうものを大いに皆さんの意識づけとして健康増進に努めていただくことを進めていただければなと思っております。

それで、10番の中で平均寿命につきましてちょっと触れましたが、現在、皆様もご承知のとおり、青森県は都道府県平均寿命は男女とも最下位になっております。47都道府県の、男も女もまず最下位を記録しているわけですが、平均寿命ワースト1位の青森県の中で南部町ほどの程度の

位置にランキングしているのかなと、ちょっと私調べてみましたけれども、男性は低いほう、短命のほうからですけれども、全国で70位ぐらいです。町村の中での位置づけです。これは全国市区町村数が1,898対象があるわけですが、その中の70位です。ワースト70。県内順位で見ますと、青森県は軒並み50位以内に各町村が名前を連ねているんですが、男性の方、南部町は大体その40町村の中での30位ぐらいの位置づけにあります。女性のほうは、ちょっとびっくりしましたが、これは低いほうからの順位が全国31番目です。階上が全国3位、深浦5位。この間、新聞等にも深浦の記事が、取り組みをしなければならぬということで東奥日報にも掲載されておりましたが、すごい、全国、その1,898市区町村ある中のベスト10に入っているわけです。南部町の女性の方が。これは……

○議長（坂本正紀君） 八木田君、自分が調査したのを述べるのもいいんですけども、もうちょっと質問するのを簡単にまとめて質問をしてください。お願いします。

○2番（八木田憲司君） わかりました。あとちょっと言えば終わりますので。

今現在、南部町は県が推進する包括ケア事業のモデル町になるように取り組んでいるところだと思いますが、健康で長生きの意味を持つ達者村というブランドを背負っている南部町としては、私が今挙げました平均寿命の成績は、大変恥ずかしいものではないかと思っております。

そこで、私のほうから町長にちょっと1つ提案を申し上げたいんですけども、南部町達者村として平均寿命の高いほうでの1位を目指す、こういう目標をぜひ掲げてそれに向かってみたらどうかと思います。これは一概にすぐやれというものでもないでしょうけれども、やれるものでもないと思います。その目標を立てたことにより、達成するための努力が大きな成果につながっていくんじゃないかなと考えられますので、その辺のことを含めまして町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今の点につきましては私のほうから答弁させていただいて、また、関係課のほうからも答弁していきたいと思っております。

今の平均寿命でございますけれども、前回の資料、調査はそのとおりの数値だったと思っております。これは平均寿命でございますので、本当にその期間だけという、判断も非常に難しい部分があり

ます。といいますのは、5年前の調査のときは、南部町の女性は全国の、県内で唯一、30番以内に逆に入っていたんです。男性も今ほどの悪い順位ではなかったんですけども、女性は全国のそういう上位、県内では断トツのトップだったんですが、今回の調査を見て私も担当課のほうにもちょっと聞いたりしたんですけども、この5年でかなりの順位が、変動があり過ぎたものですから、その要因は、平均寿命ですので死亡の内容が全部入ってきます。特に、若い人、年齢で亡くなると、平均値が非常に下がってしまうと。だから決していいのではないわけですし、いろいろな取り組みをしてきております。

受診率が高いんだけど、死亡する数は上がってるとご指摘もいただきました。ただ、受診をしている方々はやはり早期治療、そういう形で次のステップに行きますので、指導を受けた方々の受診率も高いわけです。やはり肝心なのは、受診に行かない方々、こういう方々が、調子が悪くて病院に行ったときに、がんにしてもいろいろな部分で時間的には少し厳しいと、そういう判断がどちらかという和多いわけですので、やはり受診を上げていく。その前には健康長寿という取り組みをしていかなければならないと思っております。

そういう取り組みをしていながら、やはり早期発見、早期治療、そういう形にしていくためには、やはりまだ受診率を上げていかなければならないと思っておりますので、まさに達者村、我々元気で、そしていろいろな事業を展開するという当町でもございますので、目標は高く、1位という部分を目指して進めばいいのか、それも1つの方法だと思いますし、1つの受診率、健診率、含めながら、65という数字も実は高い数字で設定しました。ただ、低い設定で確かに目標を達成できたとしても、それは低い目標値に対しての達成率であって、実際の効果は少ないんだと、これはもう担当課と話ししたことがあります。ですから、仮に目標を目指して、その高い目標値に届かなくても、そこに近づくように努力していくのが大事ではないかということで、当時65%という部分も、少し上げるべきだということでそういう数字にもした記憶も持っております。

いずれにしても、先ほどの工藤久夫議員さんからもありました。健康でそして長生きしてもらえるようにすると。そして、病院にどうしても体調が悪くて行くような場合、できるだけ早期発見、早期治療で取り組むということが医療費の抑止にもまたつながってくると思っておりますので、我が町初め青森県の一大課題にもなっております。平均寿命、男女両方とも県も最下位ということで、知事もこの部分に強化するようというふうに表示しているようございますので、私どももまた県と一緒に取り組んでまいりたいと、そう思っております。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） まず、死亡原因のことになりますが、がんの死亡率が高いということで、がんは確かに死亡率が伸びています。がんになる原因は、遺伝的なこともありますけれども、生活習慣、特に食習慣ですね、これが原因となって糖尿病、それから発展した形でがん化する場合があります。今言っている特定健診では、がんの検診は行っていないわけです。がん検診を行っています。

当町は別に県内では低いとは言えませんが、全国的に見ると低いものもあります。特に、男性では胃がん検診と大腸がん検診、女性に関しては乳がん検診と子宮がん検診ですね。どうしても高くない状況にあります。これについては今後、健康センターができていく段階で受診勧奨の見直しを行って、若い世代ですね。特定健診については40代、50代、60代前半、女性に関していえば20代、30代のがん検診の受診。特に、当町では三戸郡内、近いところは大体10カ所くらいですけれども、婦人科の検診を行える環境になっていますので、ぜひとも受けてもらいたいなどいうことで取り組んでおります。

それから、脳血管疾患がふえていると。確かにふえています。予想外にふえています。もともと、過去20年、30年前、戦後ずっとだと思いうんですけれども、ここの地域は高い発生率のままです。長野県を例題にありましたが、あそこは保健補導員という制度を設けまして、当町の人口数の倍くらいの配置をして食生活の改善に取り組んでおります。当町でも、保健推進員ばかりではなく、食生活改善推進員、116名だけおられますけれども、その方々と連携する形で今後、これまで以上に食生活の改善を進めて、脳血管疾患に関してもっと効果のあるやり方をしていきたいと考えております。

それから、医療費の増についてですけれども、これにつきましては過去5年間で5万円程度上がっていますが、これとは別に、南部町民が病院にかかったときに1件当たりの費用というのがあります。これが、県内平均でいきますと高いほうにあります。この傾向は昔からありまして、ちょっと重症化してから受診しているのかなということがあります。その結果、それを防ぐために、医療費適正化という事業の中で、重複とか多重受診ということで、もっぱら、いっぱい行く場合も含めて、行っていない場合、我慢している方もおりますので、その方々には治療とか受診が必要だということで受診勧奨を行うようにしています。というのは、健診でもそうですが、軽症のうちに病院を受診して治していくということを目的にやっておりますので、医療費の増については今の段階ではとりたてて大きい問題ではないのかなと。逆に、受診しないほうが問題なの

かなというふうに捉えております。

それから、レセプトに関してですけれども、先ほどデータヘルスということでしたけれども、違いですね。特定健診は40歳から74歳までを対象にしていますけれども、データヘルスは全町民が対象になります。健診だけではなくてレセプト、町民が受けている医療情報の中から問題点を探して、効果的な保健指導をしていくというようなやり方になっています。これまでもレセプトにつきましても、糖尿病に関しては、受診中であっても、治療中であっても、効果が上がらない人について町で栄養士が訪問指導するように取り組んでおりましたけれども、今後も医療費、これは国保税という大事なお金で賄っておりますので、適正に利用していただく、それが効果を上げていくということで取り組んでいきたいと思っております。

それから、保健推進員、先ほどもお話ししましたが、これまで1人50世帯前後を平均として担当しておりましたが、今後につきましては、先ほど申しました食生活改善推進員もおりますので、もう少し連携のとれた形で地域の健康増進を推進していきたいと考えております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 大変丁寧な説明、ありがとうございました。

1点、これは課長のほうからお伺いしたいんですけれども、前に私、このテーマを一回取り上げて質問したときがありました。そのときのお答えの中で、45歳から49歳の対象アンケートを実施する予定だと伺いましたけれども、それは実際に実施されたのでしょうか。45歳から、若年層の健診率が悪いということで、それをアンケートを実施しながらその対策に取り組んでいくという感じだったかなと思いますけれども、まず、実施したかしたかでもいいです。もししていなければ、それでいいです。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 健診にかかわるものでは、しておりません。

○議長（坂本正紀君） これで八木田憲司君の質問を終わります。

ここで2時まで休憩とします。

(午後 1 時50分)

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時00分)

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

(15番 川守田 稔君 登壇)

○15番（川守田 稔君） 皆さん、そろそろ飽きたころでしょうけれども、しばし時間をいただいて質問をさせていただきたいと思います。

私は今回、2点について町当局の見解をお伺いしたいと思います。

1つ目が、条例の運用規則の整備の進捗状況についてであります。

私は前回、12月の議会一般質問において、外国人による国保医療費等の不正受給防止策について、町条例の下部規則である運用規則、いわゆる条例の文言にあります「町長が別に定める」とあるその細則を活用した方法を用いた防止策を提案したいと思いました。ところが、国保条例初めほかの各条例についても、ほとんどが運用規則については未整備の状態であるということでありました。答弁の中で、順次、文書整備を進めていきたい云々というご答弁でしたので、今回、機会をいただきましてその進捗状況をお尋ねしたいと思います。

2点目に、南部町地域の歴史的・民俗学的財産の取り扱いと情報発信の仕方について質問したいと思います。

南部町地域に存在する歴史的・民俗学的財産は、地域のアイデンティティーを再確認する上で非常に重要であると私は考えます。正しく継承し、大切に保存していくという行為は、私たちの使命であるとも考えます。折に触れて、よその地域と比較して、自分の住むところのありようを考えたりする機会がよくあります。そのように考えると、そういった正しく継承し、大切に保存していくべき対象というのは、意外と多いんじゃないかなと考えることがよくあります。

そこで、これらの情報発信の手段として1つ、学会での発表を試みたらどうでしょうかと。荒唐無稽に聞こえるかもしれませんが、そのような提案をいたしたいと思いますが、町当局の見解をお伺いしたいと考えます。

ご答弁、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、条例の運用規則の整備に関する進捗状況等でございますけれども、総体的な部分で私から申し上げ、外国人被保険者の件につきましては担当課のほうからまた答弁してまいりたいと思います。

当町では、206本の条例と150本の規則を整備してあります。206本の条例の中で「規則で定める」という規定のある条例は74本であります。残りの条例132本は、例えば、南部町役場の位置を定める条例のように、条例だけで補完されているものや、南部町支所設置条例のように、支所の事務処理の規定を規則ではなくて規定や要綱等で定めているものがございます。150本の規則の中で条例に委任されているいわゆる施行規則については、65本あります。残りの86本は、例えば出納員及び出納員以外の会計職員の職の設置等に関する規則などのように、法の規定に基づき規則で定めるものとされている単独の規則などになります。

ご質問の条例の運用規則の整備に関しての進捗状況についてであります。現在、条例の中で「規則で定める」という規定があり規則が制定されていない条例は、9本ございます。これらの条例に関しては、規則に委任される必要項目が現時点ではないものなどにより、規則を制定するには至っていない状況でございます。例えば、手数料徴収条例であります。この条例については、原則的に条例で補完されるものであり、規則に委任される項目がないため、ただし、事務的手続の附則が必要な場合は、規則だけではなく、取り扱い基準として要綱等で定めることが考えられますので、今後、字句の整備等を検討してまいります。

次に、どのような観点において策定しているものかでございますけれども、条例とは議会の議決によって制定され、規則は町が独自に制定するものであります。条例は、議会の議決が必要な重要事項あるいは住民の権利・義務に規制を加えるもの、組織、財務等の内部管理的事務の規定、住民の負担の根拠に関する項目などを規定しております。規則は、その条例を円滑に運用するための実質的な手段、事務処理に必要な様式など、町の権限に属する事務に関し規定しております。

そのため、条例の規定で目的の全てが達せられるものであれば運用規則は必要なくなるわけですが、条例の趣旨を変えることなく社会情勢の変化等に柔軟に対応するためには、議員ご指摘のように、運用規則の役割は大きいものと考えております。

条例・規則について概要として申し述べたところでありますが、実質的運用について、例えば一昨年に制定した南部町笑顔あふれる明るいコミュニケーション推進条例については、条例においては目的や町の役割、町民の役割など骨子を制定し、その実質的運用については規則に委任し、規則では基本方針や委員会の設置などを規定し、運用を図っているものでございます。

先ほど規則が制定されていない条例が9件と申し上げました。ほとんどが施設関係でございます。例えば、下名久井公民館条例、コミュニティセンター条例、運動公園条例、そういう部分が9件の主なものでございます。

それから、前回ご質問いただいております外国人被保険者については、担当課長のほうから答弁をいたします。

また、第2点の町、地域の歴史的・風俗的史実についての件につきましては、教育委員会のほうから答弁してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） 次に、町や地域の歴史的・風俗的史実について、町の情報発信を学会等へ発表するなどしてはいかがかというふうな質問にお答え申し上げます。

川守田 稔議員が言われますように、ここ南部町は南部氏の本拠地があったという歴史的な史実として、国指定史跡聖寿寺館跡や南部氏の墓所、そして剣吉館跡、上名久井館跡など、町内全域に約28カ所の歴史的文化遺産が数多くあり、町の貴重な財産と考えております。

これらを整備、活用、発信するため、昨年度から史跡聖寿寺館跡整備基本計画策定委員会を立ち上げまして、今年度中に刊行される見込みとなっております。この策定に当たりましては、大学教授や専門の学識経験者からのご意見を聞きまして、県や文化庁から同意を得ながら、後世に貴重な財産を残すものでございます。

また、本町の貴重な歴史的文化遺産を全国に発信するために、現在、次の2つの学習発表を実施しております。1つ目は、南部学研究会でございます。第1回目を平成25年3月に実施しましたが、参加者は400名ございました。このときアンケート調査に回答してくださった143名の集計をとりましたところ、南部町の参加者は約34%、八戸市からは32%、遠いところでは東京、北海道、東北管内、青森県内外から多数の出席をいただき、開催することができました。平成26年度にも2回目の開催を予定しており、インターネット、新聞、ポスター、ラジオ放送、各学会の掲

示板、ネットでございますけれども、こういうふうなものを使いながら全国へ発信いたします。

学会につきましては、東京に9つ、東北ブロックに1つ、宮城、岩手県には各1つ、青森県内には2つの学会がありますが、こちらの要望どおり発表できるようになっておりませんので、機会があれば学会に参加しながら、正確な情報を伝えてもらいたいと考えております。

2つ目は、南部ふるさと塾について説明いたします。

平成18年度から実施しておりますが、受講者の増を図るため、要望を取り入れて、平成24年度からは手法を変えて取り組んでまいりました。平成20年度から平成23年度、1回の受講者の平均は50名ぐらいでございましたけれども、平成24年度からは年間のテーマをシリーズ化して行ったところ、平成24年度では110名になりました。そして、平成25年度においては現在までに130名、約3倍にふえております。年間の参加者では、平成20年度から平成23年度の年間受講者の平均は212名でしたが、平成25年度はまだ途中でございましたが740名と急増しております。このことから、南部氏関連の歴史的文化遺産を全国に発信してきた効果があらわれ始めていると考えております。今後も皆様からご意見を聞きながら、よりよい手法を探ってまいりたいと考えております。

南部氏関連以外につきましても、本町には風俗、食文化、芸能等、他に見られない多くの貴重な財産があります。このことを関係機関とも連携を図りながら、調査研究をして、南部町を全国に発信していかなければと考えておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 川守田議員にお答え申し上げます。

まず、条例の運用規則の整備の進捗状況についてどの程度かというご質問ですが、さきの12月議会の中で、外国人被保険者に係る資格喪失処理について福岡県行橋市方式のご紹介を含めましてお話をいただきました。早速、町では国保の貴重な財源を管理する上でも早急に検討する必要から、行橋市の担当課に連絡をし、外国人被保険者に係る資格喪失処理等を含めた事務処理要領についてお聞きすることができました。外国人の方も含めて、被保険者に係る資格喪失確認について事務処理要領を定めているということで、町でも早速、平成25年12月16日、南部町訓令第37号により、南部町国民健康保険の被保険者に係る資格喪失確認の事務処理要領を定めたところでございます。

次に、どのような観点に重きを置いて作成しているのかということですが、被保険者について転出もしくは転居していること、または、届け出時に居住していないことが確認された場合の資格喪失確認処理に関する事務取り扱いについて、調査対象者の抽出、調査票の作成、調査対象者の調査等、不現住被保険者の認定など必要な事項を定めたほか、外国人被保険者に係る資格喪失についての調査、認定及び事務処理についてもこの事務処理要領に明記したところでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 運用規則の整備に関しては、町長が答弁してくださった、おおむねそういうものの考え方でよろしいかと思えます。ですが、余り改めて条例を読むということがなかなかないんですけども、前回の質問であれましてちょっと読んでみたんですよ、いろいろと。全部じゃないですけども。そうすると、やはり町が定める条例ですとか施行規則ということになると、国の法律でそういったものに準ずるような、何か非常に無味乾燥なというか、こういった条例をつくらなくちゃならないからつくりましたみたいな、そういった余り内容もよくわからないような条例があったりするわけですよ。それはそれとして、定めなくてはならないという建前があるわけですから、それはそれでいいんだと思うんですよ。

ところが、しからば、今言われているような、例えば、私は余りよろしく考えていないんですけども、地方の分権であるとかそういったことを考えると、地方の特色というものをどういうふうな形で出すかと、表現するかということに、そういう視点についてのみ考えてみると、町長が別に定めるところの運用規則のところ非常に魅力的に輝いて見えるわけですよ、私などは。それに、かた苦しい議会の承認も必要ありませんし、町長の判こで定めることができます。そういったこともあるわけですから、あわせて、恣意的な運用という部分を防止するとか、言い方はおかしいかもしれませんが、恣意的な運用ということに歯どめをかけるとか、そういった意味で事細かに運用規則というものを定めることは非常に、行政改革的な面からしても公平性というのを考える上でも大切なんだろうと。そういう感想が12月にあったものですから、今、改めて質問させていただいた次第であります。

どこの運用規則でしたか、行橋市かどこかの運用規則を見ていると、どこでしたかね。いろいろ見たんですけども。運用規則の中にもまた別に例えば町長が定めるとか市長が定めるとか、

そういう運用規則の施行令だとか、そんなふうな文章の整備の仕方になってくるわけですよ。ですから、吟味して事に臨むと非常に奥の深いことではないのかなというような感じがします。あわせてそういう性質を持っていることを考えますと、運用規則の整備というのは大切なことであると考えました。そういう事情であります。

2点目といたしますか、学会発表云々ということなんですが、これを質問してみようと思ったきっかけが幾つかあるんですけれども、例えば、先ほど教育長、ネットで云々と言っていました。ネットはいい媒体でよろしいかと思うんですけれども、予備知識もなくネットに掲載しましたからと、あまねく人の目に届くということは絶対ないわけですよ。例えば、マスコミやらお手紙やら何やらの手段でもってこういうことがありますけれども、詳しくはネットをごらんくださいみたいな、今のあれはですね、そういうプロセスが必要ですよ、情報発信というのは。そういうことを考えると、私は割とネットの恩恵を受けていろいろ勉強させてもらっている類いのほうだと思っただけなんですけれども、まるっきり使わない方もいらっしゃるようですが。そういう意味でも、そんなにネットというのは万能でもない。

それで、ネットをかいま見えていますとよく思うんですけれども、書いたやつに責任がないというのがあるわけですよ。それで、ひどいときには、うそを書いたって何もとがめられるような、本当の意味ではとがめられることもあるんでしょうけれども、多くの場合はお沙汰なしであります。書いてしまえば、うそでも本当でも半永久的にどこぞのサーバーの中に残ってしまう。誰かが検索すれば、間違った情報をああそうなのかと思ったりもします。そういった弊害というのは必ずついて回るんですよ。ネットにだまされないようにとか、そこまで意識が高い人が検索すればそれはわかることなんだろうけれども、なかなかそうでもなかったりします。1回見たら、ああそうなんだと思っ込んでしまうような現状というのがあります。

それから、例えば、テレビとかでも、やっぱり事前に取材のための事前調査、手を抜くようなところがあったり、無知なのかそれが怠慢なのかわかりませんが、例えばサクランボの取材に行きたいとなったら南部町かなと。昔だったら名川かなというあれがありますけれども、カメラ持ってレポーターが来る前に、例えば実際にあった話なんですけれども、サクランボの取材、どこへ行ったらいいのかなというので、知り合いが事前の調査をする担当の仕事をしていたことがあったものですから私に電話が来たんですけれども、サクランボ、どこがいいかなと。ああここがいいよというような。それはそれでいいです。

例えば、サクランボ以外のことを聞いたりしますと、えんぷりに関して、八戸の誰々さんに事前に連絡して段取りしてもらおうとか、大体もう決まっちゃっているんですね。取材の道筋をつ

けるという事前のデータとして。例えば、えんぶり、八戸の誰とかさんのところ、もしくはこの人もこの人もこの人もと、南部町の誰とかだとか、いろんな人のリストがそんなに豊富にあるわけじゃないんですよ。

そこから考えてみますと、非常に、それが意図されたものであるのかどうかということ以前に、悪意があったかなかったは別にして、そういうふうに固定観念化されてしまって、ましてやマスコミが、テレビ側がそうやって放送したんだから、さもなりなんと、そういうふうに思ってしまう構造的な問題があるわけじゃないですか。そういったことをいまいましく思ったり憂うる気持ちがあったりして、そういった地盤が、根底に私はあったんです。

翻ってみると、例えば食用菊のことを、阿房宮のことをちょっとスローフード業界というのに登録できたらいいななんて思って試みたことがあるんですが、阿房宮に関する起源だとか歴史的な、100年、200年さかのぼるか、どのぐらいさかのぼるかわからないんですけれども、そういった文献がまるっきり手に入らないという現実がありました。誰が持っているんだろうと知っているろい聞きましたが、誰もなかったんですよ。そういったことがあって、いわゆる古文書の発掘の限界というのがある意味来ているんだろうと。となると、ああ、学会がいいかなと思ったわけですよ。

例えば、聖寿寺跡の結果を学会に持ち込んで発表してこいよというようなことがあると、その場でいろいろな人との交流が生まれるじゃないですか。そうすると、例えば、ここにはない阿房宮の古文書的な文献が日本中のどこかに、何年かかるかわからないけれども出てくるんじゃないかなというような可能性だってあるかもしれない。ネットに書き込んだ本当かうそか信憑性がわからないようなデータではなしに、それなりに真摯な気持ちで準備して、文献をそろえ、証拠をそろえ、学会で発表するという。簡単なことではないんですけれども、それほど難しい作業でもないわけですよ。それなりの確かなデータがあれば。データがあったところで発表した時点で、参加者の意見とか批判を仰ぐというのが学会でありますから、そのプロセスがありますから、そういう批判であれ賛同であれ、真摯に持ち帰ればいいと思うんですよ。

そういった意味で、学会として立ち上げるにもそれなりの権威といいますか、学問的な権威だとかそういったものが裏づけにあるわけですよ。そういったところで審判を仰ぐということのほうが、非常にマスコミだとかネットだとかに左右されるような情報のあり方ではなくて、どういう、結果を得られるかもしれないけれども、それなりのちゃんと権威に裏打ちされた現場に発表するということの大切さというのが浮き上がってくると私は考えたわけです。

ですけれども、こういったのは学芸員の方々が私は嫌ですよというようなことであれば、これ

は成り立ちません。それはそれとしてまた別な問題だと思うんですけども、東京へ行くか京都に行くか、学会によってはいろいろ全国を毎年移って歩くというのが多いので、その時々の旅費を予算措置して差し上げるとか、取材に対するコストを用意して差し上げるとか、そのぐらいのことがあってもいいんじゃないのかなということが私の真意でありました。どうぞよろしく対処いただければと思います。

もう一つしゃべっていいですか。南部学に関して、去年開催なさっていますよね。それ、1日ですよ。1日じゃなくて、2日やればいいんだと思うんですよ。2日やると、泊まるんですよ。大体学会、2日ぐらいやるんですよ。私も1つ2つ学会に行くこともありますけれども、大抵2日やるんですよ。1日目に懇親会をやって、2日目の午後ぐらいで、夜の電車に間に合うぐらいに解散して、そうすると宿泊と懇親会がいいんですよ。

それで、願わくは、南部学、それを学会に立ち上げるぐらいのそういう意気込みがあってもよろしいかと思うんですよ。簡単なことではないかもしれませんが、そんなに難しいことでもないような気もするんですよ。

そういったことを述べさせていただいて私の質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後2時32分）

平成26年3月6日（木曜日）

第55回南部町議会定例会会議録

（第4号）

第55回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年3月6日（木）午前10時開議

- 第1 報告第1号 専決処分した事項の報告について
専決第1号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 第2 報告第2号 南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書について
- 第3 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第2号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 第4 議案第1号 平成26年度南部町一般会計予算
- 第5 議案第2号 平成26年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第6 議案第3号 平成26年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第7 議案第4号 平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第8 議案第5号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第9 議案第6号 平成26年度南部町介護保険特別会計予算
- 第10 議案第7号 平成26年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第11 議案第8号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第12 議案第9号 平成26年度南部町病院事業会計予算
- 第13 議案第10号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第14 議案第11号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第15 議案第12号 平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第16 議案第13号 平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第17 議案第14号 平成26年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第18 議案第15号 平成26年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第19 議案第16号 平成26年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第20 議案第17号 平成26年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第21 議案第18号 平成26年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第22 議案第19号 南部町健康センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第23 議案第20号 南部町医師修学資金貸付条例の制定について

- 第24 議案第21号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第25 議案第22号 南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第23号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第24号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第25号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第26号 南部町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第27号 南部町多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第28号 南部町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第30号 南部町名川センターハウス条例を廃止する条例の制定について
- 第33 議案第31号 指定管理者の指定について（諏訪ノ平公民館）
- 第34 議案第32号 指定管理者の指定について（南部町健康増進センター他1施設）
- 第35 議案第33号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第36 議案第34号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第37 議案第35号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 第38 議案第36号 平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第39 議案第37号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第40 議案第38号 平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第41 議案第39号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第42 議案第40号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第43 議案第41号 平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第2号）
- 第44 議案第42号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第45 議案第43号 平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第46 議案第44号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第47 議案第45号 平成25年度介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	5番	夏堀文孝君
6番	沼畑俊一君	7番	根市勲君
8番	河門前正彦君	9番	川井健雄君
10番	中村善一君	11番	佐々木勝見君
12番	工藤幸子君	13番	馬場又彦君
14番	立花寛子君	15番	川守田稔君
16番	工藤久夫君	17番	坂本正紀君
18番	東寿一君		

欠席議員（1名）

4番 工藤正孝君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	谷内恭介君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	川守田貢君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	西村久君	農業委員会事務局長	北山哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	留目日出子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第55回南部町議会定例会を再開します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

※川守田稔君 着席

（午前10時00分）

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告について、専決第1号、損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料に基づいて説明させていただきますので、手元の説明資料3ページでございます。

報告第1号、損害賠償の額を定め和解することについて。

公用車による車両接触事故による損害賠償事件に関し、示談が成立いたしましたので、専決処分したことについて報告するものでございます。

内容といたしましては、日時、平成26年1月6日午後2時10分ころでございます。場所は南部町大字沖田面字沖中地内でございます。相手の方は、八戸市在住の40歳の女性の方でございます。示談日は、平成26年2月17日。損害賠償額は28万8,500円でございます。賠償金として相手方の損害のうち100%を負担するというものでございます。

事故の状況。概略図等を示してございますが、国道4号で信号待ちで渋滞の車列がございまして、公用車が、相手方が青信号に変わったので前方の相手方が走り出したというふうに思い、走

り出したところ、前方の相手方車両はまだ停車しておったということで、相手に追突したというものでございます。基本的に、相手が停止中でありましたので、100対0という負担が生じ、28万8,500円、これは全国自治協会で実施しております自動車共済保険のほうから賠償金として支払ったものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君） 日程第2、報告第2号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） それでは、同じく説明資料に基づきまして説明いたしますので、4ページをお開き願いたいと思います。

南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書についてでございます。

経緯でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いまして、その成果に関する報告書を作成するものでございます。

点検及び評価の対象でございますが、南部町教育方針にあります教育施策の重点に基づいて行う事業でございますが、学校関係が合わせて19項目でございます。内容といたしましては、小中学校、幼稚園を含む14項目、あと、学校給食関係が5項目でございます。社会教育関係事業は48項目で、内訳といたしましては、社会教育関係が12項目、史跡対策室関係が11項目、公民館関係が

6項目、体育館関係が7項目、B&G海洋センターが12項目でございます。

詳細につきましては、お手元に配付してございます報告書のとおりでございます。なお、この報告書は町のホームページに掲載いたしますほか、各庁舎、さらには公民館等に備え置きまして町民の皆さんに公表することとしております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 私も議員になって初めてこの評価書というのを拝見しました。その中には、学識経験者のほうから、例えば町当局主催の事業と学校教育のあり方、その辺を精査しながら進めるべきだというような意見書も添付されております。この辺は具体的にはどういう事業かというのは恐らく教育委員会では把握してのことだと思いますけれども、その辺は町長部局、教育委員会独自の学校行事と町挙げての行事が重なる、参加したくても片方には参加できない、教育を中心にするとう町主催の事業には参加できないというのがあったために恐らくこういう評価が学識経験者からあったと思いますけれども、この辺については十分に今後、検討してもらいたいと思います。

それから、私、一応一通りは見ました。ダブルの丸がついてA評価されているところがあります。また、丸印のBというところの評価も大分、何ページかあります。その中でも特に、例えば町民運動会なんていうのは丸でBだと。学識経験者の評価の中では。そうすると、やっぱりこれは町として町民運動会というの大きな行事の1つだと思いますけれども、その辺が十分に評価というか、もうちょっと検討すべきだという評価があるということは、もっともこの辺については、お互いにどういうふうにすればいいかというのがあると思います。

それから、学校関係が参加している事業の中で、これは全町を対象にして、応募して、その中からこの2校が選ばれて、例えば18ページの学校の芸術文化活動事業というのを見ましたけれども、その中には、これは全町から応募して審査の結果実施されるという趣旨になっていますよね。この辺のところ、全町内の学校が応募して企画内容を検討した結果、ほかはだめでこの2校が選ばれてやったのか、それとも、応募する学校がなくてこの2校だけが対象になったのかその辺はわからないんですよ、これ見ればですね。そういう問題とか、例えば奨学金、滞納が多いということ指摘になっています。

全部見ますといろいろあるようですけれども、その辺のところは、例えば、縦断駅伝も場所が悪い、場所の検討をすべきだという評価もされていますよね。ですから、この辺のところは、私たちは前から広域農道を中心にしたコースというのを考えるべきだということは、前から、名川時代からこういう駅伝だとかマラソンだとかというときにはそういう1つの町のシンボリックなところを使ってやるということも検討すべきだということを前々から言っていたんですけれども、この辺は従来どおりの場所を使ってやっているので、恐らく警察当局からは危険だと、このままの場所を使ってやればだめだということの指摘があったと思います。この辺は、これからこういう評価があつて全町民がわかるようにホームページでやるなんていうことになると、いろんな、こういう問題に対して指摘がされてくると思います。

それから、もう一つは、ちょっと私が気になったのは、教育委員会活動の中で、今、町には教育振興協議会というのがありますよね。その中のところで、この名が出てきていない。それから、教育委員もそういうのに参加したという表示もないし、その辺のところも、短時間でこれ全部精査するのはなかなか難しかったんですけれども、ちょっと気になったところがあったものですから、その辺に対する取り組みを今後、どこが責任を持ってどういう検討をしていくのか、総合的なところでいいですから答弁いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。課長、マイクを近づけてください。聞きにくいので。

○学務課長（夏堀常美君） はい。

1つご指摘がございました18ページの学校の芸術文化活動というのがございます。全ての学校が応募したわけではございませんで、応募した中から福地中学校あるいは杉沢小学校、南部小学校が選ばれて事業を行うことができたというふうな内容でございます。今後、そういう部分につきましてもまた詳細に記載していきたいと思っております。

あと、各種事業の改善といいますか、そういう部分では、これをもとにできるだけ早く改善して対応できるようにしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） この事務点検の評価及び報告書というのは、これは自主的にやってい

るものですか、それとも、国か県か、やりなさいと言われてやっているものですか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 説明資料の4ページの経緯の中にも書いてございますが、国のほうの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中にこういう報告書をつくりなさいというふうなことが書かれてございまして、市町村、さらには県等の教育委員会で行っているものでございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） それで、評価がAからDまであります。ばらばらと見てみると、AかBしかない。これは、AとBとって、どう違うものですか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 点検評価の報告書のほうをごらんいただきたいと思いますが、評価書の資料、2枚ものが多分渡っていると思いますが、その中で事業の評価と総合評価というふうな部分がございます。◎のほう期待どおりほぼ達成できているのではないかとというふうなことでございます。○印がほぼ達成、△が期待以下だったというふうになってございます。総合評価につきましては、Aが事業を今後も拡充したほうがいいと、Bが事業の継続が望ましいのではないかとというふうな形で、Dは、事業の整理等も、あるいは休止を考えたほうがいいというふうな各項の評価をしております。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 外部の意見ということで点検評価アドバイザー、アカヒラ先生とニワタさん、この2人おられるんですけども、私の記憶が正しければアカヒラ先生は教育委員のOBの方ですよ。ニワタさんというのはそちらの課のOBではなかったのかなと思います。この2

人、個人的にどうのこうのと言う気はないのですけれども、何か自分らでやって、自分らでやあやあとって、仲間内で評価して、AとBしか評価がないと。さらに、評価のところを見てみますと、この事業はこれ、こうだからAだBだみたいな評価の仕方ですね。つまり、それぞれの事業がどういう発展の可能性があるのでか、そういったことに関しては評価は至っていないと私はちょっと思うんですけれども、例えばそういったどういう発展経緯があるのかというところまで例えば評価するとすればこれはすごく意味のある評価だと思うんですが、その2つ。悪く言えば仲間同士でやあやあとやっているんじゃないでしょうかという1つの見方と、さらに、それぞれの事業がそれぞれ横なり縦なり斜めなりの連携を図るようなそういったものの見方をし、その可能性を探るという意味からすると、非常に物足りないと思います。どうでしょうか、私、そういうふうに、どうせ評価するのであればそういったことを視野に入れてやるべきではないのかなと、やってもらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 川守田議員おっしゃるとおり、アドバイザー自体がOBという形にはなっていますが、仕事を離れた部分でのご指摘等もごございますので、一般人といいますか、そういう部分でも結構、ご指摘、ご意見等をいただいているところでございますので、会議自体も各部門に分けて6回ほどやっております。内容的には結構詳しくご説明して、意見等をいただいているところでございます。今回、アドバイザー、25年度、今までとお一人かえましてこういう形になったわけですが、今後、より、議員おっしゃるようにもっと具体的な部分での、発展性のある評価という部分では、アドバイザーの人選、今後も考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、報告第2号を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第3、報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第2号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） それでは、議案の5ページになります。

報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて。

処分理由でございますが、大雪による除雪経費の増額に伴い、平成25年度南部町一般会計予算を補正する必要が生じ、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分第3号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第6号）。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億9,194万9,000円とするものでございます。2月19日付で専決したものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出の8款2項1目道路橋梁維持費でございますが、5,000万円を追加し2億4,564万5,000円とするものでございます。この5,000万円は除雪業務の委託料でございます。9月の補正予算で3,530万予算化しておりましたが、2月の15日から16日にかけての大雪でほぼ使い切ってしまったので、3月末日までの所要見込額を追加したものでございます。

それでは、歳入を説明します。前のページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、同じく5,000万円を追加しまして56億3,887万7,000円としたものでございます。財源として普通交付税の留保分を充てたものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） この除雪の5,000万が委託費という説明だったんですけども、前に3,500万予算を取っていたということは8,500万ぐらい除雪というか、道路橋梁維持費に取ってい

たと思うんですけれども、これは役場の保有する車両の除雪の費用も外部の業者に委託した費用も合わせてですか。それとも、外部に委託した部分だけなわけですか。

それと、トータルの8,500万ぐらいで大体使い切るぐらいの雪だったわけでしょうか。その辺、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） これは委託料ですので、委託業者に委託した分でありまして、町単独で実施しているものについては含まれてございません。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありません。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 常任委員会の中でも課長おっしゃっていましたが、例年どおりぐらいの雪の量ですと余り請け負うほうもうまみがないといいますか、それで、本当は余りやりたがらないんですよみたいな現状がありますということだったんですが、今回ぐらいの予算規模になったらどうなるのでしょうか。言っている意味がわかりますか、わかりませんか。2,000万、3,000万クラスの予算でもって発注をする、例えば今回みたいに8,500万、そのぐらいの予算規模でもって発注をすると。そういったことというのは、やはり受けるほうにとってはどういった経営的な側面からいくと違いがあるのでしょうかということを伺いたい。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 通常の委託料でありますと3,500万ぐらいの委託しておりますけれども、今回5,000万円を追加いたしまして8,500万としておりますけれども、ここで委託業者のほう、まず通常の利益があるかというのは、ちょっと今の時点では計算してみないとわかりませんので、それについてはちょっとわからないところでございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 何で聞くかという、答えづらいでしょうからいいんですけども、除雪によって苦情が何件も来たんですよ。何やってんだと、例えば2車線あるところを1車線分しか除雪していないとか、そういったのとか、出てくるのが遅いとか、もろもろ皆さんそういう苦情は議員の皆さん受けていらっしゃると思うんですけども、余りやりたがらない除雪の作業をお願いしてやっているような状況ですと、そういう背景があれば、そういった不満の残るような除雪の仕方をされてもこれは仕方ないのかなと思う側面があるわけですよ。ですけども、請け負ったからにはちゃんと、2車線あるんであればちゃんと2車線ぐらい片づけたらどうでしょうかと、そういうことをやらないんだったらペナルティを科すとか、そういった整然とした体制というのが必要なんだと思ったんですけども、金額が金額だし、そういうお願いしてやってもらっているというような関係性があるんであればなかなか無理も言えないしなというようなことを思ったりしてですね。それで、発注の仕方とか、1社当たりの割り当ての金額のあれがどういうふうにそういう作業の後始末に影響するのかということが知りたかったわけなんですよ。ですから、毎年、降らないことを願うとそういった課題はついて回ると思うので、その辺、後で教えてください。

○議長（坂本正紀君） 夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 済みません、ちょっと除雪のことで、また長くなるかもしれませんが、

今、建設業者さんの現状というのが皆さんわかっていらっしゃるかどうかわかれませんけれども、今、3,000万4,000万5,000万するショベルとか、企業で、事業所で持っていないんですよ。なので、今もう体力的に前と違って土木工事が減っているのもありまして、ほとんどがリースで工事に対応しているという現状があると思うんですよ。その中でやっぱり除雪車が足りない。業者が数あっても、その動かす除雪車が、ショベルがないというのも現状だと思うんですよ。

なので、これ提案ですけども、例えば役場のほうでリース会社と時期になったら優先的に借り入れできるような協定を結んでおくとか、そういった対応を先にしておくべきじゃないかなと思うんですよ。運転士さんは業者さんから手配して出してもらおうとか、そういう方向も考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、前にも話ししましたがけれども、地区の農家さんが持っているトラクター、そういったものにショベルがついたやつもありますので、例えば、毎回出してもらうのではなくて、何センチ

以上降ったら、二重出動みたいな形で地区の農家さんと契約なりしておいて、これだけ降ったから出てくださいみたいな、そういった連携をとって行くのも必要じゃないかなと思うんですよ。特に今回の大雪で、幹線はまず、1車線なりでも車が通れるように走ってもらいましたけれども、やっぱり枝線ですね、1軒2軒しかない家の前に入って行く狭い道路なんかは全然除雪ができなくて、私も結構手伝ってあげたんですけども、本当に仕事にも買い物にも病院にも行けないというような状況になりますので、そういったときは、町長はいつも言っていますけれども、行政だけではなくて民間の力もかりるといふ、そういう考え方もできると思うんですけども、その辺は考慮していく考えはありますか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 重機が少ないということで、リース等の協定を結んでおくということですけども、南部町でも現在6台、リースをしております。時期にいたしましても、夏ごろにリースの契約、申し込みをしないと、冬場になれば台数がなくなるということで、台数はふやすのは可能なんですけれども、それがうまく効率よく稼働できるかというのがありますので、今後、検討していきたいと思います。夏ごろ、協定というか、リースを申し込めば、台数は可能ということでもあります。

トラクター等の使用でございますけれども、現在、地域の方々にボランティア作業ということで皆さんに協力していただいていると考えております。今後、自治会とかそういう方面で、協力しながらできるかというのを検討していかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
報告第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号から議案第18号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） お諮りします。この際、日程第4、議案第1号から日程第21、議案第18号までの平成26年度南部町各会計予算議案18件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題といたしました議案18件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第22、議案第19号、南部町健康センターの設置及び管理に関する条

例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 説明資料の5ページをお開きください。

議案第19号、南部町健康センターの設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

平成26年6月1日から開設する南部町健康センターの設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

施設名称、南部町健康センター。施設の位置、南部町大字下名久井字白山91番地1。設置目的、町民の健康づくり推進するための地域に密着した保健活動の拠点とし、また、要介護者等に対するサービスを総合かつ継続的に提供することにより、町民が健康で生きがいを持ち、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援し、もって、保健福祉の増進を図るため、健康センターを設置するものであります。管理及び運営、町長が行う。施設の構成、健康センター内に南部町地域包括センター、南部町指定居宅介護支援事業所、南部町訪問看護ステーションの3つを置くこととなります。また、現在、名川分庁舎で行われている窓口業務についても継承して、健康センター内で行うこととなります。施行日は平成26年6月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第23、議案第20号、南部町医師修学資金貸付条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） それでは、説明資料に基づいて説明いたします。6ページをお願いいたします。

議案第20号、南部町医師修学資金貸付条例の制定についてご説明いたします。

大学の医学を履修する課程に在学し、将来、町立病院の医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸し付けるもので、町立病院における医師の確保を図ることを目的に制定するものでございます。

内容になりますけれども、貸し付けの対象者としましては、大学の医学部に在学し、他の修学資金その他これに類する貸与を受けておらず、かつ、引き続き受ける見込みがない者としてございます。貸付金額については月額15万円以内、貸し付け利子は無利子、貸し付けの期間は72月を限度としております。契約の解除、返還、それから返還債務の履行猶予については、各項目に該当した場合としてございます。

返還債務の免除については、借り受け者が町立病院に医師として勤務した場合、その勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の1に達した場合はその全部を免除するものでございます。また、当該期間を在職せず退職した場合は、勤務期間等に応じてその一部を免除するものでございます。

施行日は平成26年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　まず、南部町医師修学資金貸付条例の制定についての質問です。

町立病院における医師の確保を図ることを目的に制定するとありますが、町立病院に医師として勤務できなくなったとき、または、学校に入学しても途中で自分には適性がないと諦めざるを得ないことも多々あるわけですが、修学資金を返済するに当たって、その期間についてですが、貸し付け期間の2分の1の期間内に返還する。医師になって、来られない場合は、経済的な保障はあるのかもしれませんが、憧れたり、自分に医師としての適性がなければ諦めざるを得ない、そういう条件などを考えるならば、この2分の1の期間の返還は大変厳しいのではないかと思います。

次の質問です。次に、南部町、これは奨学金貸付条例、町でやっている貸付条例のことですが、特別事情による返還の免除等の項目があり、第8条、教育委員会は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当してやむを得ない事情があると認めるときは、返還方法を変更し、または、貸与した奨学金の全部または一部の返還を免除することができることあり、（1）、死亡したときその他となっております。今、質問している議案の中にも、返還の項目、第7条ですけれども、死亡したときとありますが、全額免除とはならないのでしょうか。

3点目の質問です。次に、延滞利息について、第11条、延滞利息を徴収するものとあります。これは私の調べたところ、おおむね年14.6%の割合で計算した延滞利子を徴収しているようですが、この14.6%の数字について、政府が関与しております機関の機構では、10%から5%に延滞利率を変更するという予定になっております。この条例では何%の延滞利息と考えておられるのでしょうか。まず、質問いたします。

○議長（坂本正紀君）　名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君）　それでは、お答えします。

まず最初に、返還の期間ということで2分の1の期間が短いということでしたけれども、あくまでもこれは貸し付けして、将来、町立病院のほうで勤務いただくということをメインに制定しておりまして、したがって、勤務した場合も貸し付けの2分の1の期間に従事していただければ免除ということになってございますので、それにあわせ、返済の場合もその2分の1で返済していただくというような、同じ条件として制定してございます。また、返還について、亡くなったときということでしたけれども、それについては、返還債務の裁量免除ということがありまして、

返還すべき者が心身の故障その他やむを得ない事情により返還することが特に困難であるという場合は、一部または全額を免除する条項もございます。

次に、延滞利息の件でしたけれども、14.6%という話がありましたけれども、現在、国税・地方税等については14.6%にはなっておりません。それらについては、1年未満は、現在のところ、およそですけれども2.9%、その後は9.2%というような延滞金の設定になってございますので、それに合わせた形で設定したいと考えてございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） この条例は、思い切ってやられた、私はまず評価している立場でお話しているわけなんですけど、ただ、他の同僚議員からも、医師の資質ということに対して大変厳しい意見が今議会でも聞かれております。大変、お医者さんは尊重されるべき立場の方でありますけど、適性に疑問のある方も実際働かれていますことは存じておりますけれども、医師確保に対しては、さまざまな学生さんが医師になる、医療従事者になってほしいという気持ちで訴えているんですけども、やむを得ずやめざるを得ない方も現実にあると思います。そういうときに2分の1の返還期間ということ、3年いて退学されたら1年半で月額15万円を返していかなければならないということだったら、大変な負担を強いられるのではないかなと思ひまして、この点は、さまざまな、皆さん方の条件を考慮して改善していただけないものでしょうか。

今、この医師確保、広く言いますと医療従事者の確保という点では、各自自治体、大変苦勞されております。各自自治体は大変な努力を強いられ、医師確保のためにお力を出していただいていることには敬意を表するものであります。本来であれば、医師の育成とか広い意味での医療従事者の確保は政府の責任、国の行う事業ではないでしょうか。この点で、政府の医師の育成目標は大変間違っていたと言わなければなりません。そこで、医師確保のための奨学金、今は奨学金の話をしているんですけども、奨学金だけではなくて、世界一高い学費の改善のため、今まで高校の授業料の無償化をやられてきましたが、一部、有料化も叫ばれておりますが、奨学金の件では、給付制の奨学金の実現を行っていないのは先進諸国と言われる中で日本だけだと言っております。まず、この点を改善を迫っているわけでありましてけれども、それとあわせて、特に自治体病院を有するいわゆる過疎地域と言われる自治体の首長は、他の自治体の方と一緒に、共同で医師確保のための運動を起こすべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。よろしければ首長の答弁もいただきとうございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 医師確保に向けては、自治体病院開設者協議会という団体もあります。そういう中で、県のほうもいわゆる修学資金制度を設けて確保に取り組んでいるわけですが、非常に私どもが危惧しているのは、そういう制度を使っても、結局は流れていくのは中核病院に行っているというのが現実でございます。先般、総会がありまして、私出席できなかったんですが、私も自治体病院開設協議会の副会長をやっております。そういう中で、組織でもって取り組みをしているところでございます。ただ、今回、この条例を制定させていただいたのは、結局は中核病院には流れるけれども、我々小規模な病院にはふたをあけてみると結局は来てもらえないということで、特に条例をして何とか将来の医療、安定した運営ができるようにということで今回提案させていただいたわけでございます。組織としても当然これは国のほうにも、県町村、全国町村会の中でもやはり毎年提案している事項でございますので、そっちはそっちでまたしっかりと要望しながら、ただ、我々も待つだけではなく、我々独自としてもやっぱり考えていかなければならないなということの将来性を見込んでの制度でございますので、何とかご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） この条例を見て感ずることをちょっと二、三、話したいんですけども、これはこれでとりあえずこの条例でスタートするというのは私は賛成なんですけれども、例えば医学部に合格すれば、多分、いろんな金の借り方はできるわけだと思うんですよ。じゃあ、南部町のこの条例に基づいた貸し付けを受けて、町立病院に勤めようという立場の医学生の立場になって考えれば、町立病院にそれなりの魅力がないと、魅力というのは給料が高いとかやりがいがあるとかいろんな魅力があると思うんですけども、まず、その魅力を高める努力を常にやらなきゃならないという、そういう問題が根本にあると思うんです。

それから、これずっと見ていて感ずるのは、6年間72カ月、確かに大学には入るわけですが、大体、医師の国家試験をやれば合格率が90%を切るか切らないかの合格率で、約1割はふるいに落ちて、浪人してまた国家試験を受けなきゃならないと。それは表向きの数字です。できが悪い学生は、卒業させないで落第させるんですよ。卒業証書やらないから国家試験、受けるな

と。実質は私、8割か8割5分だと思うんです、6年間で卒業して医師の国家試験に受かる人は。すると、1年間とか2年間浪人してまた国家試験を受けるまでの、目指す場合は、これはそれなりの塾がありまして、年間500万ぐらい授業料がかかるんです。当然、生活費もかかってきます。その辺も、そのうちこの検討課題として、半年なり1年の間に改善するという検討は必要かなと。

それから、医師の国家試験を通過しても、いっばしの医者だよと認められるには、研修医を経験した後、専門医のそれなりの試験を3つ4つ受からないと、どこの病院でも一人前の医者だと採用してくれないと。すると、専門医を一通り、どこに行ってもいいよというのを取るのに、やっぱり卒業して早くても五、六年かかると。その辺の、いっばしの医者だよと、何をやらせても安心だよという状態の医師を採用するか、医師の国家試験さえ通ってればどうでもいいよという採用をするかというのをちょっと考えておく必要があるんじゃないかなと。

その辺と、もう一つ、町立病院にそれは勤務してもらえばいいんですけれども、義務づけるのが難しいかわからないですけれども、なるべく町内に住所を置いてくださいと、町内に税金を落としてくださいと。それがかなわなかったらば、ふるさと納税はできる範囲で納税してくださいというのも1つの条件として条例のどこかにうたえないものかなというのも検討したらどうか。今ちょっと、ひらめきで言っていますから、全部私が言ったとおりにやさいよということじゃなくて、検討して、変更する、訂正するにいいところは訂正したらどうかと感じました。そういうことです。

○議長（坂本正紀君） 答弁は。（「できたらしてもらいたいけれども、できなかったらいいです」の声あり）名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） いろんなケースがあるということを教えていただきありがとうございます。

貸し付けした場合、その生徒が将来、仮に医師になって来るという時期についても、やはり議員おっしゃるとおり、ある程度専門医の資格、認定医など取ってくるんですよ。なので、結構期間もかかります。なので、今の条例では、医師免許を取得してから12年という長いスパンを見てございます。なので、その中で専門医、各種取っていただいて来ていただくということを想定してございます。

あと、もちろん、住所を置いて納税、こちらで勤務される場合は、給料を支給するわけなので、当然、町に税金やらおろしてもらおうために、そういったこともお願いをしていきたいとは思って

います。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 工藤久夫議員の発言とも重なるのですけれども、ちょっとどのように考えておられるのか伺いたいのは、医師というのは、何ていうのか、医局といいますか、研究室とか、その親分のもとに所属していますよね。そうすると、じゃあ、私は恩がありますから南部町の町立病院に勤務したい云々という、そういった行動がそれほど自由になるのでしょうか。そのところを1つ。

それから、例えば、工藤議員がおっしゃいましたけれども、ベテランというか、ある程度のキャリアを積んだ看護師さんであれば、国家試験を通ったぐらいの医者だったらあごで使ってあげるわよみたいな、そういう風潮があるわけですよ。それほど未熟だというわけですよ。例えば、そういった人材を受け入れて病院として機能するのとか。こういうコストをかけて、免除の部分もアドバンテージを上げて、医師としてちゃんと病院として機能するような将来像を描くことができるんでしょうかという疑問が1つあったりします。どういうふうに考えていらっしゃいますか。

確かに国家試験を通過して医師とあれすれば、南部町の場合は何人って言いましたっけ、5.5人から云々、夜勤、宿直して夜泊り込んで、1週間に1回しかできないということは、最低でも7人必要ということらしいですけれども、そういう意味では補充はできるのかもしれませんが、病院の病院たる機能として、果たして将来像として描けるんでしょうか。こういうことを前提に南部町の医療健康センターというのの将来像を考えるということですね。そういうことを考えると、この奨学金だけの制度だけでは甚だ心もとないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） それでは、お答えします。

医師との、旧で言えば医局と言いますけれども、今は教室という感じで言われたりしております。卒業して、臨床研修をやって、医師の場合はある程度、勉強する機会ということで、大学院とかそちらのほうで研究されたり、教室に残って専門的な勉強をしていくということになっております。その中で、時期になったら名川病院のほうに来ていただけるのかどうかということにつ

いては、それについては医局の教授、そちらと話をしなければならない部分があると思います。例えば、専門医の資格をある程度とって、フリーになる場合もございます。そういった場合は、こちらにすんなりと、本人の希望で来ていただくことができるかと思えます。

あと1点のこれからの病院の医療を、将来どういうふうにしていくかということなんですけれども、いつかは現在の名川病院も手術とかをがんがんにやってきましたけれども、今はプライマリーケアといいますか、初期医療に徹していると。入院機能を持った初期医療ということで、中核病院とか日赤のほうにそういった場合は送って対応してもらっております。なので、今後もそういった部分でやっていくということで進めていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私のほうからも補足させていただきますが、議員の皆さんにも医師確保が本当に大変だということをまず理解いただきたいと思えます。今までも公募しながらしてきたんですが、なかなか来てもらえない。中には申し込みをした方、やはり当然我々も調査するわけです。そういう中で、やはりうちの病院にはどうしてもやっぱりふさわしくないだろうという方も中にはおりましたが、まず、申し込んでくる方がほとんどいないと。こういう中で四苦八苦をしてきているわけでございます。それぞれの医師、専門医、総合的診断をやる医師、それで分かれるとは思いますが、国家試験をまず当然、合格した方々が来るわけでございます。最悪は、医師が確保できなくて過重労働になっていった場合に、ほかの医師も他の病院に行くということが非常に、我々としては、危険性もありますし、そうすると地域医療をできなくなっていく。そうならないようにしていきたいということの今回の制定でございますので、そういう部分もぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（坂本正紀君） 川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 医師の確保というのは本当に大変だというのは、町長が肌身に感じているほどではないにしても、私もわかります。余り、遊んでいる医者というのは本当に少ないなという、どこぞの県立病院、定年なされた先生であっても、やっぱり引く手あまたであったりする、そういう事例とかも承知しているつもりです。そういった事情に立脚して、今回、こういっ

た包括医療センター云々という構想を立ち上げて、まだスタートしていないじゃないですか。スタートする前にこういった状況というのがあるのは、非常に私は不安に思います。そもそも、成立条件を満たさないままに見切り発車だったのかなという、そういう批判をされてもしょうがないんじゃないのかなと思うような節も、この奨学資金貸付制度の側面を見ると推しはかることができるわけですよ。ですが、始まってしまったのはしょうがありませんので、私はこれを反対するものではないのですけれども、私らが指摘する以上に、当局のほうはさまざま抱える問題というのは意識している、掌握していると思いますので、ぜひ善処して名川病院の将来像を結べるようにしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

☐議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

□ 議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩とします。

（午前11時04分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第24、議案第21号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） それでは、説明資料の7ページでございます。

議案第21号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をいたします。

平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が現行5%から8%に引き上げられることに伴い、関係条例について所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うものでございます。

関係条例数は全部で27あり、改正しなければならない使用料、管理料などをこの議案で一括して改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、7ページから8ページ、9ページにかけて、条番号の下に改正する条例の名称、その横には改正する内容を記載してございまして、全て8%の消費税率込みの額に改めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

施行日は平成26年4月1日、経過措置でございますが、この条例による改正規定は、施行日以後に使用するものに関するものについて適用し、施行日前の使用等に関するものについては現行の使用料等の額を用いるものとしてございます。

公共下水道条例でございますが、4月1日前から継続して使用し、かつ4月1日以降にも使用する料金については、4月1日以降、最初の排出量検針の日に確定する料金まで現行の料金の額を用いるものでございます。

町営市場でございますが、3月分までの買い入れ代金及び使用料については消費税率等は5%を用いるものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整備に関する制定について質問いたします。

まず、1997年、平成9年当時のことではありますが、当時の自治省が平成9年度の予算編成の留意事項について、自治省財政課長内簡を送付しなければ各自治体の判断で公共料金への消費税転嫁は行われなくてもよかったのか、その当時の判断はどのような判断を求められたものなのかお

聞きしたいと思います。

次に、消費税法では、一般会計で扱う公共料金分について法律で納入しなくてもよいことになっていると思いますが、どのように考えておられるでしょうか。町が取り扱う消費税とはどのようなになっているのか、いま一度お知らせ願いたいと思います。

※工藤幸子君 着席

※工藤久夫君 着席

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） ただいまのご質問でございます。平成9年の自治省から発せられた課長内簡というのがちょっとここには資料がございません。具体的にどういうことをお聞きになりたいのかももう少し詳しくお伺いできれば、ちょっと調べてみたいと思います。

今の消費税の改正でございますけれども、国のほうで社会保障安定財源として確保するという事で改正されるわけですが、これらについては、適正に使用料等に転嫁しなさいというふうな通達が来てございますので、それに基づいて改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 消費税が導入されてからしばらくになり、その3%が導入された当時、各自治体では、消費税をさまざま、手数料とか利用料とかに転嫁しなかった自治体も実際ありました。ところが、平成9年に内簡を指導されてから、国に指導されてから、各自治体が一斉に公共料金への消費税転嫁などさまざまな、美術館の入場料とか、そういうのにまで消費税を転嫁したということがありました。そういう流れをまず素直に受けているのかどうか。確かに、私が調べたところでは、一般会計で扱う公共料金分については納入しなくてもよいという一文を発見しましたけれども、そうすれば、今審議している議案の各項目の引き上げは妥当なものなのかどうかということなんですけれども、要するに、住民生活に密着し、ふだんの生活を支え、また、住民の皆さんの税金で建設された建物、施設までも消費税を引き上げていかなければならないのか、町独自の判断で消費税転嫁は行わなくてもよいものもあるのではないかと。そういう観点か

ら、消費税法では納税、要するに町が取り扱う消費税の増額分はどのように扱われているのか、その点もお伺いしたいと思います。

今、さまざまな指導にのっとり3%引き上げるのでしようけれども、それは素直に引き上げなければならないのか、そして、町が取り扱う消費税増税分はどうなっていくのか、ここをいま一度お知らせしていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 転嫁しない自治体もあったというご質問でございますが、今も新聞等の報道を見ておりますと、政策的な判断で課税されていない料金等もございます。例えて言いますと、給食費などはその例でございます、南部町も給食費に関しましては税は転嫁しないと、給食費は改正をしないというふうな判断をしております。

まさに転嫁する、料金を改正する改正しないというのは、地方公共団体の裁量に任せられている部分で、これが原則でございます。しかし、仮に公民館の使用料等を改正しないとしますと、使った人がそれを負担するのではなくて町民が全体で負担するということになってきます。そうしますと、料金は使った人が負担するという原則でございますので、その人が支払うべきだという、こういう考え方で、全体で負担すべきものかどうかということが議論になってくるわけですが、そこにつきましては、地方公共団体の、先ほども申し上げましたが、政策的な判断が働いて、上げるべきものと上げるべきではないもの、これを選んで、判断をして、今回、ご提案したように、各種施設の使用料あるいは管理料、手数料等について改正をさせていただくということでございます。

それから、一般会計では、確かに消費税については消費税として国に納付することを要しません。ご承知のとおり、それは益税として町民に還元されるものでございます。なお、事業会計につきましては、チェリウスあるいは公共下水会計等につきましてはきちんと消費税は納付してございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今の答弁をよく鑑み、改善できるところはこれからも粘り強く訴えてい

きたいのですけれども、そうしますと、1番は、この各項目の第3条ですけれども、南部町営駐車場条例、金額は140円になっているのですけれども、その下は160円など、数十円単位のものも引き上げられますけれども、これは改善される、これからの運動でしょうけれども、改善される見込みもあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 今、ご承知のとおり4月1日から8%に消費税率が変わります。それで、来年の10月には今度10%に上がるというように予定をされておりまして、政府のほうから要請がございましたので、肅々と4月1日からは8%に上げると。今後、また政府のほうから決定されれば10%に上げていくということで臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第21号、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。

低所得者ほど重い負担を強いられるのが消費税であります。生活するだけでも大変なのに、町の施設まで引き上げられるのでは納得できないでしょう。全ては消費税8%とした政府の姿勢にあるわけですが、自治体として住民の命と暮らしを守る立場から、消費税転嫁を行わない項目をふやして行ってほしいものです。

私は、消費税引き上げに反対し、住民の生活を守り、福祉向上のため、これからも各項目の改定を訴え、消費税引き下げに努力していくことを表明し、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第25、議案第22号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、説明資料の10ページでございます。

議案第22号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これまで総務課、企画調整課、財政課、3課体制で行ってきた業務執行につきましては、総務課と企画の2課体制とするというものでございます。このほか、条例で定めている事務分掌と規則で定めている事務分掌を整理するものでございます。

内容といたしまして、財政課の管財班は総務課に、財政課の財政班は企画課に、調整課の名称を企画財政課に名称を変更するというものでございます。

施行日は平成26年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 確認です。総務課にある庁舎の維持管理に関することと、住民生活課にある庁舎の維持管理に関することの条文が2つ両方についています。これは、どこからどこまで

を分けてこういう管理の仕方を書いたのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 総務課のこれまでの庁舎の管理というのは、本庁舎のみでございます。本庁舎のみです。住民生活課に関しましては名川分庁舎及び南部分庁舎というのの管理でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 普通であれば、庁舎の管理は一括して管理していかないと、この分はこっちの分庁舎でやる、こちらは本庁舎をやるというのは、やっぱり経費その他でも不都合が出てくるんじゃないかと思しますので、できれば片方でやっぱり統一した管理をするシステムにしたほうが良いと思うんですけども、その辺については考えはどうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 当初は総務課で全庁舎を管理していた時期もございました、合併して。基本的には、やはりそこに、分庁にいる方々が実際の機器の管理、庁舎の整備をしていくということで、やはり予算要求につきましても、そういう細かい点をそこにいる課のほうで検証したほうが効率的だということになりまして、予算自体は庁舎管理費で一体化してございますので、また、発注に関しましても業務委託等に関しましてもまとめて委託をすると、3庁舎一緒にとか。そういうふうな区分もしてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） そういう考えもあるんでしょうけれども、例えばじゃあ、健康福祉課が今度センターに移りますよね。その中にもそういう維持管理費というのがこの項目に入ってくる

るんですか。庁舎だけではなくて、やっぱりそういう施設でお互いに管理するとなれば、やはりそうしたはっきりした区分け方をしていかないと、庁舎維持管理ということになれば二つの課にある。今までも名川分庁舎にも、それはまあ6月以降はなくなるでしょうけれども、そういう維持管理の仕方というのは統一していかないと、それぞれの施設にそういう維持管理を任せるという方法も確かにあると思いますけれども、その辺のところは検討する考えはありませんか。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） やっぱり庁舎で業務をしている課なりが庁舎管理をしていくというのが基本でございまして、基本的には予算をやっぱり効率化するために、同じような、例えば警備業務ですとかそういうのはなるべくまとめて、あとはごみの収集とか、庁舎のほうの南部地区、名川地区、福地地区、それぞれのごみの業務の収集等がございましてけれども、そういうのもある程度まとめて発注するというようなやり方。建物そのものの管理に関しましては、やはりその課に、そこで業務をしている課が管理をしていくと。予算計上につきましては今後、検討課題でございましてけれども、本庁舎、分庁舎に関しましては1つの予算でやってございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第26、議案第23号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 説明資料の11ページでございます。

議案第23号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、諏訪ノ平地区に建設しておりました集会施設を集会所条例の規定に基づき、適正に管理するため、諏訪ノ平公民館を加える改正でございます。内容といたしましては、追加する施設の名称は諏訪ノ平公民館、位置は南部町大字玉掛字諏訪ノ平49の1ということでございます。本施設は、木造平屋建て139.05平米、42坪の集会施設及び調理室、物置、トイレ等を含んだ施設でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第27、議案第24号、南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第24号でございます。12ページでございます。

青森県人事委員会の勧告に基づきまして、4輪の自動車を使用する職員の通勤手当の額を改正するものでございまして、内容といたしましては、上限を改正するというものでございます。これまでの上限は通勤距離片道が60キロ以上の方に上限3万3,000円としておりましたが、改正案は上限片道80キロ以上の場合4万4,000円というものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第28、議案第25号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第25号でございます。13ページでございます。

南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

三戸郡統一単価でございます団員の年額報酬金額を引き上げるため、条例の改正を行うものでございます。内容といたしましては、階級、団長からその他の団員まで、現在の金額、団長は4万5,800円から改正後は5万2,600円、6,800円の増加ということで、以下、その他の団員まで括弧書きが引き上げる増加額でございます。平均で大体12%ほどの引き上げとなるものでございます。施行日は平成26年4月1日からでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第25号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第29、議案第26号、南部町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 14ページでございます。議案第26号、南部町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方青少年問題協議会法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、地方青少年問題協議会の会長及び委員の任命基準の規定が削除され、新旧対照表にある第3条、組織等の中で協議会の会長及び委員の任命基準は各地方公共団体が任意に設定することができるようになったため、条例において定めるものです。施行日は平成26年4月1日となります。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第26号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第30、議案第27号、南部町多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 議案第27号でございます。15ページでございます。

南部町多目的研修センター条例の一部を改正する条例の制定について。

趣旨でございますけれども、チェリリン村にあります南部町多目的研修センター施設の老朽化により、現状での一般利用者がいないことから、一般への貸し付けを行わないこととするため条例を改正するものです。

内容でございます。施設の使用料、還付、減免、入場拒否等に関する規定を削るものでございます。削られた条項がありますので、条番を繰り上げるものでございます。それから、一般へ貸し付けを行わないために、当施設の利用手続等について定めていた南部町多目的研修センター条例施行規則については廃止することといたします。そのほかに、条例の中で定めてあります施設名称、「多目的研修センター」を「研修センター」に改めるというものでございます。施行日は、公布の日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第31、議案第28号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 説明資料の16ページをお願いいたします。

議案第28号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

趣旨ですけれども、消費税法の一部改正、道路法施行令の一部改正に伴い改正するものがございます。

内容であります。初めに、①、消費税率の改正に伴い、条例で規定する割合を100分の105から100分の108に改正するものです。

次に、②占用料の関係ですが、国の事業として国有林野事業が廃止したことに伴い、事業がなくなってしまうことを受けまして規定を削除するものです。

次に、③、道路占用料の額の改正ですが、土地の価格に格差が生じているため改正するもので、現行の3区分、甲乙丙の分類で平地を準用しておりましたが、改正により5区分、第1級地から第5級地に分類され、本町が規定とされる区分第5級地の額に改めるものです。

施行日、平成26年4月1日からです。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第32、議案第30号、南部町名川センターハウス条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(福田 修君) 19ページでございます。議案第30号、南部町名川センターハウス条例を廃止する条例の制定について。

趣旨でございますけれども、名川センターハウスの建物及び土地等を譲渡することから、条例を廃止するものです。施行日は公布の日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第33、議案第31号、指定管理者の指定について（諏訪ノ平公民館）を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第31号、資料の20ページでございます。指定管理者の指定について（諏訪ノ平公民館）でございます。

諏訪ノ平地区に建築していた集会施設について、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間の指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者となる団体の名称、事務所の位置は、名称は諏訪ノ平町内会、事務所の位置は南部町大字玉掛字諏訪ノ平49番地の1でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第34、議案第32号、指定管理者の指定について(南部町健康増進センター他1施設)を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(福田 修君) それでは、21ページをお願いいたします。

議案第32号、指定管理者の指定について(南部町健康増進センター他1施設)。

趣旨でございます。平成26年3月31日で指定管理期限が満了する商工観光課所管の2施設について、平成26年4月1日以降の指定管理者を指定するものでございます。

内容といたしまして、1つ、南部町健康増進センター、2つ目として南部町総合交流ターミナルでございます。設置場所は、南部町大字苦米地字上根岸73番地、指定管理者となる団体の名称及び事務所の位置でございますけれども、財団法人南部町健康増進公社、南部町大字苦米地字上根岸73番地1、指定期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。1年間でございます。

なお、財団法人南部町健康増進公社は、ただいま県に一般財団法人移行の申請をいたしております。許可の内諾は得ておりますので、県から許可証を発行されてから2週間以内に登記完了して一般財団法人に移行になりますので、4月1日以降には一般財団法人という形で指定管理になります。

以上です。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
議案第32号は原案のとおり可決されました。
ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

※工藤幸子君 退席

※工藤久夫君 退席

（午前11時54分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時00分）
.....

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第35、議案第33号、定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 説明書の22ページをお願いいたします。
議案第33号、定住自立圏形成協定の変更についてであります。

趣旨につきましては、平成21年9月24日に八戸市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定について、連携する取り組みの見直しやその他所要の変更をするものであります。

内容につきましては、次の変更一覧表によりまして説明いたします。当町と八戸市との協定で、変更する事業ごとにその理由、内容等を説明いたします。

まず、1でございますが、ドクターカーの運行事業でございます。ドクターカーが導入済みのために、新たにドクターカーを導入することに関する記述を削除し、整理したものでございます。

2番、高齢者福祉合同研修会の開催についてであります。研修会のほかにワーキング会議等を実施しているため、研修会の後に「等」を追加するものであります。

発達障害に関する合同研修会等の開催についてであります。発達障害のほか虐待防止など対象を広げるために、障害者福祉合同研修会に変更するものでございます。

4番、障害程度区分判定審査事務の共同実施であります。法律名が変わりましたので変更するものでございます。

5番、八戸圏域ICT利活用研究会の設置であります。事業完了に伴いまして記述を削除するものでございます。

6番、交流移住促進のための各種事業発信についてであります。移住の受け入れ態勢の強化を図るために、下の8番の事業、空き家バンクの制度の構築の取り組みとあわせて、総合的な移住受け入れ態勢強化に事業を再編するために変更するものでございます。

次、7番でございますが、グリーン・ツーリズムの推進事業でございます。圏域全体でグリーン・ツーリズムの推進を図るために内容を再編するものでございます。

8番は先ほど申し上げました。

9番、一番下でございますが、学官連携地域シンクタンクの活用でございます。大学名が変更されたために、八戸大学を八戸学院大学に変更するものでございます。

施行日につきましては平成26年4月1日ということになります。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第36、議案第34号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 23ページでございます。

議案第34号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に関する協議についてでございます。

趣旨でございますが、平成26年度の各設置団体の負担金の額が変更になることから、計画の一部を変更するものでございます。

内容でございます。新旧対照表の右側の変更計画というのをごらんいただきたいと思います。負担金の額につきましては、平成25年度、26年度で約50万減っておりますが、当町の負担額につきましては19万4,000円でございます。26年度も同じ19万4,000円の同額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第37、議案第35号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第7号）
を議題とします。
本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原 覚君） 議案書の71ページをお願いいたします。
議案第35号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第7号）のご説明をいたします。
第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,748万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億446万3,000円とするものでございます。第2条は繰越明許費の設定、第3条は地方債の追加及び変更でございます。
それでは、歳出から説明をいたします。88ページをお願いいたします。
まず、2款総務費1項4目の財政管理費でございますが、400万円の減額でございます。15節では旧相内小学校プールの解体工事費の事業費確定により350万円の減にしております。
続いて、5目財産管理費でございますが、392万6,000円を追加し、2億1,257万3,000円とするものでございます。11節でございますが、各庁舎などの燃料費等の不足により349万7,000円を追加するものでございます。
9目自治振興費でございますが、425万2,000円の減額でございます。諏訪ノ平並びに荒町集會

施設整備費確定による減額でございます。

次のページ、お願いいたします。

16目公共施設整備基金費でございます。9,866万7,000円の追加でございますが、公共施設整備基金積立金でございます。本補正予算において歳入歳出予算調整の結果、生じた余剰金を積み立てるものでございます。

次のページ、2款4項2目参議院議員通常選挙費でございますが、274万9,000円の減額でございます。各節、ごらんのとおり選挙費用確定による減でございます。

続いて、3目南部町町長選挙費1,057万7,000円の減、次のページ、4目名川土地改良区総代選挙費459万円の減、それぞれ無投票になったことに伴う減額でございます。

続いて、次のページ、3款民生費1項2目住民生活費でございますが、724万7,000円の減でございます。国民健康保険特別会計への繰出金の減でございます。保険基盤安定事業や事務費など、確定見込みによる減でございます。

3目老人福祉総務費でございますが、2,181万3,000円の減になってございます。19節では後期高齢者医療療養給付費負担金1,893万5,000円の減が主なものでございますが、決算見込みによる減でございます。28節では後期高齢者医療特別会計の繰出金を261万5,000円減額としてございますが、国保会計と同様に、保険基盤安定事業など確定見込みによる減額でございます。

4目老人福祉費でございますが、866万1,000円の減でございます。13節では217万1,000円の減額にいたしました。ごらんのとおり、各種委託料につきまして決算見込みに基づき、増減調整を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

20節の扶助費でございますが、養護老人ホームにつきましては入所者減により741万4,000円の減としてございます。28節は、介護保険特別会計の繰出金でございまして、介護給付費等の増に対応するもので216万8,000円の追加でございます。

5目老人福祉施設費でございますが、938万円を追加するものでございます。これは、介護老人保健施設特別会計の繰出金でございまして、施設介護サービス収入等が減少したため、不足分を一般会計から繰り出すものでございます。

6目障害者福祉費でございますが、2,826万2,000円の追加でございます。20節では、上から3行目、障害児給付費349万2,000円の増、それからその1つ下、介護給付・訓練等給付費では2,745万2,000円の増、これらが増の主な理由でございます。23節では797万1,000円を追加いたしました。これは平成24年度の障害者給付事業費確定による国保負担金等の返還金でございます。

次のページでございますが、3款2項1目児童福祉総務費でございますが、2,858万2,000円の減でございます。15節では、児童館の施設解体工事費確定により928万2,000円の減としてございます。20節でございますが、トータル1,846万3,000円の減となっておりますが、説明の欄の一番下でございます。児童手当につきましては1,409万円の減。これは支給児童数の減に伴うものでございます。

2目の保育所費でございますが、1,925万円の減としてございます。7節では、臨時職員賃金1,367万6,000円の減、13節では広域入所運營業務の委託料など、計485万2,000円の減としてございます。

3款3項1目災害救助費でございますが、521万6,000円の減となっております。19節ではサケ・マス増殖漁業組合施設災害復旧事業補助金として193万5,000円を追加してございます。

次のページ、20節でございますが、715万1,000円の減としてございます。ごらんとおり、各種災害見舞金確定による減額でございます。

4款衛生費1項3目予防費でございますが、800万円の減としてございます。13節では、各種予防接種委託料を800万円減額いたしました。これは接種者数の減によるものでございます。

次のページ、4款2項1目塵芥処理費でございますが、774万8,000円の減でございます。内容は、ごみ収集運搬業務の委託料でございまして、事業費確定による減でございます。

2目環境整備事務組合費については、620万2,000円の減、3目の塵芥処理事務組合費につきましては1,081万9,000円の減としてございます。各一部事務組合の運営負担金等、確定見込みによる減でございます。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費1項6目の畑作振興費でございますが、639万9,000円の減でございます。19節でございますが、野菜産地生産販売力強化事業補助金の633万円の減が主なものでございますが、ハウスなど農業用資機材導入事業費確定による減額でございます。

次のページになりますが、農村整備費4,218万9,000円の減でございます。17節では用地買収費385万3,000円の減、22節では立ち木等補償費3,251万3,000円の減。これは中山間地域総合整備事業など、県営事業に係る用地買収等受託事業費確定による減額でございます。19節では104万円の減としてございますが、各県営事業負担金につきましては事業費確定見込みに基づく増減調整を行ったものでございます。

12目農業集落排水事業費でございますが、1,431万円減額してございますが、農業集落排水事業特別会計の繰出金の減でございまして排水処理施設管理費の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款商工費1項3目観光施設費でございますが、298万2,000円を追加し、1億7,064万円とするものでございます。15節でございますが、224万円の減はバーデハウスなど施設改修費確定による減額でございます。19節では560万円追加してございます。チェリリン村周辺観光振興助成金でございまして、センターハウス運営に係る助成金でございます。

続いて、8款、土木費2項2目の道路橋梁新設改良費でございますが、2,917万4,000円の減でございます。15節、17節とも事業費確定による減でございます。

次のページをお願いいたします。

8款4項1目下水道整備費でございますが、952万1,000円の減としてございます。公共下水道事業特別会計の繰出金でございます。これにつきましても、施設管理費、下水道建設費など事業費確定による減でございます。

8款5項2目住宅建設費でございますが、9,988万5,000円を追加し、1億638万5,000円とするものでございます。国の補正予算により、町営住宅2棟を平成26年度から平成25年度に前倒しし、整備するものでございまして、13節には設計業務委託料450万円、15節には公営住宅建設工事費9,612万5,000円を追加してございます。

次のページ、10款に入ります。1項2目事務局費でございますが、2,036万2,000円を追加し、1億8,203万2,000円とするものでございます。15節でございますが、これも国の補正予算により名川南小学校、南部小学校、向小学校、福地中学校の各体育館照明器具が地震の際に落下しないよう改修するものでございます。これも平成25年度に前倒しで進めるものでございます。

続いて、飛びますが105ページをお願いいたします。

11款1項1目農業水産業施設災害復旧費でございますが、6,139万4,000円の減額でございます。災害査定などにより事業費が確定したため、ごらんのとおり各節を減額してございます。

次のページ、12款1項2目利子でございますが、公債費の利子でございます。652万1,000円の減でございますが、利子償還金の減額でございます。

それでは、続いて、歳入を説明いたします。82ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税でございますが、6,835万2,000円を追加し、57億722万9,000円といたしました。普通地方交付税の追加でございます。平成25年度の普通交付税でございますが、52億9,222万9,000円と確定をいたしました。前年度比0.2%減ということになってございます。

続いて、11款1項1目災害復旧事業分担金でございますが、1,935万5,000円の減額でございます。台風18号災害が激甚災害指定によりまして、農地及び農業用施設災害の補助率が農地につき

ましては92.4%、農業用施設は96.8%と上がったため、受益者負担金を減額するものでございます。

続いて、13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金でございますが、108万6,000円を追加するものでございます。1節社会福祉費負担金では、トータル1,525万4,000円の追加でございますが、障害福祉サービス介護給付費負担金1,372万6,000円が主なものでございます。4節では児童手当負担金を1,117万2,000円減額してございます。どちらも決算見込みにより調整するものでございます。

次のページをお願いいたします。

13款2項1目民生費国庫補助金でございますが、1,294万2,000円の減額でございます。2節児童福祉費補助金でございますが、子育て支援交付金を1,218万円減額といたしました。これは、国庫から県補助金へ振り替えられるものでございます。

3目土木費国庫補助金でございますが、3,052万4,000円を追加いたしました。1節社会資本整備総合交付金では2,925万7,000円の追加でございます。先ほど申し上げました町営住宅整備に充てる補助金につきましては4,585万7,000円の追加、道路事業費につきましては1,660万円の減というふうになってございます。

4目の教育費国庫補助金でございますが、878万7,000円の追加でございます。5節ですが、学校施設環境改善交付金でございます。先ほども申し上げました名川南小学校外計4校の体育館照明器具の改修に充てるものでございます。

次のページ、14款県支出金1項1目民生費県負担金でございますが、14万3,000円の追加でございます。1節社会福祉費負担金は762万7,000円の増、3節保険基盤安定事業費負担金につきましては471万3,000円の減、どちらも決算見込額確定により、負担金の調整を行うものでございます。

次に、14款2項2目民生費県補助金でございますが、554万3,000円の追加でございます。1節社会福祉費補助金でございますが、計633万6,000円の減となっておりますが、実績により、重度心身障害者医療費などごらんの補助金を減額したものでございます。3節児童福祉費補助金でございますが、1,191万6,000円を追加いたしました。説明の欄の一番下でございますが、子育て支援特別対策事業補助金1,260万3,000円、先ほど申し上げました国庫から県費へ振り替えられたものでございます。

4目農林水産業費補助金でございますが、676万1,000円の減額でございます。1節農業費補助金582万1,000円の減につきましては、それぞれ事業費確定により各補助金を減額するものでござ

います。

次のページをお願いいたします。

8目農地等災害復旧事業費補助金でございますが、1,793万9,000円の追加でございます。補助率増高が認められたことによる追加でございます。

14款3項3目農林水産業費県委託金でございますが、3,703万9,000円の減でございます。1節農業費委託金では中山間地域総合整備事業委託金2,695万円の減、それから、農地通作一般農道整備事業委託金1,008万9,000円の減、どちらも県営事業に係る用地費、補償費など、受託事業費の確定に伴う減額でございます。

次のページ、15款2項1目不動産売払収入でございますが、443万7,000円の追加でございます。森越分譲地外町有財産の売払収入でございます。

17款繰入金2項1目財政調整基金繰入金につきましては、4,056万1,000円を減額いたしました。台風18号災害関連経費確定により減額したものでございます。

5目の公共施設整備基金繰入金につきましては、1,925万円の減でございますが、老朽化した公共施設の取り壊し事業費確定による減でございます。

20款町債は、第3表でご説明いたします。78ページをお願いいたします。

第3表地方債補正の、まず追加でございます。学校施設環境改善交付金事業債1,830万円でございますが、先ほども触れました小中学校4校の体育館照明器具改修工事に充てるものでございます。

その下、変更の部分でございますが、地区集会施設整備事業債につきましては、補正前、限度額1,670万円をゼロとするものでございます。これは、諏訪ノ平集会施設整備事業にコミュニティ助成金がつきましたので、起債発行を取りやめるものでございます。

次の過疎地域自立促進特別事業債でございますが、これは公共施設の取り壊しあるいは福地地区の地籍再調査に充てる起債でございます。1億1,580万円から1億1,200万円に変更するものでございます。

続いて、圃場整備事業債でございますが、これは千曳地区の圃場整備に充てるものです。補正前の限度額5,000万円を4,120万円に変更いたします。

続いて、町道整備事業債でございますが、北本村南古館線外町道の整備事業に充てる起債でございます。6,970万円から5,040万円に変更するものです。

続いて、消防防災施設整備事業債でございますが、名川2分団のタンク車購入に係る起債でございます。4,000万円から3,950万円に変更するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債につきましては、890万円から960万円に変更するものです。これは事業費精査の結果でございます。

農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、5,280万円から420万円と大幅に減額いたします。先ほども申し上げました事業費の確定あるいは補助率の増高により大幅に減額するものでございます。

合計3億5,390万円、これは補正前の限度額から9,700万円減額し、2億5,690万円とするものでございます。全て事業費の確定に基づく調整でございます。

前のページ、第2表繰越明許費でございます。まず、3款2項子ども・子育て支援制度システム導入事業につきましては、1,351万円。

8款5項公営住宅整備事業につきましては1億100万円。

10款1項学校施設環境改善交付金事業、小中体育館の照明の改修ですね、これが2,753万9,000円。

11款1項農林水産業施設災害復旧事業については1億1,664万2,000円、公共債につきましては3,000万円、合計2億8,869万1,000円を繰り越すものでございます。いずれも年度内に事業が完了しないため、平成26年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。馬場又彦君。

○13番（馬場又彦君） 100ページの8款土木費の2目ですけれども、門前・浅水線から旧南部中学校の後ろの沖田面の裏の町道拡幅事業ですけれども、さっぱり進まないような感じですが、それは何か土地の買収か何かが絡んでいるのかどうかお聞きします。土地の買収は終わったのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 旧南部地区の改良工事ですけれども、用地買収につきましては5名ほどの用地買収がまだ契約してございません。今、交渉中でございます。工事費につきましては、道路整備のほうを要求しておりますけれども、満額ついておりませんので、計画どおり工事のほうを進めてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 馬場又彦君。

○13番（馬場又彦君） 完成年度は、目標はいつごろだと、大体していますでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 交付申請しております、補助事業費のつきぐあいにもよりますけれども、計画でいきますと、これから用地買収等を進めまして、あと数年というか、三、四年ぐらいはかかる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。馬場又彦君。

○13番（馬場又彦君） その用地買収がずっと前からこの計画はあるんですけれども、その用地買収がなかなか進まないというのは、やっぱり何かのあれがあるんでしょうか。「売らない」とか、例えば「価格が合わない」とかそういう。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 今の、用地交渉をしている相手ですけれども、まず、相続の関係者もおります。また、議員おっしゃるとおり、価格面でちょっと折り合いがつかないということで未契約になってございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第38、議案第36号、平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(福田 修君) それでは、議案書109ページをお願いいたします。

議案第36号、平成25年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億704万8,000円とするものでございます。

112ページをお願いいたします。

歳入からご説明をいたします。

2款1項1目財産売払収入、補正前の金額が3,891万2,000円、440万円減額補正で3,451万2,000円となります。1節の物品売払収入でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目管理運営費で440万円を減額いたしまして1億694万8,000円とするものでございます。4節、それから19節に関しましては、人件費の確定見込みによる不用額を整理したものでございます。11節需用費については、賄い材料費の減額ということで250万円の減額でございます。それから、13節、15節、委託料、工事請負費につきましては、施設の設計監理業務委託、そ

れから、施設の改修工事が終了したことによりまして減額するものでございます。それから、18節の備品購入費に関しましては、車を1台購入した入札残ということで減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第39、議案第37号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

※川守田稔君 退席

○健康福祉課長（高森正義君） 114ページをお開きください。

議案第37号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いた

します。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,912万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,159万9,000円とするものです。

125ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費です。補正前の額が14億7,600万円を4,800万円減額し、14億2,800万とするものであります。動向といたしましては、平成24年の決算額10億3,000万円を下回る見込みとなっております。

次の2目の退職被保険者療養給付費の動向ですが、今補正では2,000万円の減額をし、1億としております。平成24年の決算をやや上回る見込みとなっております。

次に、128ページをお開きください。

7款共同事業拠出金1項1目高額医療費共同事業拠出金、これは高額医療の30万円以上にかかわる部分になりますけれども、969万7,000円を減額し、5,830万3,000円とするものです。

次の2目保健財政共同安定化事業拠出金、これは80万円以上の高額医療にかかわる部分になりますけれども、2,518万8,000円を減額し、2億5,881万2,000円とするものであります。

次のページの8款1項1目特定健康診査等事業費23節償還金、返還金の199万8,000円は平成24年度の事業確定に基づく返還金となるものであります。

次の、下段の9款1項1目財政調整基金積立金になりますけれども、1,640万8,000円の減額としております。

次に、歳入に入ります。122ページをお開きください。

3款1項1目療養費等負担金、減額会計となりますが、これまで3月決算において支出にかかわる部分について歳入をそのまま国庫支出金と同じバランスとるようにしてはいましたが、歳入全体が確定している段階ですので、確定した歳入と歳出の差額につきましては、これから説明しますけれども、財政調整基金繰入金のほうで調整するという形で、今後、国保会計の中の歳入につきましては、国・県から示されるその時々の実績な補正額を計上していくものとしますので、ご了承願いたいと思います。

補正額3億1,464万9,000円で、計4億3,920万6,000円とするものであります。その他、国庫支出金療養費交付金等につきましては、同じく事業の精査に基づくものであります。

下段の5款1項1目前期高齢者交付金1億2,496万2,000円の増額となっております。これは、支払基金から前期高齢者の人口に見合った形で回ってきますけれども、これは大きな額となっております。

次ページの7款1項1目、2目につきましては、先ほど歳出で申し上げましたとおり、歳入につきましては、1項高額医療費共同事業交付金につきましては1,022万7,000円の増額、2目保健財政共同安定化事業交付金につきましては、3,882万4,000円の減額とし、計1,859万7,000円の減額となって合計額が2億9,440万3,000円となります。

それから、最下段、先ほど申しましたが、繰入金、基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、8,046万4,000円の計上としております。

次ページの124ページになりますけれども、9款2項1目一般会計繰入金、これにつきましては、所要の事業の確定に基づきまして減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第40、議案第38号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

※川守田稔君 着席

○健康福祉課長（高森正義君） 132ページをお開きください。

議案第38号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,923万3,000円とするものであります。

141ページをお開きください。歳出からご説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費の中の13節委託料、介護保険システム改修費173万3,000円につきましては、4月以降のシステム改修にかかわる部分になります。

それから、下段の2款1項1目介護サービス等諸費につきましては、説明の中にありますとおり、多くのものが減額になっておりましたけれども、その中でも3段目、施設介護サービス給付につきましては3,308万3,000円の減額となって、計、これらについては591万5,000円の減額で、合計が21億1,328万9,000円となります。

続きまして、次のページ、下段になりますけれども、6目介護予防サービス等諸費、700万の補正で合計6,970万3,000円となっておりますけれども、700万円の内訳の中で、説明の中にありますが、介護予防サービス給付費488万8,000円の内容が大きいものとなっております。

続きまして、歳入のほうの説明をしたいと思います。138ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、補正額111万8,000円の減額と見込んでおります。計3億6,677万4,000円となります。

国庫支出金につきましては、事業の精査によって所要の補正を行っております。まず、3款2項1目から5目まで628万5,000円の増額となり、合計で2億2,370万2,000円となっております。

それから、140ページ、最後の10款1項1目財政安定化債、3,200万円の予算計上でありましたが、介護保険事業の給付費の伸びが当初より見込まれないために全額減額補正としてゼロとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第41、議案第39号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 147ページをお開きください。

議案第39号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万3,000円とするものです。

150ページをお開きください。歳入の説明をいたします。

1款1項1目居宅介護支援サービス計画費については176万円の減額、2目介護予防支援計画費につきましては109万4,000円の増額で、計66万6,000円の減額で、トータルでは1,302万円となります。

それから、3款1項1目繰越金につきましては、106万円を計上しております。

次のページをお願いします。歳出について説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費39万4,000円の増額となります。内訳につきましては、4 節共済費と13節委託料となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第42、議案第40号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 153ページをお開きください。

議案第40号、平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ629万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,612万6,000円とするものであります。

157ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料につきましては、727万8,000円の減額となっておりますが、これは広域連合から示される保険料の精査によって示された金額を計上したものであります。

それから、次の3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、261万5,000円の減額となっております。

それから、次ページ、歳出についてご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては30万7,000円の減額、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては598万9,000円の減額となり、トータルでは1 億7,643万2,000円となるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第43、議案第41号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 159ページになります。

議案第41号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第2条の下のほうになりますけれども、第1款資本的収入の、既決予定額12億8,760万2,000円から5,171万3,000円を減額し12億3,588万9,000円に、支出の第1款資本的支出の既決予定額15億2,837万6,000円から2,825万円を減額し15億12万6,000円とするものでございます。

162ページをお願いします。

資本的収入及び支出になります。収入の第1款資本的収入3項繰入金1目国保事業勘定繰入金ですが、5,171万3,000円を減額し5,027万1,000円とするものです。内訳としまして、国保直営診療施設調整交付金5,171万3,000円の減額でございます。内訳としまして、オーダリングシステムに対する国保調整交付金ですが、来年度、26年度の申請及び交付となることから、減額するものでございます。

支出の第1款資本的支出1項建設改良費2目建物の2,825万円を減額し、10億342万6,000円とするものです。内容につきましては、医師住宅工事費2,700万円の減額、医師住宅施工管理費125万円の減額となります。内容については、予定していた医師住宅については入札不成立となったことから、来年度、平成26年度に延期するため、この額を減額するものでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 今説明あった医師住宅の不成立といいますか、原因、それから、これから26年度から建設に入っても開業には支障ないと判断してこれにしたものですか。それとも、何か原因があって再度、入札をかける時間的な余裕がなかったものですか。その辺ちょっと説明してください。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） まず最初に、入札不成立になった原因ですけれども、工事関

係が集中したせいで現場代理人が少なく辞退という方、及び、うちのほうの設計額に対して少ないということから辞退が多かったです。そのため、その次に単価を見直すということで考えたら、被災地のほうへの供給が、実は軽量鉄骨だったんですけれども、需要が高くなったということで金額がかなりはね上がりました。その件もあって、木造、在来工法でやったほうが価格も安くなるということで、内容をちょっと見直しをした経緯がございます。

間に合うのかということですが、26年のオープンには医師住宅のほうは間に合いません。したがって、今、設計を終わって、新年度に入ったらすぐに入札をかけるということで、大体8月ごろまでには完成できるかなと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） 今、説明あった資材とかなんてというのは、待っていてもこれは下がってきません。資材はまだまだ上がる予想になっています。ですから、その辺の見通し、例えば、今、本体工事をやっている業者に随契でやってもらうとか、そういうところまで検討したんですか。それとも、あくまでもこれは単独で町内業者なりに限定して入札を立てるという前提で進めたのか、総合的にその辺はどういうふうに検討されてやっていたか。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 不成立になった段階で、町内の業者がほとんど入っていましたけれども、当然、JVが本体のほうをやってございましたので、話をさせていただきました。そうしたら、JVのほうではちょっと難しいということがありまして、今の結果になっております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第42号から議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) お諮りします。この際、日程第44、議案第42号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第45、議案第43号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第46、議案第44号、平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第42号から議案第44号まで3件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(工藤良夫君) 163ページをお願いいたします。

議案第42号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明します。

今回の補正予算は、事業の確定により予算を精査し、補正するものです。

第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,762万4,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億4,337万6,000円とするものです。

第2条の地方債の補正は第2表でご説明いたしますので、166ページをお開きください。

第2表地方債補正であります。平成25年度建設事業の確定により、公共下水道事業の限度額を1,600万円減額し、4,400万円とするものです。

次に、171ページをお開きください。歳出について説明いたします。

1款1項1目施設管理費において65万円を減額し、1,021万4,000円とするものです。不用額を減額するものです。主な内容といたしましては、15節工事請負費50万円を減額するものです。

2款1項1目公共下水道建設費において、3,548万6,000円を減額し、1億494万6,000円とするものです。内容といたしましては、13節委託料は補助事業費の減により710万円を減額し、15節工事請負費も同じく補助事業費の減により2,350万円減額するものです。

3款1項2目23節利子は、償還計画の確定により148万8,000円を減額し、2,100万円とするものです。

戻りまして169ページをお願いいたします。

歳入についてでありますけれども、1款1項1目公共下水道事業使用料60万円を増額し、299万5,000円とするものです。

2款1項1目下水道事業国庫補助金は、建設事業の確定により1,600万円を減額し、4,400万円とするものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、総事業費の確定により952万1,000円を減額し、4,901万9,000円とするものです。

次のページとなります。6款1項1目下水道事業債は、第2表での地方債のとおり、平成25年度の事業確定により1,600万円を減額し、4,400万円とするものです。

以上で公共下水道の説明を終わります。

次に、174ページをお開きください。

議案第43号、平成25年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,036万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,675万1,000円とするものです。

それでは、178ページをお開きください。歳出について説明いたします。

1款1項2目施設管理費において1,040万5,000円を減額し、5,036万円とするものです。13節委託料は入札の減により410万円減額、15節工事請負費は工法見直しにより600万円減額するもの

です。

前のページにお戻りください。177ページになります。歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目 農業集落排水使用料は400万円の増額となり、2,963万7,000円とするものです。

2 款 1 項 1 目 一般会計繰入金において1,431万円の減額となり、2 億2,706万4,000円とするものです。

以上で農業集落排水事業の説明を終わります。

次に、180ページをお願いいたします。

議案第44号、平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万4,000円を減額し、歳入歳出予算のそれぞれを596万4,000円とするものです。

184ページをお開きください。歳出について説明いたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費において72万4,000円減額し、357万4,000円とするもので、13節委託料の測量設計業務入札残によるものです。

戻りまして183ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

1 款 1 項 1 目の水道使用料の増により13万6,000円増額し56万8,000円とし、2 款 1 項 1 目 一般会計繰入金を事業費精査により86万円減額し、539万5,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号から議案第44号までを採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第42号から議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第47、議案第45号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） それでは、補正予算のご説明をいたします。185ページをごらんいただきたいと思います。

議案第45号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ312万円を減額し、歳入歳出予算総額を3億8,983万6,000円とするものでございます。

まず、歳入についてご説明いたします。189ページをお願いいたします。

1款1項1目1節施設介護サービス費では640万円を減額し、また、2款1項1目1節入所利用料が610万円の減額となったものでございます。この減額の要因は、入所利用者数の減により減額補正したものでございます。

次に、4款1項1目1節一般会計繰入金は938万円の増額でございます。これは、収入の減額により、一般会計繰入金で調整させていただいたものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。その下の190ページでございます。

1款1項1目の一般管理費では182万円を減額補正したもので、その主なものは、7節賃金で210万円を減額いたしました。これは、臨時職員の退職に伴い減額したものであります。

次に、1款1項2目療養費では130万円を減額補正したもので、11節需用費の消耗品50万、医薬材料費20万円、13節の委託料では給食業務の60万円を減額したもので、これは不用額を調整したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月11日は午前10時から本会議を再開します。

なお、本会議終了後、引き続き予算特別委員会が開催されますので、よろしくお願ひします。

本日は散会します。

ご協力、まことにありがとうございます。

（午後2時13分）

平成26年3月11日（火曜日）

第55回南部町議会定例会会議録

（第5号）

第55回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成26年3月11日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第1号 平成26年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第2号 平成26年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第3号 平成26年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第4号 平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第5号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第6号 平成26年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第7号 平成26年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 8 議案第8号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第9号 平成26年度南部町病院事業会計予算
- 第 10 議案第10号 平成26年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第11号 平成26年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12 議案第12号 平成26年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 13 議案第13号 平成26年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 14 議案第14号 平成26年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 15 議案第15号 平成26年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 16 議案第16号 平成26年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 17 議案第17号 平成26年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 18 議案第18号 平成26年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 19 常任委員会報告
- 第 20 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第46号 平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員 (18名)

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	谷内恭介君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	川守田貢君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	西村久君	農業委員会事務局長	北山哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	留目日出子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第55回南部町議会定例会を再開します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第1号から議案第18号の委員長報告、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第1号から日程第18、議案第18号までの平成26年度南部町各会計予算18件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第1号から議案第18号までの議案18件を一括議題とします。

ただ今、議題となりました平成26年度南部町各会計予算18件は、予算特別委員会において審査を終了しておりましたので、ここで、委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長川守田稔君。

（予算特別委員会委員長 川守田稔君 登壇）

○予算特別委員会委員長（川守田稔君） おはようございます。予算特別委員会の審査結果をご報告いたします。

去る3月6日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第1号から議案第18号までの平成26年度南部町各会計予算議案18件につきまして、3月7日及び10日に本委員会を開催いたしまして慎重審議いたしました。その結果は、全議案とも原案のとおり可決されました。以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

予算特別委員会の審査結果は、議案第1号から議案第18号までの議案18件いずれも原案のとおり可決であります。

質疑は予算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論を行います。討論はありませんか。14番、立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 2014年度南部町一般会計予算案について討論を行ないます。

はじめに、4月からの消費税増税を大きな柱にした2014年度政府予算案について、その内容はどのようなものでしょうか。

17年ぶりの消費税率の引き上げなどで、国民に大きな負担を強いる一方、軍事費や大企業向けの大型公共事業などには大盤振る舞いの、典型的な逆立ち予算です。

国民の暮らしの実態を顧みず増税を実施すれば、国内消費をさらに冷え込ませ経済の土台を壊します。「消費税増税は社会保障のため」という口実の破たんは明らかです。社会保障費の伸び率は、予算全体の伸びを下回りました。高齢化などによる、自然増分すらまかなえません。その結果、年金、児童扶養手当、生活保護費などを2013年度に続き、大幅にカットする方針です。暮らしや社会報償などへの冷たさと対照的に、軍事費や大型公共事業が2年連続で大きく突出していることは異常そのものです。国の財政が厳しいと国民の暮らしに犠牲を求めながら不要不急の大型公共事業に税金をつぎ込むことは、財政危機を進める逆行ではないでしょうか。無謀な消費税増税を中止し、働く人の賃上げ、中小企業の営業を守るなど、国民の所得を増やすことを最優先にした経済政策に転ずることが求められます。

当町の一般会計予算案についてであります。住民の要求実現の運動が実り、喜ばれている項目はあります。中学卒業までの子ども医療費無料化、住宅リフォーム助成などです。

しかしながら、国保税の引き下げ、法定外の一般財源からの繰り入れ、基金の取り崩しなどは、実行されていません。社会保障制度をどのように考えているのでしょうか。これからも住民の要求実現のため、努力していくことを表明し、反対討論といたします。

2014年度南部町国民健康保険特別会計予算案について討論を行ないます。高すぎる国保税のため、払いきれない世帯をふやし、その結果、保険証を取り上げられ、医療機関にかかれぬ人々をふやしつづけています。社会保障制度の基本原則に自助自立を掲げた現政権は、公的医療から

国の責任の後退を狙っていますが許されません。国民の危機を引き起こした最大の原因は、歴代政権が市区町村の国保財政への国庫負担を大幅に削減したことにあります。大企業の雇用破壊などによって急増した非正規労働者や無業者などが国保加入者の多数を占めるようになったことも、国保の貧困化に拍車をかけています。国庫負担の引き上げ、国の責任による保険料引き下げなどを通じて、国保制度を再生させる改革こそが急務ではないでしょうか。当町の国保会計は、破たんしているわけではありません。国保税引き下げなどを、国保加入者の負担軽減を求め反対討論といたします。

2014年度南部町介護保険特別会計予算案について討論を行います。介護保険制度は14年前、介護の社会化を実現するとして導入されました。しかし、歴代政権の社会保障切り捨て路線のもと、高過ぎる利用料、サービス利用の制限、提供体制の不足などにより、高齢者が必要な介護を受けられない事態が深刻化しています。

家族の介護のため、離職する人は毎年8万人から10万人とも言われています。介護を苦にした心中、殺人など痛ましい事件も後を絶ちません。介護制度は抜本的な立て直しこそ求められます。国民に更なる負担増、給付減を押し付け、国の責任を放棄する改悪は制度の危機と経済・社会の荒廃を一層、深刻にするだけではないでしょうか。このような状況があるとは言え、自治体として介護保険料・利用料の減免、介護サービスの拡充に努めている市区町村はあります。当町の取り組みをお求めます。反対討論といたします。

2014年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案について討論を行います。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを一つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度が後期高齢者医療制度です。高齢者をお荷物扱いする政治に未来はありません。安倍政権による社会保障大改悪を許さない住民の協働を大きく広げ、後期高齢者医療制度をきっぱり廃止し、差別医療の仕組みを撤廃する闘いが急がれます。以上の理由を述べ反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより分別して採決します。最初に議案第1号平成26年度南部町一般会計予算を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成26年度南部町学校給食センター特別会計予算から、議案第4号平成26年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算までの3件を一括して採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成26年度南部町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成26年度南部町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成26年度南部町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成26年度南部町病院事業会計予算から、議案第18号平成26年度南部町大平財産区特別会計予算までの10件を一括して採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

議案第9号から議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第19、常任委員会報告を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。

説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査及び審査の件

○議長（坂本正紀君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題とします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査及び審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査及び審査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

本日、町長から議案第46号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第46号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

(午前10時17分)

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配布のとおりであります。

(午前10時18分)

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登

壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長（工藤祐直君） 本日提案いたします議案は、補正予算1件でございます。

それでは、提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案第46号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算であります。消費税率等の引き上げ及びリンゴの収量が全国的に不足している状況にあり、平均価格が高止まりで推移しており、受託販売代金の増に伴う補正であり、最終歳出予算の総額をそれぞれ2億1,400万円追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の際、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案どおりご議決を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 追加日程第2、議案第46号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（工藤敏彦君） それでは、議案第46号につきましてご説明をいたします。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億242万6,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款事業収入、1項受託金、1目受託販売収入でございます。2億円の追加でございます。この追加に伴いまして、1款、2項手数料、1目受託販売手数料、1,400万円を追加するものでございます。

歳出でございます。5ページでございますが、1款受託金（事業勘定）、1項受託費、1目受託販売代金、2億円を補正して、28億5,000万とするものでございます。1款市場費（業務勘定）、1項市場管理費、2目一般管理費、積立金でございますが、手数料収入1,400万円を追加いたし

ましたので、積立金に1,400万円を追加して、歳入歳出のバランスを取るものでございます。

要因でございますが、リンゴ価格のほうが1月に入りまして、平均価格が前年96円から今年は167円ということで7割程度高くなっております。原因といたしましては、先ほど町長からも説明がございましたけども、リンゴが15%程度減と、収入が減ということでございます。

それと、消費税アップの駆け込み。それから、今年は大手コンビニチェーンさんの方の商品が大変良く売れているということで、これに向けた加工原料が大変、値上がりをしたということでございまして、その商品というのはリンゴのデニッシュと申しますか、そういう商品だそうですけども、県内には無いコンビニチェーンだと聞いております。1万6,000店舗あるコンビニだということで、1日16万個ずつ売れるということで、計算いたしますと1日3トン以上の加工品が、当町のリンゴが売れているということで、なぜ、町営市場なのかということでしたけども、最近、エビなんかの産地、それから商品名の偽造ではありませんが、誤表示というものがございまして、出荷の経路と言いますか、そういうものの表示が大変、しっかりしているという「町営市場のほうのリンゴを採用しろ」というふうに、そういう注文があったということでございまして。大変、ありがたいなと思ってございます。今年も、その他にもお菓子メーカーさんとか焼き肉のタレの大手のメーカー、大手の飲料メーカーさんからも加工向けの商品につきましては、大変、良い注文をいただいたということで、2億を追加させていただきたいということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますのでこれを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第55回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月3日から本日までの長期間にわたる日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

また、平成26年度の一般会計及び各特別会計の当初予算案のほか、条例案、並びに補正予算案等、提案いたしました全議案とも、慎重審議のうえ、原案のとおりご議決、ご承認を賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

本日、3月11日は、未曾有の被害をもたらした、あの東日本大震災から3年目の日であります。犠牲になられた多くの方々に対し、改めて、深く哀悼の意を表するとともに、今なお避難生活を続ける被災者の皆様に、一刻も早く笑顔が戻ることを心から願うものであります。

当町におきましても、被災地に対し、災害直後から様々な支援を続けているところでありますが、少しでも復興のお役に立てるよう来年度におきましても職員の派遣を通じた人的支援を行うこととしております。

豊かな生活には、何よりも安全・安心が基本であります。当町におきましても、馬淵川の河川改修をはじめとした防災体制の確立には最優先で取り組むとともに、先の大雪により被害に遭われたの方々に対しても、国や県に対してしっかりと現状を説明し、町としても十分な支援ができるように要望してまいりたいと考えております。

そして、水害・雪害などの災害を乗り切るためには、自助・共助・公助を合わせた、地域の防災力が重要であります。町民個々のご協力、地域のご協力もお願いするものであります。

さて、平和の祭典であるソチオリンピックが閉幕し、日本は金メダル1個を含む8個のメダルを獲得いたしました。私もテレビで応援いたしました。出場した選手の頑張りに、メダルの数以上の大きな感動をいただき、スポーツの素晴らしさと努力の尊さを改めて感じたところであり

ます。続いて開幕したパラリンピックにつきましても、連日、日本人選手の活躍が報じられておりますが、参加している全ての皆様に心からエールを送るものであります。

しかし、世界に目を向けてみますと、紛争や混乱により、不安な日々を過ごす方々も少なくなく、当たり前のように平和に暮らしている私どもといたしましても、心が痛むものであります。

日本におきましても、東アジアにおける近隣諸国の対立や、T P P交渉の難航など、我が国の安全保障や国益に影響する難題が山積しております。

当町といたしましては、国や県の動向に注視しながら、方向を見誤ることなく、着実に施策を実施して参る所存であります。

さて私は、所信表明におきまして、町民が夢や希望を持つことができる町にしなければならないと申し上げました。

南部町には、老いも若きも、男女の別なく、多種多様な分野において、数え上げれば切りがないぐらいに、たくさんの町民の方々がしっかりと前を向き、必死に頑張っています。そんな方々から直接話を聴き、一緒になって考え、努力が報われるように後押しをしていく。そして、町民の夢や希望を、未来の子どもたちにつないでいくことが私どもの役割だと考えております。

平成26年度は、南部町総合振興計画後期計画の2年目の年となります。

三つの重点プロジェクトの一つである「保健・医療・福祉プロジェクト」では、保健・医療・福祉サービスの提供体制を統合した、「地域包括ケアシステム」の中核施設としての機能を有する「医療健康センター」の完成により、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる環境の整備を行って参ります。

「達者村プロジェクト」では、開村10周年を迎え、さらなる達者村事業の推進を図るため、受入体制や農業体験メニューの充実に加え、当町独自の新たな事業展開を実践し、引き続きグリーン・ツーリズムの振興を図って参ります。

「協働・参画プロジェクト」では、鍋条例の精神である、家族や仲間、友人との繋がりや絆を深め、町の活性化を図り、地産地消や食育を推進するため、町民を巻き込んだ活動へと展開して参ります。

また、職員が積極的に町民と関わり、町民の声に耳を傾け、その声を吸い上げるために、町民の方々と一緒に、「何ができるのか」「できることは何か」を共に考え、今後の「地域づくり」を進めていくために「地域担当職員制度」を取り入れて、一歩進んだ協働によるまちづくりの形を目指していきたいと考えております。

さて、3月に入り、各学校では卒業式が行われ、たくさんの子どもたちが慣れ親しんだ学び舎

を巢立ち、新しい生活に向かうために思いを新たにします。

私も、初心を忘れず、思いを新たに南部町の基本計画である「総合振興計画」を着実に進めていくために、職員一丸となって全身全霊をもって取り組んでいく所存であります。

そのためには、議会冒頭で申し上げました所信を基本とし、ご議決をいただきました、平成26年度当初予算に計上した事業及び平成25年度補正予算に計上した事業を着実に執行して参りますので、議員各位におかれましても、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げ、本定例会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、東日本大震災から3年目の日にあたります。犠牲になられました多くの方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、1日でも早い復興を願うものでございます。

さて、今期定例会は、3日の開会以来、本日まで9日間にわたり、議員各位には提案されました新年度の当初予算をはじめ、条例制定など多くの重要案件について、終始熱心にご審議をいただき、全ての議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことを、議長として、厚くお礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位におかれましても、常に真摯な態度をもって、審議にご協力をいただき、感謝を申し上げます。本会議、予算特別委員会において、議員各位から述べられました意見並びに要望事項につきましては、特に考慮を払われ、これからの町政運営に十分に反映されますよう切望する次第であります。

皆様におかれましては、年度末でもあり何かとご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にはご留意され、町政の積極的な推進にご尽力賜わりますことをお願い申し上げまして、第55回定例会閉会のあいさつといたします。誠に、ありがとうございました。

ここで、本日、東日本大震災から3年目を迎えるにあたり、犠牲となられた皆様のご冥福と被災地の早期復興をお祈りし、黙祷を捧げたいと存じます。皆さま、ご起立願います。黙祷。

（黙祷）

○議長（坂本正紀君） 黙祷を終わります。ご協力ありがとうございました。

これをもちまして、第55回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時35分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂 本 正 紀

署 名 議 員 八木田 憲 司

署 名 議 員 中 館 文 雄